

特許庁委託事業

深圳におけるイノベーション企業に対する
知的財産に関する支援体制について
～政策、支援機関、証券化、上場と知財～

2021 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

広州事務所・香港事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

〈目次〉

第一章 深圳のイノベーション企業の知財動向と課題	1
1.1. はじめに.....	1
1.2. 深圳市のイノベーション企業の知的財産の発展動向	4
1.2.1. 深圳市の企業の専利（特許・実用新案・意匠）出願の動向	4
1.2.2. 深圳市のハイテク企業の専利出願の動向	11
1.2.3. 深圳市の企業の商標出願と登録の状況	13
1.2.4. 深圳における知的財産権関連の重要事件及び裁判例	14
1.2.5. 深圳のイノベーション企業における知的財産の現状と課題	30
1.3. まとめ	39
第二章 深圳における知的財産に関する政策及び支援	41
2.1 深圳における知的財産に関する政府政策	41
2.1.1. 中央政府の政策.....	41
2.1.2. 深圳市政府の政策.....	44
2.1.3. まとめ.....	62
2.2. 深圳における知的財産権証券化.....	63
2.2.1. 知的財産権証券化の主要なモデル及び「深圳モデル」	63
2.2.2. 知的財産権証券化における「深圳高新投」の役割	68
2.2.3. まとめ.....	71
2.3. 深圳市の知的財産支援機関.....	72
2.3.1. 深圳市市場监督管理局（深圳市知識産権局）	72
2.3.2. 中国（深圳）知的財産権保護センター	87
2.3.3. 中国（南方）知的財産権運営センター	92
2.3.4. 南山区知的財産権促進センター/南山知的財産権保護センター	98
2.3.5. 国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンター	101
2.3.6. 深圳公証処知的財産権サービスセンター	103
2.3.7. 国家専利技術（深圳）展示取引センター	105
2.3.8. まとめ.....	107

2.4.	知的財産権サービスを提供する民間団体.....	110
2.4.1.	深圳市南山区知的財産権連盟.....	110
2.4.2.	深圳市知的財産権連合会.....	115
2.4.3.	深圳市專利協會.....	122
2.4.4.	深圳大学 技術移転センター.....	129
2.4.5.	南方科技大学 技術移転センター等.....	134
2.4.6.	まとめ.....	136
第三章	深圳創業板等への上場と知的財産権との関係.....	138
3.1.	深圳創業板の概要.....	138
3.2.	創業板上場制度における知的財産権審査のポイント.....	144
3.2.1.	ポイント一：知的財産権資産情報の検証と開示.....	145
3.2.2.	ポイント二：株主の知的財産権による出資状況の検証.....	149
3.2.3.	ポイント三：発行者（企業）に関連する重要な知財紛争の検証.....	150
3.2.4.	ポイント四：成長性に関する特別意見の発行.....	150
3.2.5.	ポイント五：知的財産権管理制度及びシステムの構築状況.....	150
3.3.	企業が上場過程において直面する知的財産権問題.....	151
3.3.1.	知的財産権情報開示と事実との不一致.....	151
3.3.2.	知的財産権訴訟による主要事業への重大な影響.....	152
3.3.3.	内部に起因する知的財産権問題.....	152
3.3.4.	外部に起因する知的財産権問題.....	153
3.3.5.	特許の無効化による主要事業への影響.....	153
3.3.6.	離職者の知的財産権に関する紛争.....	154
3.3.7.	共同研究開発の特許所有権問題.....	154
3.3.8.	社内の知的財産権管理の規範化有無の問題.....	155
3.3.9.	知的財産権の欠陥により IPO が阻止された企業リスト.....	155
3.4.	深圳の創業板における知的財産権の欠陥のある事例の説明及び分析.....	156
3.5.	まとめ.....	164
第四章	総括.....	167

第一章 深圳のイノベーション企業の知財動向と課題

1.1. はじめに

本報告書は、深圳のイノベーション企業（「科创型」企業）に対して実施されている知的財産に関する支援、例えば政策や各支援機関の取組み、知財関連の民間団体の概要、深圳創業板における上場と知的財産の関係などを明らかにし、深圳での投資やイノベーションの機会の探索、及びイノベーション政策におけるベンチマークとしての深圳における参考情報を提供することを目的とする。なお、統計については、報告書作成時点で公開された 2019 年までのデータを中心に分析を行った。

深圳を調査対象とした理由として、この都市のイノベーションの発展状況を簡単に紹介する。約 40 年前となる 1980 年、中国南部、香港に隣接する辺境の町に中国初の経済特区が誕生して以降、創業した多くの企業が「科学技術」を深圳の旗印として世界的な工業化、都市化、現代化を推し進め、一人当たり GDP は中国で第 1 位となり、国際的なイノベーション都市といわれるようになった。深圳における 90%以上のイノベーション企業は地元の企業であり、90%以上の研究開発組織が企業内に設立され、90%以上の研究開発者が企業に集中しており、90%以上の研究開発資金が企業から提供され、90%以上の職務発明が企業から生み出され、90%以上の重要な科学技術プロジェクトに関する発明専利（特許）が「竜頭企業」から生み出されている¹。深圳には 300 以上の上場企業があり²、時価総額は 10 兆元を超え、全国で第 2 位である。2020 年の「フォーチュン」中国 500 ランキングには、広東省のランクイン企業のうち半数を占める 33 の深圳の上場企業がランクインしている³。この深圳の成長は、特に技術力に優位性を持つ多数のテクノロジー企業と密接な関係がある。現在、深圳の研究開発投資は GDP で 4.93%を占め、1.7 万社以上の国家級ハイテク（高

¹新華網、[2021-02-23].http://www.xinhuanet.com/fortune/2020-10/14/c_1126611399.htm

²広東省科学技術庁、

[2021-01-02].<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1685659732298870736&wfr=spider&for=pc>

³中商情報網、[2021-02-23].<https://top.askci.com/news/20200728/1802481165059.shtml>

新技术) 企業が所在し、様々なイノベーションキャリア (国家、省、市レベルの重点実験室、工程技术研究中心、工程實驗室、工程研究中心、企業技術研究中心等) は 2642 にも達し、新經濟が GDP で占める割合は 60%を超え、10,000 人当たりの發明專利の数は 16 年連続で全国の大・中規模都市の中で第 1 位となっている。5G 通信、遺伝子シーケンシング、無人航空機 (ドローン)、新エネルギー自動車、メタマテリアル、フレキシブルディスプレイなどの分野では、深圳のイノベーション力は国際的に最先端のレベルにあるといえる。

2020 年は深圳經濟特區設立 40 周年の年であり、深圳市南山区設立 30 周年の年でもある。南山区は、深圳のハイテク企業が密集している地域として、中興 (ZTE)、華為 (ファーウェイ)、騰訊 (テンセント)、大疆 (DJI) などの著名なテクノロジー企業がここで誕生している。これら地元のハイテク企業のほか、阿里巴巴 (アリババ) (本部：浙江省杭州市)、百度 (バイドゥ) (本部：北京市)、今日頭条 (Toutiao) (現在の本部：深圳市) などのインターネットテクノロジー企業が進出している。

深圳のほとんどのテクノロジー企業の共通の特徴は次のとおりとされている。すなわち、1.年齢が若い。起業家の年齢はほとんどが 40 歳前後である。2.速度が速い。起業からわずか 20 年以下で 10 億以上の資産を持つようになった。3.資本市場の力を利用している。企業発展の重要なポイントでベンチャーキャピタルによる推進に市場經濟のルールを加えることにより、企業内部のマネジメントの変革を行ってきた。4.例えば、華為 (ファーウェイ) は、早期に「従業員が株式を保有する」体系を構築し、従業員の意欲を高めて企業の急速な発展を促した。

これらの特徴は時代背景や外部環境も大きく影響している。深圳は香港に隣接するという地理的な優位性から華僑が多く、香港から大規模な投資が行われ、深圳及びその周辺の都市、珠海、汕頭などに輸出加工区が設立された。同時に、広東省、特に深圳經濟特區に対する国家の優遇政策を利用して多数の外資企業が進出し、海外から先進的な科学技術を導入し、人材やマネジメントの経験も流入した。深圳市の多くのハイテク企業が力強く発展する本質的な理由は、これらによって培われた企業自身の先進的なマネジメント意識及び能力と国際性にある。

⁴「深圳市の高成長テクノロジー企業の成長規律に関する研究」、

[2021-02-24].<http://stic.sz.gov.cn/kjfw/rkx/rkxcgsjk/201711/P020171102719680020252.pdf>

このように、改革開放政策と地理的要因、そこに惹きつけられた人材や投資、そして技術及びマネジメント能力の相互作用により、深圳はイノベーション都市として発展してきたといえる。そこで、本報告書では、イノベーションのマネジメントに不可欠である知的財産に着目し、その動向や支援内容について紹介する。

1.2. 深圳市のイノベーション企業の知的財産の発展動向

1.2.1. 深圳市の企業の専利（特許・実用新案・意匠）出願の動向

1.2.1.1 専利出願と権利取得件数

専利（特許・実用新案・意匠）出願と権利取得件数は、都市の経済発展のレベル、イノベーションの発展の程度を反映する重要な指標である。本項では、2012年-2019年における深圳市の企業の専利出願と権利取得の動向を分析する⁵。なお、本報告書では中国語表記に準じて、日本における特許は「発明専利」、実用新案は「実用新型専利」、意匠は「外觀設計専利」とし、単に「専利」という場合は、特許、実用新案、意匠をすべて含むものとして取り扱う。

2019年、深圳市の専利権の創出は着実な成長を維持し、多くの指標が中国の各都市の中でもトップクラスにあった。2019年、深圳の国内専利出願数は、前年比14.39%増の261,502件に達し⁶、そのうち、発明専利出願は82,852件で、前年度より18.41%増加した。国内専利の権利取得数は、前年比18.83%増の166,609件で、そのうち、発明専利の権利取得件数は26,051件で、前年度より22.25%増加し、権利取得件数は北京に次ぎ、全国の主要都市において第2位で、全国の副省級都市において第1位である。

⁵ 深圳市の専利出願と権利取得件数の統計については、2019年10-12月の具体的なデータが公開されていないため、2020年1-11月と2019年1-11月の比較分析は行わない。

⁶ 深圳市市場监督管理局（深圳市市场监督管理局）、詳細については、「深圳市2019年度知的財産権統計分析報告書」に記載されている。

表 1-1 深圳市出願人の専利出願数と権利取得件数⁷

年	専利 出願 (件)	年間 成長 率 (%)	発明 専利 出願 (件)	年間 成長 率 (%)	専利 権利 取得 (件)	年間 成長 率 (%)	発明 専利 権利 取得 (件)	年間 成長 率 (%)	PCT 出願 (件)	年間 成長 率 (%)
2012 年	73,130	-	-	-	48,662	-	-	-	-	-
2013 年	80,657	10.3	-	-	49,756	2.2	-	-	-	-
2014 年	82,254	2.0	-	-	53,687	7.9	-	-	11,639	-
2015 年	105,481	28.2	40,028	-	72,120	34.3	16,957	4.2	13,308	14.3
2016 年	145,294	37.7	56,336	40.7	75,043	4.1	17,666	7.1	19,648	47.6
2017 年	177,103	21.9	60,258	7.0	94,250	25.6	18,926	12.6	20,457	4.1
2018 年	228,608	29.1	69,969	16.1	140,202	48.8	21,309	22.3	18,081	-11.6
2019 年	261,502	14.4	82,852	18.4	166,609	18.8	26,051	4.9	17,459	-3.4
2020 年 (1 月 -11 月)	276,467	-	80,522	-	202,198	21.4	27,328	-	17,351	-

⁷データ出所：深圳市市場監督管理局、

[2021-01-02].<http://search.gd.gov.cn/search/all/755003?keywords=%E4%B8%93%E5%88%A9%E7%94%B3%E8%AF%B7%E4%B8%8E%E6%8E%88%E6%9D%83>

なお、2010 年、2011 年のデータはウェブサイトには公開されておらず、2013 年、2014 年、2020 年のデータは完全公開されていない。表中の「-」は公開情報からデータを取得できなかったことを表す。

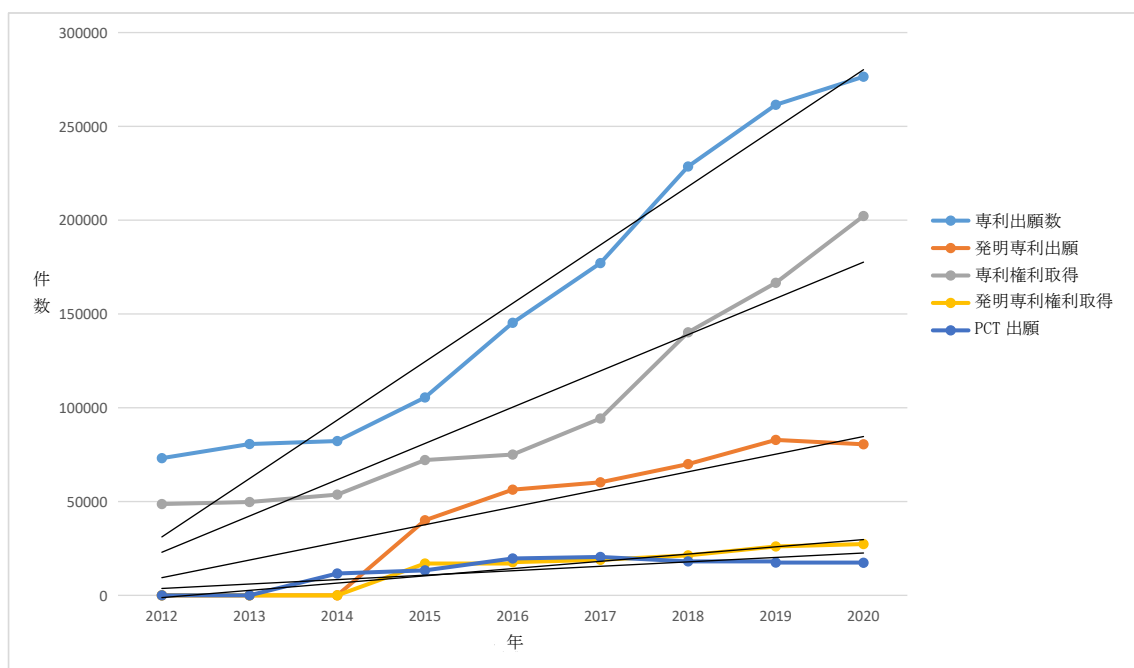


図 1-1 深圳市出願人の専利出願数と権利取得件数の推移
(2012 年-2020 年 (1 月-11 月))

表 1-1 には、2012 年-2020 年 (1 月-11 月) の各年の深圳市の専利出願及び権利取得の状況を示し、図 1-1 には、その推移をグラフで示している。グラフにおいて、水色の曲線は専利出願件数、オレンジ色の曲線は発明専利の出願件数、灰色の曲線は専利の権利取得件数、黄色の曲線は発明専利の権利取得件数、青色の曲線は PCT 国際出願の件数を表す。

深圳市出願人の専利出願件数は 2015 年以降成長速度が上昇し、それに応じて権利取得件数も急速な増加傾向を示している。発明専利の出願件数についても 2015 年と 2019 年とを比較すると倍増しているが、権利取得件数については出願件数の半分以上となっている。これは、実体審査の期間により出願増加の反映が数年後になることに加え、現在の中国では、自身の R&D の成果を保護するのではなく、政府補助金の申請を目的とする異常な専利出願が存在し、その多くは内容が本質的に同じで、新規性、進歩性⁸がないという問題を抱えており、実体審査を伴う発明専利では権利取得の割合が低くなっている可能性がある。

⁸ 「中華人民共和國特許法」、

[2021-01-02].<http://www.pudong.gov.cn/shpd/infoopen/infodetail.aspx?categorynum=003007&infoId=1e16d3d8-328d-407d-9d73-bfc423f55224>

2021 年 1 月に国家知識産権局（CNIPA）が発行した専利出願行為のさらなる厳格な規制に関する通知⁹によれば、2021 年末までに政府機関による各専利の「出願段階」の資金提供や補助金などを全面的に取りやめることとされており、このような異常な専利出願行為は今後減少してくる可能性がある。

PCT 国際出願は、企業が海外展開を行うための重要な手段として参考になる指標である。2019 年には、深圳市出願人の PCT 国際出願件数は中国全体の 30.6%を占めたが、2018 年、2019 年にはやや減少傾向を示している。

2019 年における深圳市の各区の専利出願数（発明・実用新型・外観設計）、権利取得件数の分布を表 1-2 に示す¹⁰。南山区は深圳のハイテク産業の集積区であり、深圳市の中でも特に発明専利において突出している。宝安区は実用新型・外観設計の件数に特徴があり、龍崗区、龍華区、福田区がその後に続く。

表 1-2 深圳市各区の特許出願状況（2019 年）

深圳各区	発明（件）	実用新型（件）	外観設計（件）	2019 年出願総数（件）
南山区	37,188	20,508	11,388	69,084
宝安区	10,006	34,106	16,721	60,833
龍崗区	11,876	17,003	12,505	41,384
龍華区	4,598	15,705	8,514	28,817
福田区	9,133	8,759	4,666	22,558
光明新区	3,801	8,515	3,223	15,539
羅湖区	2,632	3,774	5,406	11,812
坪山区	2,934	4,654	1,643	9,231
塩田区	236	357	678	1,271
大鵬新区	410	374	66	850

⁹国家知識産権局, [2021-01-28].https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/28/art_2431_156626.html

¹⁰深圳市市場監督管理局、詳細については、「深圳市 2019 年度知的財産権統計分析報告書」に記載されている。

1.2.1.2 中国專利獎（特許賞）

2020 年 7 月、第 21 回中国專利獎の審査結果が発表され¹¹、国家知識産権局は、受賞專利を計 869 件選出した。深圳市は 70 の賞を受賞し、そのうち、深圳市南山区は 28 件の賞を受賞し、その中に、医療機器の邁瑞医療（Mindray Medical）、通信の中興通訊（ZTE）、ドローン・ジンバルの大疆創新（DJI）が入選した 3 つの金賞を含み、全国で 7.5%を占め、広東省で 37.5%を占め、深圳市で 60%を占め、中興通訊、中国科学院深圳先進技術研究院、アンテナの華信天線（Harxon、北斗星通 BDStar 子会社）、ロボットの優必選（UBTECH）が入選した 4 つの銀賞を含んでおり、全国で 5.5%を占め、広東省で 33.3%を占め、深圳市で 66.7%を占める。

中国專利獎は、国家知識産権局と世界知的所有権機関（WIPO）が共同で主催し、專利権を付与する発明、創造に特別に奨励を与える中国唯一の政府部門賞であり、イノベーション文化を広め、知的財産権の創造、保護、運用を強化することを目的とし、專利の質、技術革新、経済的価値、市場の見通し、業界の影響力を重視し、技術/デザインのイノベーションや経済社会の発展に優れた貢献をした出願者、発明者/デザイナーを奨励、表彰するものである。従って、深圳市企業を受賞が多いことは、技術レベルだけでなく社会実装も含む專利の活用によるイノベーションが進んでいることを表しているといえる。

1.2.1.3 有効発明專利の保有数及び維持率

2019 年末時点で、深圳の中国における有効発明專利の総件数は 138,534 件（中国主要都市で第 2 位）、発明專利件数の対人口比は 106.35 件/万人（同第 2 位）であり、全国の平均レベル（13.3 件/万人）より一桁高いレベルにある。深圳は、自主イノベーションモデル区（自主创新示范区）、国家知的財産権強市創建市として、他の都市のモデル・先導役としての役割を担っている。

2019 年末時点で、深圳の有効発明專利件数及び企業ランキングの上位三社は、華為、中興通訊、騰訊科技（深圳）である。華為の有効発明專利数は 2.8 万件を超え、深圳の有効発明專利総数のうち 20.75%を占める。他の代表的企業としては、ディスプレイパネル製造の

¹¹人民網、[2021-01-02].] <http://sz.people.com.cn/n2/2020/0721/c202846-34172599.html>

深圳市華星光電技術（TCL-CSOT）、自動車・EV・電池製造の比亞迪（BYD）、携帯機器の宇龍計算機通信科技（深圳）（酷派集團 Coolpad 子会社）、照明機器の海洋王照明科技（OKTECH/Ocean's King Lighting）、携帯機器の努比亞技術（Nubia）、ディスプレイパネル製造の群康科技（深圳）（台灣フォックスコン系 Innolux 子会社）、邁瑞生物である。

2019 年末時点で、深圳の有効発明専利における維持年限 5 年以上の専利数が有効発明専利（138,534 件）に占める割合は 85.2%であり中国主要都市で第 1 位となっている。専利権の維持費用は維持年限の延長に伴って増加するため、権利者は、専利権に期待される利益と維持コストを比較して権利を維持するかどうか検討することになる。従って、長期間維持される権利は技術水準及び価値の高い権利と評価することができ、有効発明専利の保有件数は、企業の専利資産の品質・価値についての一つの評価指標として中国では特に重要視されている。このことから、深圳の専利資産の質はいわゆる「深圳品質」として中国国内の中でもトップレベルであるとされている。

1.2.1.4 PCT 国際出願

2019 年、中国の PCT 国際出願件数は 56,796 件で前年度より 9.45%増加し、2019 年、深圳の PCT 国際特許出願数は 17,459 件で前年度より 3.44%減少し、中国の出願総数のうち 30.6%を占め、16 年連続で全国の大中都市において第 1 位となり、華為は、4,637 件で世界の企業の中で第 1 位となるなど、深圳の大手企業は中国における PCT 国際出願の中心となっている。

2019 年、深圳の PCT 国際出願の公開数の上位三位は、華為、フィンテック/インシュアテックの平安科技（深圳）（PINGAN、平安保険の子会社）、中興通訊である。

1.2.1.5 国際革新都市の比較

2019 年、主要な国際イノベーション都市/国である東京、シリコンバレー、ニューヨーク、イスラエルを比較すると、深圳の PCT 国際出願の公開数は東京に次いで第 2 位であり、シリコンバレー、ニューヨーク、イスラエルを大幅に上回っている。ただし、対前年比では減少している。

表 1-3 国際イノベーション都市 PCT 国際出願公開数（2019 年）

国際イノベーション都市	2019 年 PCT 国際出願	
	公開数（件）	対前年成長率
東京	27,440	4.99%
深圳	18,268	-9.86%
シリコンバレー	7,226	-14.93%
ニューヨーク	3,063	30.79%
イスラエル	2,197	6.24%

1.2.2. 深圳市のハイテク企業の専利出願の動向

1.2.2.1 専利出願と権利取得

ハイテク企業（高新技术企业）は、「国家が重点として支援するハイテク分野（国家重点支持的高新技术领域）」において、研究開発、技術成果の実用化を継続的に行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、これを基盤に事業活動を行い、中国国内（香港、マカオ、台湾を除く。）で登録された居住者企業を指す。

統計によると、2019年12月末時点で、深圳市の国家ハイテク企業は10,620社である¹²。このうち2019年にその専利が公開された企業は5,513社（全体の51.91%）であり、専利公開数は計71,057件で、深圳市の専利公開総数の30.88%を占める。そのうち、発明専利が公開された企業は3,146社（全体の29.62%）あり、発明専利公開数は計39,044件で、全市の発明専利公開総数の43.60%を占める。

また、2019年、専利権を取得した国家ハイテク企業は5,156社（全体の48.55%）あり、専利権取得数は計48,459件で、全市の専利権取得数総数の29.09%を占める。そのうち、発明専利の権利を取得した企業は1,573社（全体の14.81%）あり、発明専利の権利取得数は計16,446件で、全市の発明専利の権利取得数総数の63.13%を占める。

科技部、財政部、国家税務総局が2016年3月に共同で発表した改訂「ハイテク企業認定管理弁法（高新技术企业认定管理办法）」及び「国家が重点として支援するハイテク分野」によると、ハイテク企業の認定基準は以下のとおりである。¹³

- (1) 企業は、自主開発、譲受、受贈、合併買収などにより、その主要製品（サービス）に対し技術上、核心的な支援役割を果たす知的財産権の所有権を取得する。
- (2) 知的財産権の帰属が明確で、知的財産権の紛争がなく、かつ以下の数に関する要求のいずれかを満足している。

- 1 発明専利または植物新品種が1件以上である。

¹²深圳市市場监督管理局、詳細については、「深圳市2019年度知的財産権統計分析報告書」に記載されている。

¹³広東省人民政府、[2021-01-01].http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/zcfgk/content/post_2531198.html

- 2 実用新型專利が 2 件以上である。
- 3 製品の図案、形状を簡単に変更できない外観設計專利またはソフトウェア著作權または集積回路回路配置設計独占權が 3 件以上である。

專利の權利取得の難易度という点では、実用新型、外観設計と比べ、發明專利的權利取得は実體審査が求められるため最も難しい（保護期間は通常 20 年）。実用新型專利、外観設計專利は形式的な審査だけ權利取得できるため比較的容易である（保護期間は通常、それぞれ 10 年、15 年）。これに加え、実用新型專利的求められる進歩性のレベルが發明專利よりはるかに低いこともあり、權利の安定性から見ると、發明專利は權利侵害訴訟において無効審判請求に対抗する能力はより強くなる。ハイテク企業の知的財産權に関する上記の評価基準によれば、ハイテク企業は發明專利を保有せずとも 2 件以上の実用新型專利又は外観設計などを保有していれば、認定条件を満足できることに留意が必要である。

また、上記の通り、深圳市の國家ハイテク企業のうち、發明專利的權利を取得した國家ハイテク企業は全体の 14.81%であるが、ハイテク企業分野の定義として、一部の企業の主要事業は、ハイテク産業の発展向けの開発、技術相談、技術取引、工業設計などのサービスの提供であり、事業内容が基本的に發明專利的保護対象ではない企業があるため、これらの企業を除けば、深圳市のかなりの数のハイテク企業が發明專利を取得しており、比較的強い知的財産權保護意識を持っているといえる。

1.2.2.2 PCT 特許出願

2019 年の深圳の國家ハイテク企業の PCT 國際出願の公開総数は 10,294 件（表 1-3 によれば深圳市全体の同公開件数は 18,268 件でありハイテク企業は 56.3%を占める）であり、上位の出願人である華為、中興通訊、騰訊科技（深圳）などはいずれもハイテク企業である。

1.2.3. 深圳市の企業の商標出願と登録の状況

(1) 商標出願

2019 年、深圳の国内商標出願数は 500,905 件で¹⁴、広東省では第 1 位、全国の主要都市では第 2 位であり、前年度より 3.96%増加している。

(2) 商標登録承認

2019 年、深圳市の商標登録承認数は計 395,243 件で、広東省では第 1 位、全国の主要都市では北京に次ぎ、第 2 位で、前年度より 20.90%増加している。

(3) 累計の有効な登録商標

2019 年時点で、深圳の累計の有効な登録商標数は 1,396,734 件で、前年度より 36.11%増加している。全国の主要都市では第 3 位で、上位 1、2 は北京、上海である。

¹⁴深圳市市場监督管理局、詳細については、「深圳市 2019 年度知的財産権統計分析報告書」に記載されている。

1.2.4. 深圳における知的財産権関連の重要事件及び裁判例

深圳市政府は、知的財産について市内企業等が関連する事件を公表することで企業の知的財産に関する意識向上を図っている。また、深圳市中級人民法院は、知的財産に関する訴訟において中国の中でも特に注目を集める地方司法機関であり、司法と行政が一体となって知財保護を進めている。本項では、深圳市政府が発表した知的財産に関する重要事件及び主要裁判例を紹介する。

1.2.4.1 2019 年度における深圳市の知的財産権十大事件（深圳市市場监督管理局）

2020 年 4 月、深圳市市場监督管理局は、2019 年度における深圳市知的財産権十大事件を発表した。

【事件 1】華為は、米国 Verizon を起訴し、海外で特許権を保護

2019 年 2 月、華為は、米国の通信事業者 Verizon との特許ライセンス交渉を開始し、Verizon に 230 件を超える特許権侵害の証拠を提供した。交渉が失敗した後、華為は、米国の裁判所に Verizon を起訴し、Verizon が華為の 12 の米国特許権を侵害していると主張し、損害賠償請求を認容するよう求めた。交渉で問題を解決できない時に積極的に司法救済を求めることは、知的財産権における華為の実力、成果を示し、また公平競争を維持し、自身の正当な権益を積極的に守る確固たる決意を示した。

【事件 2】騰訊の訴訟中の仮差止命令が支持獲得、オンラインにおける「一分一秒を争う」悪意のある競争行為を取り締まり

2019 年 5 月、騰訊は、武漢駿網(武汉骏网)などが開発、販売、運営する、特に微信(Wechat)関連商品に対して機能設定を行う「侠客群控」知能マーケティングシステムが不正競争を構成することを理由に、深圳市中級人民法院に訴訟を提起し、2019 年 8 月に裁判所に行方保全を申請した。ヒアリング及び全面的な審査の結果、深圳市中級人民法院は、騰訊が微信ソフトウェアの著作権所有者であり、「侠客群控」システムのソフトウェア著作権所有者は武漢駿網であり、申請者の請求は事実及び法的根拠があると判断し、2019 年 9 月に民

事判決を下し、武漢駿網に対し、俠客群控システムの販売、運営を直ちに停止し、また関連する宣伝、推進活動を直ちに停止するよう命令した。

長い間、インターネット市場では、「悪貨は良貨を駆逐する」、「低俗は高雅に勝る」などの現象が時々発生し、インターネット市場の健全な発展に深刻な影響を与えている。深圳市中級人民法院が講じた訴訟中の仮差止命令という一時的措置は、インターネット上での不正競争行為の制止、インターネット産業発展の促進に対して積極的な意義がある。

【事件 3】深圳は、多元化の「ワンストップ」協同保護プラットフォームを構築し、「全チェーン」知的財産権保護を実施

2019 年 11 月 26 日、深圳市市場监督管理局が深圳市中級人民法院、検察院、司法局、国際仲裁院などと、中国（深圳）知的財産権保護センター（中国（深圳）知识产权保护中心）（第二章 2.2.2 を参照）を拠点として構築した深圳市知的財産権「ワンストップ」協同保護プラットフォーム（深圳市知识产权“一站式”协同保护平台）が正式にスタートした。このプラットフォームは、4 つの知的財産権保護戦略的協力覚書を締結し、9 つの知的財産権保護機関の参入を進めた。今後、革新の主体に紛争調停、司法確認、鑑定・評価、証拠保全・証拠固定、仲裁、公証、法律指導など「全チェーン」の知的財産権保護サービスを提供する。

このプラットフォームの構築は、深圳が中国共産党中央委員会弁公庁、中華人民共和国国務院弁公庁の「知的財産権保護の強化に関する意見」を貫徹・実施する重大な措置である。このプラットフォームは、全国で進出機関が最も多く、最も全面的なサービス内容を備える知的財産権協同保護プラットフォームであり、様々な知的財産権保護リソースを統合しており、深圳経済の高品質発展の推進、ビジネス環境の改善に対して重要な意義がある。

【事件 4】革新的技術のサポートで模倣ブランドの携帯電話部品を共同で取り締まる「有為」特別行動が完璧に終了

チェーン企業「極客修」は、インターネットプラットフォームを利用し、オンライン受注、オフライン店舗修理のモデルで携帯電話などの電子製品の修理サービスを提供し、使

用する携帯電話部品のほとんどは、模造の権利侵害製品であり、「華為」、「小米」、「サムスン」など多数の有名ブランドに関わっている。2019年9月4日、深圳市市場监督管理局が市公安局と共同で、華為の商標権侵害を取り締まる略称「有為」特別行動は全国で終了した。共同案件グループは、深圳、北京など10の都市で22の模倣携帯電話部品販売アジトを調査、処理し、5つの偽造工場を摘発し、案件に関わる17の修理センターを調査、処理し、35人を刑事拘留し、12万を超える有名ブランド模倣携帯電話部品を押収し、案件に関わる金額は3.12億元である。

この行動は、近年来深圳で調査された新しい形態の違反、幅広い案件、多数の関係者、規模、成果が大きな知財保護のための共同法執行行動であり、深圳市が最も厳格な知的財産権保護を実施し、一流のビジネス環境を構築する強い決意を示した。

【事件5】「科创板特許第一案」国内外の権利保護を開始、光峰科技のイノベーションの実力を示顕

2019年7月29日、光峰科技は、多国籍グループ台達電子が広州知財法院に提起した特許権侵害起訴を受け取った。この起訴は、科创板が取引を開始した後の上場企業の初めての特許訴訟である。光峰科技は、速やかに対抗し、その日に深圳市中級人民法院に台達関連会社の10件の特許権侵害を訴え、合計5600万元の賠償を請求し、また案件に関わる3件の台達特許について国家知識産権局に無効審判請求を提出した。9月及び11月、光峰科技は、台達が保有する米国及び中国特許について米国の裁判所及び深圳市中級人民法院に所有権帰属紛争訴訟を提起し、一連の知的財産権保護を行った。現在、台達が起訴した1つの案件は、案件に関わる特許に所有権帰属紛争があるので中止され、別の2つの案件における案件に関わる台達の2つの特許は無効と宣告された。

【事件6】「知本」は資本に変わる、深圳初の知的財産権証券化プロジェクトが実施

2019年12月26日、深圳市高新投集団が発起し設立した「平安証券-高新投知的財産権1号資産支持特別計画」が深圳証券取引所で正式に公開された。この計画は、少額融資債権を基本資産とする全国初の知的財産権証券化商品であり、初回の発行規模は1.24億元である。

深圳初の知的財産権証券化プロジェクトの発行は、深圳の先行モデル区建設の重要な措置であり、深圳の知的財産権証券化「ゼロから一へ」の歴史的突破を実現し、深圳が知的財産権証券化先行モデルの「深圳モデル」を作り上げたことを示し、全国での知的財産権証券化パイロットの実施に新しい考え、新しい方法を提供した。

【事件 7】 深圳税関「龍騰行動 2019」は、全国 1 位の権利侵害貨物を押収

税関総署の統一した配置の下、深圳税関は、略称「龍騰行動 2019」の知的財産権保護特別行動を実施した。行動期間中、深圳税関は、全国で率先して企業の知的財産権保護状況の調査を実施し、情報収集、傾向分析、共同事件処理などにおいて、他の法執行部門、業界協会及び権利者企業と協力し、年間を通じて 6104 ロットの権利侵害容疑貨物を押さえ、1398.3 万件の権利侵害容疑貨物を差し押さえ、案件価値は 3353.9 万元、押収件数は全国で 1 位である。

「龍騰行動」は、輸出入環節における知的財産権侵害行為を効果的に取り締まり、抑制し、公平で秩序ある貿易秩序の形成、社会全体の知的財産権保護意識の向上に対して積極的な意義があり、知的財産権保護における「厳しい、速い、正確」という深圳税関の国際的なイメージを十分に示した。

【事件 8】 深圳は、全国初の 5G 商業秘密侵害事件を解決し、5G の発展を護衛

2012 年から現在まで、中興通訊は、5G コア技術の開発を続けてきた。2014 年から 2018 年まで、この会社の技術責任者である A は、プロジェクトマネージャー B と共同で、会社の 5G 技術文書を違法に入手した後、ある研究所に開示し、また入手した技術文書を利用して 1 台の 5G アクティブアンテナ試作機を作り、上記の研究所に引き渡し、235 万元の利益を違法に獲得した。2018 年 11 月末、市公安局は、犯罪容疑者 A、B を逮捕した。2019 年 1 月、市公安局は、この事件を解決し、上記の技術文書及び試作機を回収した。同年 12 月、深圳南山区人民法院は、一審で A、B に対し有期懲役 3 年、執行猶予 4 年を判決し、15 万元の罰金に処した。

5G コア技術の商業秘密侵害の全国初の案件として、この案件の解決は、中興通訊の正当な権益を効果的に守り、革新の成果を強力に保護し、世界の 5G 産業ベンチマーク都市の構築に努めるという深圳の強い決意を十分に示した。

【事件 9】創で知を守る、映画「さまよえる地球」の著作権侵害事件は深圳で成功裏に解決

映画「さまよえる地球」は、2019 年 2 月 5 日に全国で公開上映された後、インターネット上に権利侵害容疑のある多数の海賊版リンクが現れた。正規版映画の正当な権益を保護するために、深圳市市場监督管理局は、直ちに市公安局と共同でビッグデータ分析技術を利用してインターネット全体のリアルタイム監視を実施し、海賊版リンクを計 2 億回以上ブロックした。2019 年 4 月、2 名の犯罪容疑者が逮捕され、また著作権侵害容疑罪で法律に従って拘留された。

深圳の知的財産権法執行部門は、革新的なインターネット証拠固定技術を抛り所に、違法行為の定量化による違法状況の確定を初めて実現した。この事件の解決は、インターネット権利侵害の取り締まり、権利者の権益の保護に対して重要な意義があり、全国のインターネット知的財産権の保護に典型的な例を提供した。

【事件 10】「クラウド上公証」システムが再度アップグレードされ、大湾区の知的財産権公証業務の新しいステージを構築

2019 年、福田区公証人事務所の「クラウド上公証」プロジェクトは、広東省市場监督管理局大湾区知的財産権公証及び仲裁機関能力向上プロジェクトとして成功裏に申告された。このプロジェクトは、福田公証人事務所が開発した「クラウド上公証」システムを抛り所に、モバイル端末（iOS）とクライアント端末を追加し、公証技術サービスにより、中小企業及び研究機関の知的財産権創造、運用、保護活動を全方位的に支持する。2019 年末時点で、福田区公証人事務所は、1450 部の保全証拠公証書を発行し、省内の中小企業などに 100 回以上の知的財産権公証サービスを無料で提供した。

インターネット、人工知能などの革新的技術を利用して構築した「クラウド上公証」システムは、知的財産権証拠保全の適時性、有効性、利便性を向上させ、大湾区の知的財産

権紛争の多元化解決メカニズムの健全化、大きな知的財産権保護体系の構築に対して深遠な意義がある。

1.2.4.2 2019 年度深圳市知的財産権裁判十大大事例（深圳市中級人民法院が発表）

2019 年、深圳市中級人民法院は、計 41,031 件の知的財産権類案件を審理し、前年度より 49%増加した。そのうち、民事、刑事、行政案件は、それぞれ 40,557 件¹⁵、467 件、7 件である。2019 年に審理した案件における 10 の重大で典型的な案件が 2019 年度深圳市知的財産権十大大事例に選ばれた。

深圳市中級人民法院によれば、「これらの事例は、深圳市企業の知的財産権保護意識の向上、自身の知的財産権を守る決意を反映する一方、知的財産権紛争問題の解決における広東省及び深圳市政府の大きな進歩、良好な社会的効果を示し、企業の発展に強固な後ろ盾を提供し、企業の開発、革新に対する自信を強化している」とのことであり、司法と行政が一体となって市内企業の知的財産保護をサポートしようとしていることが読み取れる。

【事件 1】騰訊科技（深圳）有限公司、深圳市騰訊計算機系統有限公司が武漢駿網互聯科技股份有限公司、深圳市力普森科技有限公司を訴えた不正競争紛争案件

※上記の深圳市市場監督管理局発表の【事件 2】に相当

事件名：不正競争紛争

事件のいきさつ及び裁判：

騰訊科技は、武漢駿網などが特に微信商品に対して機能設定を行う俠客群控知能マーケティングシステムを開発、販売、運営することは不正競争を構成することを理由に、深圳市中級人民法院に訴訟を提起し、行為保全を申請し、被申請者駿網社が直ちに権利侵害行為を停止すると裁定するよう請求した。深圳市中級人民法院は、当事者を集めてヒアリングを行い、案件の証拠、事実について全面的な審査を行い、被申請者武漢駿網互聯科技股份有限公司は直ちに微信ソフトウェアに関連する 44 の機能設定付きの俠客群控知能マーケ

¹⁵南方都市報、[2021-01-03].<https://xw.qq.com/cmsid/20200423a045ed00>

ティングシステムの販売、機能宣伝、推進行為を停止すると裁定した。被申請者は再議を申請せず、この一時的差止命令はすでに発効した。

典型的意義：

訴訟中仮差止命令を発布するという一時的措置により、微信などのインターネットプラットフォームでクリック率をごまかす行為を規制し、インターネット市場公平競争規則を確立し、インターネット環境における知的財産権を効果的に保護し、インターネットのビジネス環境を改善する。この案件では、技術開発は他人の正当な権益を侵害しないことを基準とすべきであり、だれでも自由競争や革新を名義に他人の技術商品やサービスを任意に妨害し、ジャングルの法則を実施してはならないということを明確にしている。

【事件 2】華為がサムスンを訴えた発明専利権侵害紛争案件

事件名：発明専利権侵害

事件のいきさつ及び裁判：

華為は、サムスン中国、サムスン惠州、サムスン天津、南方韻和がその 2 件の発明専利権を侵害する行為を実施し、かつこの 2 件の特許は標準必須特許（SEP）であることを理由に 2 件の訴訟を提起し、サムスン中国などに対し直ちにその権利侵害行為を差し止めるよう請求した。一審判決では、サムスン中国などに対し直ちに権利侵害を停止するよう判決した。一審判決が行われた後、米国のカリフォルニア北部裁判所は、訴訟差止命令の裁定（Anti-Suit-Injunction）を行い、華為に対し、米国の裁判所が双方の案件を裁決する前にこの 2 案件の一審判決の執行を申請しないように要求した。

典型的意義：

華為とサムスンが互いに訴える発明専利権侵害紛争案件は、無線通信分野における中国初の国際的標準必須特許差止命令救済案件である。華為とサムスン間の案件の審理は、国内外の当事者の正当な権益を平等に保護する原則を貫徹、體現している。この案件は成功裏に審理され、中国企業の正当な権益を確実に保護しただけでなく、中国の公平な市場競争環境の構築、イノベーション主導型発展戦略の実施の促進、中国裁判所が事実を尊重し、中国と外国の当事者の知的財産権を平等に保護する良好なイメージの確立に対し、重要な意義がある。

一審で本案件の判決が宣告された後、国内の主流メディアは、多数の報道を行い、報道のクリック数は10万を超え、社会的反応が良好で、現在まで社会の注目度が最も高くかつ広い案件となっている。本案件の一審判決は、交渉過程における双方の過ちをはっきりと区別し、二審の調停、双方が標準必須特許のクロスライセンスに関する合意に達することを促すために確固たる基礎を築いた。

【事件3】深圳拓邦股份有限公司が中山市雅樂思電器實業有限公司（雅乐思电器实业）を訴えた発明専利権侵害紛争

事件名：発明専利権侵害紛争

事件のいきさつ及び裁判：

原告の深圳拓邦は、被告の雅樂思が販売許諾、販売、製造する商品がその発明専利権を侵害する容疑があることを理由に訴訟を提起し、被告が案件に関わる権利侵害商品の製造、販売、販売許諾を停止し、合計100万元の経済的損失及び合理的支出を賠償すると判決するよう要求した。深圳市中級人民法院は、被告雅樂思が合計100万元の原告の経済的損失及び合理的な権利保護費用を賠償するよう判決した。判決が宣告された後、被告はそれを受け入れることを拒否し、最高人民法院に上訴した。最高人民法院は、上訴を却下し、原判決を維持すると判決した。

典型的意義：

本案件では、特許権クレームにおける特殊な技術用語の実質的な解釈方法を提供し、同等の権利侵害の判断では、特許出願と特許権侵害時の技術発展レベルを考慮すべきであり、訴えられた技術の特徴が発明専利と比べて実質的な革新があるかどうかを重点的に考察し、発明専利出願日に現れた技術を利用して簡単な置き換えを行うことを防止し、権利侵害の発生を回避し、技術進歩による簡単な技術の置き換えの同等の権利侵害の認定に対する影響を強調した。

本案件では、挙証妨害規則を適用して法定賠償金額を確定し、権利者はすでに権利侵害の一応の証拠を提供し、かつ被告は訴えられた権利侵害商品の製造者であり、裁判所は証明妨害規則を適用して、被告に法定賠償金額を確定するための訴えられた権利侵害商品の製造数などの証拠資料を提供するように命令すべきであると判断している。被告が正当な

理由なくそれを提供することを拒否する場合、裁判所は権利者の主張に基づき、権利侵害行為の性質、妨害行為の帰責可能な程度などの要素を考慮し、必要に応じて法定の賠償金額を高めることができる。

【事件 4】 被告 A の登録商標標識の不法製造に関する犯罪事件

事件名：登録商標標識の不法製造罪

事件のいきさつ及び裁判：

被告 A と彼の妻である B は、2016 年 3 月以来、登録商標所有権者の許可を得ず、それらの製造した包装箱に「DW」ロゴを印刷して販売した。2017 年 12 月 29 日、被告の A と彼の妻 B は、登録商標標識を違法に製造した罪で刑罰を判決された。A は、前罪の猶予期間内に、また、「DW」ロゴを印刷した包装箱を他人に販売する行為を行った。公安機関は告発に基づき、深圳市龍華区觀瀾街道のある部屋で被告の A を逮捕した。深圳市龍華区人民法院は、被告の A が不法製造、販売した商標標識の件数が 5 万件未満であることをもって、被告の A が登録商標標識の不法製造罪を犯し、2 年の有期徒刑、および 6 万元の罰金に処すると判決した。判決の後、深圳市龍華区人民検察院は控訴し、深圳市人民検察院は、本件において、不法製造された登録商標標識は 62512 件で、第 1 審の判決における認定事実は間違っていると主張した。深圳市中級人民法院は、深圳市龍華区人民法院（2018）粵 0309 刑初 745 号刑事判決第 1 項、第 3 項及び第 2 項の原審被告の A に対する断罪部分を維持し、同刑事判決第 2 項の原審被告の A に対する量刑部分を取り消し、原審被告の A は登録商標標識の不法製造罪を犯しており、4 年の有期徒刑、および 6 万元の罰金に処するとの第 2 審の判決を下した。

典型的な意義：

本件は、登録商標標識不法製造罪の典型的な事例として、商標標識の数の法的適用問題に関する。本件は、商標と商標標識との関係を詳細に解釈し、罪責刑に応じた原則から、商標標識の認定基準を確立し、すなわち不可分の物質媒体に印刷された同一の権利者に係る全ての商標標識を 1 項で計算したものとする。本件の裁判結果は人民法院が知的財産権の犯罪を処理する司法の知恵と司法の能力を十分に表して、類似の事件の審理に対して強い参考意義を有する。

【事件 5】騰訊音楽（北京）有限公司、騰訊音楽娛樂科技（深圳）有限公司が、北京微播視界科技有限公司による録音録画製作者権の侵害を訴えた事件

事件名：録音録画製作者権侵害についての紛争

事件のいきさつ及び裁判：

騰訊音楽公司是孔雀廊公司からその全ての音楽作品等の関連内容のライセンス期限内でのライセンス区域内における情報ネットワーク伝播権を取得し、騰訊音楽公司是また、被ライセンス人である騰訊娛樂公司与「授權書」を締結して騰訊娛樂公司是ライセンスを取得した。被告が運営している携帯電話アプリの「抖音短视频（Tiktok）」は、騰訊との関係でライセンスされた本件の曲「荷塘月色」をオンライン再生し、しかもバックミュージックとして他のユーザーのショートビデオ製作のために提供した。

第 1 審では、被告の北京微播視界科学技術有限公司が判決の発効日から 5 日以内に原告の騰訊音楽（北京）有限公司、騰訊音楽娛樂科学技術（深圳）有限公司の経済損失及び権利侵害の合理的な費用を賠償すると判決した。被告は判決に服せず控訴し、その後控訴を取り下げた。

典型的な意義：

本件は、「抖音短视频（Tiktok）」プラットフォーム上の「拍同款」という機能の技術サービスの性質について深い分析を行い、それが提供したのは単なる情報記憶サービスではなく、ユーザーがアップロードした録音録画製品の保存、抽出、他のユーザーの編集を協力して新しい映像周波数を生成するなどの総合的なサービスであると認定し、このサービス行為は侵襲権を構成する。本件はショートビデオプラットフォーム上の類似機能の性質認定に重要な参考意義を有する。

【事件 6】深圳市博林達科学技術有限公司が、被告である深圳市艾騰達電子材料有限公司、珠海中鼎化工有限公司による無断での地名商品の特有の包装、装飾の使用を訴えた事件

事件名：無断で地名商品の特有の包装、装飾を使用することについての紛争

事件のいきさつ及び裁判：

原告の本件で保護を訴える包装、装飾の目的とする関連商品は $c(\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3) = 0.1000\text{mol/L}$ 標準溶液と $c(\text{HCl}) = 0.1000\text{mol/L}$ 標準溶液である。原告はそれぞれ中国物資採購網、馬可波羅網、原材料商務網などのウェブサイトにおいて、文章と絵や写真がともに優れている形で関連商品を宣伝した。原告に関連商品を購買する顧客は総計 62 社であり、そのうち 43 社は上記の中国印刷回路業界トップ 100 に入り、21 社が上記のこれまでの中国印刷回路業界トップ 100 に入っている。この 62 社の顧客の位置する都市は、深圳、広州、汕頭、惠州、清遠、東莞、珠海、江門、中山、厦門、蘇州、無錫、昆山と上海をカバーしている。博縁公司是艾騰達公司から水酸化ナトリウム標準溶液と過マンガン酸カリウム標準溶液を 1 本ずつ購入して、この 2 本の標準溶液の瓶体のラベルに生産ロットを「10-11-21」と明記して、ラベルの上部に「艾騰達公司 艾克香港公司」と明記した。原告が提出した被請求商品の実物の包装、装飾を比較した結果、各製品ラベルに表示された製品名称、化学式、生産ロットの表示時間、使用期限日表示の締め切り時間などの文字内容に差異がある以外、他の例えば色、文字配置、パターン分布の配列などの設計要素の組み合わせは全く同じであり、関連商品全体が統一的な包装、装飾を使用していると認定できる。

深圳市中級人民法院は、被告の艾騰達公司、中鼎公司が即時にその生産、販売した標準溶液の商品で原告の博林達公司の知名商品であるチオ硫酸ナトリウム標準溶液と塩酸標準溶液の特有な包装、装飾に類似の包装、装飾を使用するという不正競争行為を停止し、被告の艾騰達公司が原告の博林達公司の経済損失と権利を守るための合理的な費用の合計人民元 100 万元を賠償すると判決した。第 1 審の判決後、艾騰達公司、中鼎公司是すべて不服で、上訴を提起した。広東省高級人民法院は、上訴を棄却し、原審を維持すると判決を下した。

典型的な意義：

本件に係る分野は新しく、影響力が大きい。本件は、全国で初めて、標準物質分野の不正競争防止に係る事件である。第 1 審の賠償判決は解釈が十分で、賠償金額が知的財産権の客体の市場価値をガイドとする司法政策精神に従うことに心掛けた。

第 1 審の判決は原告が提出した賠償金額の計算方法に詳しい評価を加えた上で、関連知的財産権の客体が原告を経由して持続的に標準物質の分野で発生した市場価値を安定的に使用することに合わせて、両被告が実施した不法行為の性質、規模、持続周期などの要素

を補充し、最終的に比較的に高額の賠償判決を下し、現在の知的財産権の賠償が知的財産権の市場価値をガイドとする司法政策精神を十分に貫徹した。

【事件 7】李志が、深圳市騰訊計算機系統有限公司、霍爾果斯哇唧唧哇娛樂文化有限公司、騰訊音樂娛樂科學技術（深圳）有限公司、上海騰訊企鵝影視文化傳播有限公司による著作権侵害を訴えた事件

事件名：著作権所有、権利侵害紛争

事件のいきさつ及び裁判：

「天空之城」は、中国で有名な民謡歌手、李志が作成した歌である。歌手の邱虹凱は「明日之子」バラエティ番組でこの歌っており、騰訊ビデオ（腾讯视频）は同番組のオンデマンドサービスを提供している。同番組の最後の出品側の署名は「騰訊ビデオ」、「哇唧唧哇 WA」と「騰訊音樂娛樂」の3つの表示となっている。番組放送後、騰訊と李志がライセンス追加について協議したが失敗した。その後、騰訊会社は続々と上述の邱虹凱が歌った「天空之城」のビデオを撤去又は差し替えた。李志は騰訊、霍爾果斯公司等がその権利を侵害したことを理由に裁判所に訴え、権利侵害の差し止め、損害賠償を請求した。

裁判所は、「明日之子」は映画のように製作された作品に該当し、中国の映画・テレビ番組署名の慣例によると、製作者は通常、製作側と署名するため、本件において、権利侵害責任を負う主体は「明日之子」番組に製作側と署名した騰訊、霍爾果斯会社と騰訊音樂娛樂会社であり、著作権者側あるいは共同研究製作側の他の被告ではない。この3つの被告は原告の許可を得ずに、その製作したバラエティ番組で歌手の邱虹凱を組織して音楽作品「天空之城」を公演し、騰訊ビデオの公開放送及びオンライン視聴を許可する行為は原告の「天空之城」に対する出演権と情報ネットワーク伝播権を侵害したが、その享受した製作権と編集権を侵害しなかった。裁判所は、本件の賠償額を20万元と適当に定めた。第1審の判決後、当事者はいずれも上訴しなかった。

典型的な意義：

本件の著作権者は国内の有名な民謡歌手であり、紛争が発生した後に大量のネットユーザー及びマスコミの注目を集めた。本事件の公開法廷審理は最高人民法院から2018年度に

最も注目された法廷審理生中継事件と評価され、社会各界は今回の法廷審理過程に対して積極的な評価を行った。

本件は、どのように映画類似作品の中で権利侵害作品を使用した時の権利侵害責任者を確定するか、映画類似作品の製作者がどのような権利を侵害したか、どのように経済損失賠償額を確定するかという 3 つの法律問題を解決し、良い社会効果と法律効果を得て、同類事件の処理に対して良い指導意義を有する。

【事件 8】斯平瑪斯特 (Spin Master) 有限公司 (カナダ) が、深圳市深鵬輝科学技術有限公司、深圳市阿卡麗ネットワーク科学技術有限公司、個人 A、B、C、D による登録商標盗用についての刑事自訴案

事件名：登録商標盗用罪

事件のいきさつ及び裁判：

告訴人の斯平瑪斯特 (Spin Master) 有限公司は商標第 19331979 号「HATCHIMALS」、第 3728508 号「xx (ここにおいて、xx で商標の具体的な図案を表す)」商標を登録し、告訴人は上記の商標を「哈馳魔法蛋 (HATCHIMALS)」等の玩具商品に使用している。2017 年 9 月 18 日、告訴人は深圳市公安局同樂派出所に、深圳市阿卡麗ネットワーク科学技術有限公司、深圳市深鵬輝科学技術有限公司が原告の哈馳魔法蛋製品の商標を盗用しており、法に基づいて処置するよう告訴した。公安機関は事件を起こして捜査し、深圳市阿卡麗ネットワーク科学技術有限公司の倉庫で 135 個の「哈馳魔法蛋」玩具を差押え、被告人の個人 A、B、C、D を前後に刑事拘留した。審査によると、権利侵害と訴えられた製品の包装上に「HATCHIMALS」と「xx」標識があり、製品の包装に「xx」標識、製品の仕様書に「xx」標識があった。深圳市阿卡麗ネットワーク科学技術有限公司が販売した偽物の「哈馳魔法蛋」はその株主の A、B らが原告の製品に基づいて模造した後に深圳市深鵬輝科学技術有限公司に委託して製造されたものであり、2 つの被告会社はいずれも登録商標権利人から授權されていない。調査の結果、2017 年 4 月 21 日から 2017 年 8 月 19 日まで、深圳市深鵬輝科学技術有限公司が「哈馳魔法蛋」を販売した金額は 189,852 元で、深圳市阿卡麗ネットワーク科学技術有限公司が「哈馳魔法蛋」を販売した金額は 191,863 元である。事件の審理過程において、告訴人の斯平瑪斯特有限公司は被告会社と、被告人と和解協議を

締結し、被告会社と被告人はいずれも犯罪事実を認め、罪を認め、罪を悔いて、告訴人に賠償し、告訴人は被告会社と被告人の行為を諒解した。

典型的な意義：

司法の実践の中で、知的財産権の権利者は刑事事件の告訴を提起することは困難であり、成功者はあまりいない。中国知的財産権ジャーナル（中国知识产权杂志）によると、本件は全国初の知的財産権刑事告訴の犯罪確定の成功案であり、知的財産権の刑事告訴制度の実践と模索によって同制度を実質的な権利保護の役割を果たした。また、本件は、偽登録商標の構成要件における「同一の商標」の認定を分析して適用しており、類似事件に対して参考になる。

【事件 9】 深圳市創夢天地科学技術有限公司が、杭州嗨翻科学技術有限公司、杭州游比閣科学技術有限公司による著作権侵害および不正競争を訴えた事件

事件名：著作権侵害及び不正競争紛争

事件のいきさつ及び裁判：

原告は、関連ゲームの「快樂点点消」が PeakGames 公司よりそれにゲーム「ToyBlast」を現地化運営する授權を与えるゲーム製品であると主張した。「快樂点点消」ゲームは、2015 年 12 月 30 日にアップルの Appstore とアンドロイドプラットフォームで正式に開始された。被告の嗨翻公司、游比閣公司是 2016 年 7 月 9 日からアップルの Appstore で「快樂点点消（オフラインゲーム）」というゲームを宣伝・公開・運営していた。原告側は関連作品が文字作品及び美術作品であることを主張した：1. ゲームの名称「快樂点点消」、2. ゲームの第 1 関門、第 2 関門の通関提示語、3. ゲームの APP アイコン。

法院は、原告が保護を主張したゲームの関門の通関提示語、ゲームの APP アイコンが著作権法上の作品に当該するかどうかという問題について、原告が保護を主張したゲームの名称「快樂点点消」は、プレイヤーの心の中でこのゲームと密接な関係を形成し、識別の元となる重要な標識となり、消し類ゲームを区別する顕著な特徴を有し、ゲーム商品の出所を表明するために十分である、ゲーム名称「快樂点点消」が知名商品の特有の名称を構成すると認定することができ、被告は、消し類ゲームを扱う同業競争者として、原告の本件における商品名を知っているのに、訴訟対象の権利侵害ゲームに「快樂点点消（オフラ

インゲーム)」という名称標識を無断で使用しており、主観的にはライバルを損害し、不当な利益を得るという故意があり、市場の混乱を招く可能性が非常に大きく、その行為は不正競争を構成すると認められる、とした。

深圳市南山区人民法院は、以下の判決を下した。被告嗨翻公司、游比閣公司是原告の創夢天地公司に経済的な損失の 20 万元と権利を守るための合理的な費用 4 万元との合計 24 万元を賠償する。第 1 審の判決後、嗨翻公司、遊比閣公司是不服として控訴した。深圳市中級人民法院は控訴を却下して原審を維持すると判決した。

典型的な意義：

本件はゲーム構成要素の「盗作」による著作権侵害及び不正競争紛争であり、最先端の「ゲーム名称」、「ゲーム通関提示語」及び「ゲーム APP アイコン」の作品属性及びその権利侵害判断基準等について検討し、解決策を提案した。本件の裁判結果は、現在のゲーム産業の運営秩序を規範化するための良好なモデル誘導の役割を果たし、権利者の補全救済に現実的かつ効果的なルートを提示した。

【事件 10】維沃移動通信（VIVO）有限公司が、深圳市優品通電子科学技術有限公司、深圳市華唐迪訊科学技術有限公司による商標権侵害を訴えた事件

事件名：商標権侵害紛争

事件のいきさつ及び裁判：

原告の維沃公司是、被告の優品通公司らが製造した携帯電話製品に「vivi」を商標として使用し、「vivi」を携帯電話の製品名として、ドメイン名が「vivi-china. com」のウェブサイト登記して「vivi」を商標及び製品名として使用した携帯電話製品を宣伝し、また、Taobao 網にて数十店舗で大規模な宣伝・販売を行っており、被告の華唐迪訊科学技術は「華唐迪訊科学技術有限公司」という店舗を Taobao 網に登録し、多数の被告の優品通公司が製造した、「vivi」を商標及び製品名として使用した携帯電話製品を販売し、販売額は非常に大きいものであった。

同事件の審理過程で、維沃公司是裁判所に行爲保全を申請した。深圳市福田区人民法院は、被申請人の深圳市優品通電子科学技術有限公司が直ちに「vivi」標識付きの携帯電話製品の製造や販売を停止し、ウェブサイト www. vivi-china. com での「vivi」標識付きの

携帯電話製品の宣伝を直ちに停止し、深圳市華唐迪訊科学技術有限公司が直ちに「vivi」標識付きの携帯電話製品の販売を停止するよう裁定した。裁定後、福田人民法院は直ちに、浙江 Taobao ネットワーク有限公司及び被告の優品通公司に実行補助通知書を送付した。その後、被告の華唐迪訊公司が経営している Taobao ネットショップは権利侵害が訴えられた商品をすべて棚から撤去し、被告の優品通公司が運営しているウェブサイト「[www. vivi-china. com](http://www.vivi-china.com)」は開けないようになった。

優品通公司は上記の裁定に服せず、復議申請を提出した。深圳市福田区人民法院は申請者の深圳市優品通電子科技有限公司の復議請求を却下したという民事裁定を下した。

典型的な意義：

本件は、「最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における適用すべき若干の問題に関する規定」が施行されて以来、市全体で初めて知的財産権訴訟における行為保全裁定の事件を作成したものであり、被出願人の復議について、成立しなかった理由を詳しく説明する裁定を行った。

1.2.5. 深圳のイノベーション企業における知的財産の現状と課題

1.2.5.1 イノベーション企業の経営者が直面している知的財産権の課題

イノベーション企業の経営者は、目まぐるしい経済環境の変化において、

- ・ 専利（特許）をはじめとする知的財産権の品質を高める必要がある
- ・ 企業の知的財産権の総合的な運用能力を高める必要がある
- ・ 基礎・中核となる知的財産権の保護能力を高める必要がある
- ・ 知的財産権の海外展開と権利保護能力を強化する必要がある

などの多くの問題と挑戦に直面している。本項では、深圳市のイノベーション企業の現状と課題について重点的に分析する。

A. 企業の知的財産権に対する弱い保護意識 - 非正常的専利出願行為

1.2.1 と 1.2.2 節で述べたように、深圳市の企業、特にハイテク企業の専利出願数量は中国の大部分の地区を遥かにリードしており、国際イノベーション都市と比べて、その出願件数は日本の東京に次いで第2位であり、専利出願の面において深圳市の企業経営者はより強い知的財産権保護意識を持っているとみることができる。

しかし、中国政府の政策や知財関係者の発言から、現在の中国では多くの中小企業が様々な補助金・奨励¹⁶を得るべく知的財産権を取得しているために、中国知的財産権市場はカオスのような状態が生じていることが伺える。いわく、本来、企業は知的財産権を自らの発展の原動力とすべきであり単に補助金と奨励を得ることを目的とすべきではなく、企業は知的財産権を資本として企業の成長をサポートし、自分の技術的な参入障壁（Moat）を形成しなければならず、今後、中国企業の国際市場への参画が進み、直面する競争もさらに厳しくなれば、企業は知的財産権に対してより重視・強化することを必要とするにもかかわらず、現在、全体的には中国企業は知的財産権に対する保護意識が不足しており、さらに強化する必要がある、と認識されている。

¹⁶補助金及び奨励は本レポートの 2.2.1.2, 2.2.1.4, 2.2.1.5 をご参照

この課題認識の表れの一つとして、2021 年 1 月末、国家知識産権局は専利出願行為を更に厳格に規範化する通知を発表した。この通知では、補助金や奨励などの政策を更に調整し、専利出願に対する資金援助を全面的に取り消し、後続の転化や運用、行政保護と公共サービスに対するサポートを重点的に強化する／専利出願の秩序を整理し規範化し、革新の保護を目的としない非正常な専利出願行為を断固に打撃し、効果的に抑制し、知的財産権事業の高品質な発展を推進する／国家知識産権局は定期的に各地方の「高品質専利」出願と当該出願の割合データを通報し又は公表する、としている。これらの政策の推進は、イノベーションの保護を目的としない非正常的専利出願を阻止するためのものである。

非正常的専利出願行為の定義及びその関連処理措置は具体的に以下のとおりである¹⁷。

① 非正常的専利出願

国家知識産権局が公表した『専利出願行為の規範化に関する若干の規定』（2017 年 4 月 1 日から施行）によると、非正常的専利出願行為とは以下のことをいう。

- （一）同一単位又は個人が複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出する場合。
- （二）同一単位又は個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する場合。
- （三）同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する場合。
- （四）同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。
- （五）同一単位又は個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。

② 処置措置

¹⁷中華人民共和國中央人民政府、

[2021-01-28].http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/27/content_5583088.htm

国家知識産権局の非正常的専利出願行為に対する処理は、専利法及びその実施細則の規定に基づいて、提出した専利出願に対して処理を行う以外に、情状によって以下の処理措置をとることができる。

- (1) 専利費用を減免しないこと。既に減免した場合、全部又は部分的に追徴すること。
- (2) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び『中国知的財産権報』にて通報すること。
- (3) 国家知識産権局の専利出願件数の統計から、非正常的専利出願の件数を差し引くこと。
- (4) 各地方政府の専利事務を管理する部門（地方の知識産権局等）は資金援助又は奨励をしないことを提案する。また、既に資金援助又は奨励を行った場合、全部又は一部を追徴することを提案する。
- (5) 中華人民共和国全国専利代理人協会が非正常的専利出願行為に従事する専利代理機構及び専利代理人に対して業界の自律措置をとり、必要に応じて専利代理懲戒委員会に「専利代理懲戒規則（暫定）」の規定に基づき相応する懲戒を与えるように提案する。
- (6) 非正常的専利出願の行為によって資金援助と奨励を騙し取り、情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき関連機関に移送し刑事責任を追及する。

B. 企業管理体系及び制度の不健全

現在、深圳市の一部のハイテク企業はすでに成熟した知財チームと知財管理体制を備えている一方、多くの中小企業は知財意識が弱く、知財管理の制度やチームが不十分であり、システムティックな知財保護体制を形成できず、知財戦略を策定できず、知財と産業構造の調整、製品開発、市場開発を組み合わせることができていない、といわれている。

深圳の有力なイノベーション企業である邁瑞生物医療電子（Mindray）の知的財産部の経理は、「中国の大部分の医療機器企業は依然として比較的、最底辺の学習とフォローアップの段階にあり、創出する専利の品質は一般に比較的低く、多くはエンジニアリングの実現レベルに偏っており、一部の不良な企業には他人の既存製品を盗用・コピーして専利を出願する不正を行っている一方、国際的な大企業は強力な研究開発力を有し、いくつかの

基礎的な方法論に基づいてイノベーションを推進し、その専利レイアウト（ポートフォリオ）は効果的に研究開発とイノベーションを支援し、知財保護を進めることで（知財管理体制全体の流れが非常に完成したものである／邁瑞の知財管理体制における最大の挑戦は、知財活動が企業の事業発展のペースに合わせ、会社の事業に対する知財活動のサポートポイントを効果的に発掘し、事業部門のニーズを発見し、効果的で合理的な解決方法を提供することである／知財管理の観点から言えば、中国企業の知財管理レベルは欧米の成熟した企業と比べてまだ大きな差がある」と指摘している¹⁸。

C. 高い権利保護コスト、長い権利保護に要する時間、低い賠償金額及び難しい立証

中国では、多くの企業がその知的財産権を保護する過程において多くの障害や課題があるため、私的な和解、さらには権利保護の放棄を選択する傾向があるといわれている。中国民主建国会（民建）市委員会委員で深圳大学法学院教授、南山区政協委員である趙明昕氏は、「国内でも頻繁に知財保護の苦境に陥っているほとんどの企業は、裁判所に行くよりもむしろ私的な和解を好み、間接的な損失や遅延的な損失が企業に及ぼす悪影響も深刻である。従って、権利侵害コストを増加させ、悪意的な権利侵害に対して懲罰的賠償を適用すべきである。」と指摘している¹⁹。

企業の権利保護が難しい主な原因として、権利保護における手続や侵害認定において主観要因が多すぎるため、権利保護の手続が煩雑になり、権利保護プロセスが複雑になっていることが挙げられている。また、知的財産は技術的な要素や法的・経営的な観点も含む総合的な特徴を持っているため専門性が非常に高く、権利侵害認定においても、知財の問題は一般的な法律問題を超える専門性を有し、専門家の関与が必要であるとされている。例えば、礼来会社が常州華生制药有限公司による発明専利権の侵害を訴えた事件において、最高人民法院は初めて技術調査官を派遣して事件に参加させた事例があり、また、著作権侵害事件においても専門家の補助人を導入する事例が発生するなど、知財保護はより専門化し、企業に対する要求もより高くなってきている。

¹⁸ IPR DAILY 中文網, [2021-01-03].http://www.iprdaily.cn/article_23918.html

¹⁹ 政協深圳市委員会,

[2021-01-03].http://www.szzx.gov.cn/content/2020-09/27/content_23644053.htm

また、インターネットの発展に伴い、オンライン販売取引の範囲はますます広くなり、権利侵害のルートはオフラインからオンラインへと拡大した。ネット上の権利侵害事件は企業の知財保護の重要な構成部分であり、ネット上或いはネットを通じて他人の著作権、商標権、プライバシー権などを侵害する行為が時々発生する。インターネット自体には無限の拡張性があり、中国全土または世界中に展開することができる。そのため、権利侵害発生地にある裁判所の管轄権に対して大きな論争が存在しており、どのように権利侵害発生地を確定するかが1つの問題となっている。ネットワーク上の権利侵害における侵害発生地と侵害結果地の判断は困難である。

次に、権利保護の証拠の発見にも大きな困難が存在する。侵害行為の多くは個人或いは小規模事業者による集団的な権利侵害であり、侵害行為は広範囲に分布しているといわれている。そのため、販売証票の入手が難しく、模倣品を発見できない場合もあり、さらに地元経済と関連した行政権力と地方保護主義の要素も背景にあるとされている。また、権利侵害事件において、原告企業が請求した賠償金額は最終的に獲得した賠償金額とは大きく異なり、企業の損失を補うことが難しい。

更に、権利保護手続は多くのプロセスがあり時間がかかる。例えば、証拠の取得から中級人民法院への侵害訴訟提起、CNIPA 復審無効審理部による專利無効審判と北京市第1中級人民法院と北京市高級人民法院による権利有効性の審理、侵害訴訟の第一審から上級審（最高法院知財法庭）への控訴などが想定され、その一連の権利保護プロセスが終了した段階で既に專利製品の製品寿命が終わり、市場がもう存在しなくなる可能性がある。

この状況に対し深圳市は、2019年3月に施行したばかりの「深圳經濟特區知的財産權保護條例（深圳经济特区知识产权保护条例）」を2020年7月に新たに改訂し、知財紛争解決に関するサポートや行政執行の強化、調停における5倍賠償の考え方の導入などを通じて、深圳の企業、特に中小企業の知財保護に対して強力な法律的支持を提供しようとしている。（保護条例については第二章参照）

D. 知的財産の低運営（活用）能力

知的財産の運営（活用）とは、保有する知的財産を事業において実用化することで、経済的効果と利益を生むことであり、これはすなわち知的労働の成果を商業価値に転化させることを意味する。

中国の企業は一般的に、有形資産、例えば工場の建物、設備、製品などを重視しているが、専利、商標、著作権など無形資産の価値の運用はまだ不十分であり、知財が市場を開拓し利益を獲得する重要な手段になっていないといわれている。つまり、中国の企業にとって知財は依然として保護（守り）の段階にとどまり、知財の価値の最大化を実現できていないことが課題となっている。そして、知的財産権の取引市場の未成熟、知財取引の類型が限られていること、知財価値の評価体系の不完全、知財金融サービスに参画する主体が限られていることなどが、知財運営のボトルネックになっているとされている。

知的財産権の資源を活用してその経済的価値を実現し、さらに産業の構造変革及びレベルアップに不可欠な原動力として、この知財運営の強化が必須であり、深圳のイノベーション企業、特に知的財産以外の資産をほとんど持たないスタートアップ企業にとって、専利、ノウハウ、著作権などの要素をどのように合理的な方法で現実的な利益に転換するかは必ず検討すべき課題としてとらえられるようになってきている。

E. 海外の知財紛争に対応する能力の不足

深圳には、中国のグローバル経済に対する最前線としてハイテク企業が密集し、海外展開を見据えた経済が発達している。多くの深圳の企業は、海外市場の競争に参加する際に知財関連のトラブルに直面する。報道によれば、中国の企業が海外での知財トラブルに最も多く遭遇する米国を例として挙げると、2018年に米国地裁に提訴された133件の中国企業関連特許訴訟では、中国企業71社が関与し、そのうち深圳の企業は26社で36.6%を占め、同じく米国地裁に提訴された132件の中国企業関連商標訴訟では、深圳の企業が65社関与し49.2%を占めており、さらに、米国国際貿易委員会（ITC）が受理した「337調査」事件では、2018年には中国企業に関連する事件数は19件、中国の84社が「337調査」の被告となり「337調査」全体の20%を占め、2019年には10件の事件が中国企業に関係し、そのうち5件が深圳の企業で50%を占めている²⁰。中国は、2018年末までで米国企業を除

²⁰深圳新聞網, [2021-01-03]. http://www.sznews.com/news/content/2020-04/12/content_23051388.htm

いて最も多く「337 調査」に関与した国²¹であり、電子通信、生活消費財、医療機器、自動車、機械、医薬、材料、ロボットなどの多くの分野に関連している。

2018 年に米国「337 調査」に関与した 84 社のうち、応訴を選択した中国企業は 39 社だけとされているところ、この問題について中国では、中国企業による知財侵害が深刻であるという観点よりも、海外知財紛争に関する経験や能力の不足、海外知財紛争におけるコスト負担が困難、海外（米国）での賠償金額が高くリスクが高い、という視点でとらえられている。

この海外知財紛争への対応に関する課題に対しては、中国政府による知財関連条約への加盟推進や特許審査ハイウェイ（PPH）をはじめとする各国との協力推進等に加え、深圳市政府は 2020 年 4 月、「国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンター（国家海外知识产权纠纷应对指导中心深圳分中心）」を中国（深圳）知財保護センター内に設置した。詳細は後述の第二章 2.2.5 を参照されたい。

1.2.5.2 深圳市の知的財産権の刑事罰による保護において直面している問題

中国における知財保護の重要かつ特徴的な手段として、刑事罰による保護が挙げられる。深圳市検察院は、深圳では特にインターネット経済の発展に伴って知的財産保護において様々な新たな状況・新たな問題に直面し、知財侵害犯罪への有効な打撃に対する制約になっているとして、以下のような課題を指摘している²²。

A. 刑事立法における知的財産権の侵害罪についての規定の立ち遅れ

知財権侵害に関する規定が司法の実際に適応していない。1 つは、刑法における権利侵害認定の規定が厳しすぎることである。例えば深圳の専利盗用や偽装に関する刑事事件の件数は極めて少ないところ、その原因は、専利権侵害事件において犯罪に帰する条件が高す

²¹人民網, [2021-01-03].<http://ip.people.com.cn/n1/2020/0617/c136655-31749797.html>

²²新浪網,

[2021-01-03].https://k.sina.com.cn/article_1655444627_62ac149302001gfkku.html?cre=tianyi&mod=pcpager_fin&loc=26&r=9&rfunc=69&tj=none&tr=9

ぎ、他社専利製品の違法な製造・使用や非専利製品について専利製品を偽装するなどのよくある行為は、いずれも刑事上の犯罪に含まれない。

2 つ目は、刑法において犯罪とする被害額に関する規定が高すぎることである。営業秘密の侵犯や専利の盗用や偽装について犯罪とする被害額としていずれも直接の経済損失が 50 万元に達することが必要であり、これが標準的な基準より高いことは理論・実務両者の共通認識となっており、実務上、多くの侵害行為が受けるべき処罰を受けない状況を招いた。

B. 司法機関による知的財産権の侵害罪に対する認定が不統一

司法解釈が「不法経営額」などについて明確に規定していないため、知的財産権を侵害した犯罪に対する司法機関の認定は統一されていない。例えば、司法機関が商標権侵害事件の「権利侵害額」、「同一商標」、「ネットワーク上での架空注文行為」についての理解と認定が一致していないことや、知的財産権侵害罪の共犯者の認定が統一していないことや、権利侵害された製品は型番が古いためにすでに市場で販売されていないことや、どのようにその市場価格を認定するかなどが挙げられる。

C. 企業にとって知財保護コストが高すぎ、事件が受理され難く、証拠の発見が難しく、鑑定が難しいという問題

深圳市検察院が中国全土 45 社に対して行ったアンケート調査によれば、9 割を超える企業が、現在の深圳の知財保護における最大の問題は権利保護コストが高いと考えていると回答した。この理由として、1 つ目は事件が受理され難いことである。捜査機関は事件解決率、検挙率を業務評価の指標とするため、事件を取り扱う人員が知財刑事事件を処理する時には比較的慎重で酷い場合は保守的であり、事件受理のハードルが高く、多くの事件が適時に捜査処理されないという問題がある。

2 つ目は、証拠の発見が難しいことである。知的財産権は無形資産であってその権利侵害が容易である一方証拠の確保が困難である。例えば、営業秘密漏洩には 1 枚のディスクだけあればよく、あるいは直接電子メールを通じて送信することができ、犯罪の容易性、隠蔽性が極めて強く、しかも証拠は廃棄しやすく、証拠の発見と確保が極めて困難である。

3つ目は、真贋鑑定が難しいことである。深圳の鑑定機構は混乱しており、権限の重複や空白が普遍的に存在し、鑑定対象は時計、携帯電話などの電子製品の価格鑑定に限られ、その他の製品の権利侵害・真偽鑑定を行わず、鑑定報告にも鑑定結果や書式の不統一などの問題が存在している。

これらの困難さにより、知財侵害罪事件の告発件数が多いにもかかわらず、事件受理件数が少なく、判決の件数はより少ないという状況となり、企業の知財保護コストを高めてしまう。

D. 行政執行と刑事司法との連携が円滑でないことによる摘発の有効性に対する影響

現在、知的財産保護に関する政府関係機関は、知財、文化、工業・商業、品質検査、税関などの行政部門や、公安、裁判所、検察院などの司法部門を含む多くの機関が関与している。それぞれの職能には役割分担だけでなく重複もある。実務では、知財連携会議（知识产权联席会议）メンバーとなった各部門の責任が不明確であり、行政と司法の連携プラットフォームのデータ更新は遅く、職能部門が分散して情報交換が円滑ではなく、さらに事件の移送のタイミング、移送手続などにおいて統一的な基準が欠けていることから、行政執行と刑事司法との連携が不十分となり、知財侵害罪摘発の有効性の制約となっている。

1.3. まとめ

ここ数年来、深圳市企業、特にハイテク企業の専利出願件数、發明専利出願件数、PCT出願件数及び商標出願件数などはそれぞれ安定的に増加し、多くの指標が中国国内において上位に位置している。深圳では、企業が中心となって技術の応用・産業化ニーズに対応する多くのテクノロジー企業が集まり、イノベーションの主演となっている。また、第二章で詳述する通り、政府の支援や金融セクターも参加する知財証券化などの知財金融の推進により、創出された技術を投資と密接に結びつけて実用化し、経済発展を実現していくエコシステムの構築に向けて、様々な施策が行われ、確立されつつある。

一方、深圳は多くの知財保護上の難題に直面している。中国の他の地域と同様、補助金申請を目的とした非正常的専利出願が多く発生しており、実際の専利権の実施率は低く、多くの専利が経済活動において機能していない状況にある。深圳市の企業経営者の知財意識は次第に高まってきているものの、実際のところ、一部の中小企業は製品やブランドに対する保護の意識が依然として不足しており、多くのトラブルに直面し、問題が発生してはじめて知財の重要性を認識する状況にある。そして、知財侵害紛争に遭遇すると、企業の多くが権利保護手続の複雑さや権利執行にかかる時間の長さ、証拠確保の難しさ、権利保護にかかるコストの高さ、賠償金額の低さなどの問題により権利保護を放棄するか或いは私的に和解することを選択している、とのことであった。さらに、知財が一般的な法的問題を越える専門性が必要であり、権利侵害認定などにおいて専門家の関与が必要になることもハードルとなっている。

深圳の企業はその多くが輸出中心であったり海外展開を見据えたビジネスを行ったりしているが、上記のような一部経営層の不十分な知財意識、そして海外の知財保護コストの高さや経験不足などを背景として、米国など海外市場に展開する際に、様々な知財上の課題に直面しており、深圳市政府は海外展開での知財対策をサポートする体制を整備しようとしている。

中国において特徴的な刑事事件としての知的財産権侵害罪摘発においても、深圳では、行政執行機関と司法機関の連携など様々な課題が指摘されており、その強化に向けた対策が進められている。

以上を踏まえると、深圳には、知財意識の高いイノベーション企業が多く存在するものの、知財意識がさほど高くない企業が様々なレベルで混在しているということがいえる。一方、深圳市政府など政策立案機関では、イノベーションを発展させる上での知財保護や知財金融を含む知財運営（活用）、知財マネジメントの重要性が強く認識され、深圳市企業が抱える知財面の課題を分析した上で、海外展開も含め各種の知財面の支援体制が整備されてきているといえよう。続く第二章では、これら政府機関の知財面の支援体制を中心に紹介する。

第二章 深圳における知的財産に関する政策及び支援

2.1 深圳における知的財産に関する政府政策

本項では、深圳に関連する知的財産に関する政策について、中央政府、深圳市政府の各レベルで公布された政策文書から抜粋して紹介する。

2.1.1. 中央政府の政策

表 2-1 中央政府の政策

発表年	発表機関	政策の名称
2020 年	中共中央弁公庁 国務院弁公庁	『深圳市における中国特特色社会主義先行モデル区の構築における試行実施案(2020－2025 年)』
2020 年	国家知識産権局	『2019 年知的財産権保護状況』
2019 年	中共中央、国務院	「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」

2.1.1.1 深圳市における中国特特色社会主義先行モデル区の構築における試行実施案（2020－2025 年）

2020 年、中共中央弁公庁、国務院弁公庁は『深圳市における中国特特色社会主義先行モデル区の構築における試行実施案（2020－2025 年）（深圳建設中国特特色社会主义先行示范区综合改革试点实施方案（2020－2025 年））』²³を発表した。これは、中央政府の政策文書として「深圳」にフォーカスした点で特徴的でありまた影響力の大きいものと言える。

「実施案」は、深圳の経済特区設立 40 周年を機に、深圳を習近平政権におけるキーワードである「中国の特色ある社会主義」のモデル地区として、深圳市に多くの自治権（自主権）を付与し、市場経済化や国際化、法治、そして科学技術イノベーションを中心とする

²³出所：[2021-01-03].http://www.gov.cn/zhengce/2020-10/11/content_5550408.htm

改革を進めようとするものである。また、香港と深圳の協力推進や、後述する広東・香港・マカオ大湾区構想の中核とすることについても言及されている。

イノベーション及び知的財産に関しては、まず、「技術成果の実用化の改善の加速」について、深圳における科学研究プロジェクトの設立と組織化の手法を改革し、科学技術プロジェクトについて主に市場によって選別、経費分配、成果の評価を決定する体制を構築することとされ、具体的には、科学技術成果の使用権、処分権と収益権の改革を深め、科学研究人員に職務科学技術成果の所有権或いは長期使用権、成果評価、収益の分配などの方面について先行して試行を行うこと、また、政府支援プロジェクトの科学技術成果の専利権について発明者又は設計者、中小企業へ譲渡し利益配分するメカニズムを模索すること、さらに、国有企業の科学研究成果の利益配分メカニズムを健全化すること、そして、技術成果移転についての公開取引と監督管理体系を完備することが指摘された。

上記の取組は、近年、国家知識産権局や教育局、科技部等の連名で公表された「大学の專利品質向上及び移転活用促進に関する若干の意見（关于提升高等学校专利质量促进转化运用的若干意见）」（2020年2月）や「研究者への職務科技成果の所有権又は長期的使用権の付与に関する試行实施方案（赋予科研人员职务科技成果所有权或长期使用权试点实施方案）」（2020年2月）に沿った内容であり、これらの取組を深圳において優先的に実施していくことが伺える。

また、知的財産の保護の観点からは、深圳について「知的財産権を保護するためのベンチマーク都市の建設」を目標として明記し、新しい知財保護の試行の実施、インターネット情報などのデジタル知的財産権の保護システムの改善、立証責任の移転など証拠開示や立証の妨害の排除、優れた立証規則の確立と改善を探索し、知的財産に対する懲罰的賠償制度を確立することなどが指摘されている。また、データ市場の開拓加速において、データ所有権の保護・利用や政府オープンデータの取組みを進めることが挙げられている。

2.1.1.2 2019年知的財産権保護状況

2020年国家知識産権局は『2019年知的財産権保護状況』²⁴を発表した。この発表は2019

²⁴信息来源：[2021-01-03].https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/4/24/art_91_26332.html

年の政策成果を列記したものであるところ、深圳に「中国（深圳）知的財産権保護センター」（第二章 2.2.2 を参照）を設立し、新エネルギーとインターネットに特化した知財保護を支援することが紹介されている。なお、中国全土では計 26 社の知的財産権保護センターが設立され、広東省については中国（広東）知的財産権保護センター、中国（佛山）知的財産権保護センター、中国（汕頭）知的財産権保護センター、中国（珠海）知的財産権保護センター、中国（広州）知的財産権保護センターが設立されている。

2.1.1.3 広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要

2020 年、中共中央、国務院は「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要（粵港澳大湾区发展规划綱要）」²⁵を発表した。深圳を含む広東省の一部及び香港、マカオの珠江デルタのベイエリア地域について、イノベーションセンターとしての深圳、国際金融センターである香港、この地域の政治・経済センターである広州や製造に強い東莞など地域ごとの優位性を組み合わせて国家戦略として発展させようとするものである。

イノベーション・知的財産に関しては、この地域に国際科学技術イノベーションセンターを建設することを目標とし、科学技術成果の技術移転を進めるために、インキュベーション施設の建設やイノベーションのための資金調達システム・直接金融の拡大などの技術革新のための金融支援プラットフォームの建設を進め、香港の PE ファンドの大湾区イノベーション企業への投資や香港市場への上場を促進すること、また知的財産について行政・司法や ADR による権利保護強化や人材育成に加え、後に詳述する「知財証券化」についてこの地域を試行の拠点として推進すること、香港を知的財産交易センターとしてこの地域の知的財産権の取引や流通を促進すること、大湾区の知的財産情報共有プラットフォームを確立させていくことが指摘されている。

²⁵出所：[2021-01-03].http://www.gov.cn/zhengce/2019-02/18/content_5366593.htm#1

2.1.2. 深圳市政府の政策

表 2-2 深圳市政府の政策

発表年	発表機関	政策の名称
2020	中共深圳市委員会	深圳市第十四次五か年計画
2020	深圳市市場監督管理局	深圳市知的財産権第十四次五か年計画（意見募集稿）
2020	深圳市人民代表大会 常務委員会	「深圳経済特区科技イノベーション条例」
2020	深圳市人民代表大会 常務委員会	「深圳経済特区知的財産権保護条例」--2020 年第 43 期
2020	深圳市政府	「知的財産権強国建設に向けた国家知識産権局と深圳 市政府との協力枠組み協定の締結」
2019	深圳市政府	「国家知財強市の構築による経済の高品質発展の推進 に関する深圳市の作業案（2019－2021 年）」
2018	深圳市政府	「深圳市知的財産権運営サービスシステム構築実施案 （2018-2020 年）」
2020	深圳市市場監督管理局	「深圳市 2019 年知的財産権発展状況白書」
2019	深圳市人民代表大会 常務委員会	「深圳経済特区知的財産権保護条例」--2019 年第 7 期
2019	深圳市市場監督管理局	「知的財産権分野特別資金操作規程」
2019	深圳市市場監督管理局	「深圳市知的財産権運営基金管理弁法（試行）（意見募 集稿）」
2017	深圳市政府	「新たな情勢における知的財産権保護の更なる強化に 関する深圳市の作業案」

2.1.2.1 深圳市十四次五か年計画

2020 年 12 月、中共深圳市委員会は、『深圳市十四次五か年計画（中共深圳市委关于制定深圳市国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标的建议）』²⁶を發表した。この政策文書では、2021 年からの五年間及び 2035 年に向けた発展計画である。

イノベーション及び知的財産については、科学技術の成果の実用化を加速させることとし、研究開発投資の増加、大企業によるイノベーション・コンソーシアムの創設促進、（サプライチェーンの）上流と下流のイノベーション・リソースの統合、科学研究施設や研究機器のオープンシェアリングの促進、知的財産と技術情報のプラットフォーム構築、技術

²⁶ 出所：[2021-03-19].http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxxgj/zwdt/content/post_8386242.html

移転機関と技術管理者の育成、ベンチャーキャピタルの育成・積極投資・国際化などが挙げられている。特に、知的財産に関しては、テクノロジーと金融の密接な統合促進の文脈において、銀行への技術金融部門の設置奨励や知的財産・科学技術成果取引センターの設立、知財証券化、最先端分野の価値の高い専利権のポートフォリオ強化が掲げられている。

2.1.2.2 深圳市知的財産権第十四次五か年計画（意見募集稿）

2020 年、深圳市市場監督管理局から、『深圳市知的財産権第十四次五か年計画（深圳市知識産権“十四五”规划）（征求意见稿）』²⁷が意見募集にかけられた。この政策文書は 2021 年 3 月 19 日現在まだ成立していないが、今後の深圳市の知財政策に関して参考になる内容が含まれていると考えられる。

この政策文書では、深圳の知財面の課題として①知財の全体的な質を改善する必要があること（シリコンバレーやイスラエル、ロンドン、東京を比較対象として明示している）、②知財保護環境を強化する必要があること（賠償金の低さ、証拠収集の困難さ等）、③知財運営の改善が必要であること（知財マネジメントの未成熟、プラットフォームの不足、技術移転チャネルの不足、知財証券化システムの要改善等）、④知財サービス・人材が不足していること（北京が比較対象）を掲げ、方向性として、知財保護強化により深圳を国際的な知的財産の司法管轄における最初の選択肢の一つとすること（深圳成为国际知识产权司法管辖首选地之一）や知財運営能力を向上させ、世界水準のビジネス環境が構築されたモデル都市とすることが掲げられている。

また、「知財の品質向上」が最も重要な目標とされ、具体的な目標として知財証券化や知財担保融資の目標金額等が掲げられている（下記）。

コア指標（一部）		データ元
創造の品質	一万人当たり発明専利保有数 112 件	深圳市知識産権局
	高価値専利ポートフォリオ 30 個	深圳市知識産権局

²⁷ 出所：[2021-03-19].<http://amr.sz.gov.cn/attachment/0/692/692421/7918230.docx>

	海外発明専利権利取得新規増加数 2.5 万件	深圳市知識産権局
	PCT 国際特許出願件数類型 10 万件	深圳市知識産権局
運用効果	知財証券化発行額 100 億元	深圳証券取引所
	知財担保融資と保険額 300 億元	深圳市知識産権局
	知財密集型産業が GDP に占める割合 年平均 10%増	深圳市統計局
保護環境	知財仲裁と調停案件 2000 件	深圳市知識産権局
	知財保護の社会満足度 80%以上	第三者機構委託
人材育成	知財サービス機構の数 200 社以上	深圳市知識産権局

そして、これらの目標を達成するため、

- ①「知財強市」に向けた、特許ナビゲーション（专利导航）プロジェクトの推進や知財サービス産業集積開発試験区の継続推進、深圳の大学・研究機関の知財運営センターの建設、世界知的所有権機関（WIPO）のテクノロジー・イノベーションサポートセンターの設立推進
- ②知財保護能力の向上に向けた、執行機関の育成や情報共有、連携の推進
- ③知財証券化システム・メカニズムの確立に向け、海外先進国のモデルを学習・導入し、新たな証券化モデルとして、知財の所有権と受益権の分離を進め、企業の知的財産権の将来価値に基づく収益権のモデルによって科学的に合理的な証券化商品を設計し、「深圳市知的財産金融連盟（深圳市知识产权金融联盟）」により銀行や保険、証券会社、ベンチャーキャピタル等の各方面を知財証券化体系の参画を推進
- ④知財・科学技術成果の取引促進に向けた、知財金融ビジネス機能を備えた中国初の知財・科学技術成果の取引センター設立、広東・香港・マカオ大湾区知財ブロックチェーンセンター設立、ビッグデータ・人工知能・ブロックチェーンなどの最先端技術に基づく知財価値評価システムの確立による、科学的・合理的な知財取引価格の確定と動的な市場に対する技術的サポートの推進

- ⑤知財運営の拡大に向けた、次世代情報技術・ハイエンド機器製造・デジタル技術・新材料・海洋経済などの知財密集型産業に特化した知財運営基金の設立及び企業が知財を財務諸表に含めることの支援、知財価値の株式又は出資比率への変換による知財の資本化の促進
- ⑥「クラウド」知財保護・執行（ウェブ上の著作権保護や EC 上の知財保護、証拠収集等への活用）
- ⑦国家海外知財紛争対応指導センター深圳支部の強化に向けた、海外知財紛争の情報収集システムや国内外での支援システムの構築、海外知財保護ガイドラインの作成・更新、海外知財専門家・法律データベースの整備等
- ⑧広東・香港・マカオ大湾区と一帯一路知財産業クラスタープロジェクトの実施などが掲げられている。

2.1.2.3 深圳経済特区科技イノベーション条例（2020 年 11 月施行）

2020 年 11 月、深圳市人民代表大会常務委員会は「深圳経済特区科学技術イノベーション条例（深圳经济特区科技创新条例）」²⁸を施行した。

この条例では、深圳におけるイノベーションの創出・発展を徹底するための政策が示されており、各章では概ね以下の内容が示されている（下線は特に知財に関係の深いもの）。

第一章：総則

制定目的、イノベーションへの財政投入比率を引き上げること、深圳総合国家科学センター建設加速等

第二章：基礎研究と応用基礎研究

市政府の R&D 資金のうち 30%以上を基礎・応用基礎研究に投入すること、深圳・香港科技イノベーション協力区・光明科学城・西麗湖国際科学教育城等の建設加速、集積回路・人工知能・バイオ医薬・新材料などの重点化、企業寄付の推進等

第三章：技術イノベーション

²⁸ 出所：[2021-03-22].

http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/202008/t20200828_19314986.htm
仮訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regional/20201101.pdf

「技術難関攻略（技術攻关）」プロジェクトの推進、R&D 費用関連の減税（控除）や設備の減価償却加速、譲渡に係る税減免、イノベーション成果関連の技術標準（国際標準・国家標準・業界標準・地方標準・団体標準）の起草・改訂リード等

第四章：成果実用化

技術移転機構や技術創新連盟、知的財産連盟の創立、職務 R&D 成果についての所有権又は長期使用权の付与、政府資金による R&D 成果で得られた収入を企業等に帰属させること、R&D 成果の価格決定・資産評価の判断ミスについての責任軽減、深圳証券取引所が設立した「知的財産権・R&D 成果財産権取引プラットフォーム」の業務（取引・権利帰属の証拠保存・公示、技術契約登録、知財証券化、コンサルティング、知財価値評価、知財担保融資、R&D 保険、融資保証等）、大学・研究機関による概念実証（PoC）センター設立、操業前試験・試験生産サービスの提供、検査測定認証機構の建設、大学・研究機関と企業による技術移転部門の設置及び発明開示から価値評価・専利出願・権利維持、技術普及・連携交渉などの全プロセスに関与する技術マネージャー導入推進、政府機関等が核心的自主知的財産権と市場競争力を有する製品・サービスを導入する際に非入札方式を採用でき、（入札方式の場合でも）価格評価でなく総合評価方式を採用しなければならないこと等

第五章：科学技術金融

市政府によるシード投資、エンジェル投資、リスク投資、M&A 再編投資をカバーする基金システム構築、市政府によるイノベーションプロジェクトに投資するファンド・オブ・ファンズ設立、科技成果の使用権・収益権・処分権・成果実用化による株式保有などを活用した技術移転促進、イノベーション基金・管理機構の登録手続き簡素化、私募株式投資セカンダリーマーケット取引基金の設立支持、テクノロジー企業による株式・債券・M&A、再融資などによる資金調達の支持、フィンテックを用いた科技金融リース、科技保険などの推進、商業銀行によるテクノロジー企業への融資におけるリスク制御システム構築（信用融資・知財担保融資・株式担保融資・期待収益担保融資、売掛債権等）、保険会社による知財保護等に関連する保険サービス提供、融資担保リスク分担基金の設立、ビッグデータ・ブロックチェーン・人工知能等による融資サービスプラットフォーム建設強化等

第六章：知的財産

市政府による規範化、市場化した知財運営サービスシステムの建設推進、市知識産権局による知財価値評価制度の完備・知的財産権評価基準の制定・高い信頼性と市場認知度を持つ評価機関の育成、市知識産権局による市場化した高価値専利指標体系の構築、企業による専利備蓄強化・専利品質向上の誘導、企業による知的財産権の価値の財務諸表への組み込み・自己資本又は対外投資の増加目的での知的財産権の株式又は出資比率への変換義務、企業による研究開発、生産、経営の全段階において一貫する知財マネジメントシステムの確立、市政府による知財担保融資のリスク補償メカニズムの構築（知財担保融資の不良債権補償と利子補給特別資金の設立）による金融機関の知財担保融資展開の支援及び企業による知財担保融資による資金調達・政府資金からの利子補給・担保補給付与可能化、知財運営の将来収益権を基礎資産とした知財証券化商品の発行推進、知財証券化商品発行に成功した企業への政府補助金付与、証券化商品における知財ライセンスは税収管理において融資行為とみなすこと、非営利知財公共公益サービスプラットフォームの構築（大学や企業等へのコンサルティング・研修等）、知財運営サービス機関による知財運営専門人材の招聘・育成（知財取引、ライセンス、評価、投融資、商用化の能力向上）、市政府による知財権分析評議制度の構築（重大経済科学技術活動に関連する知的財産権価値とリスクについての評価、論証の実施、意見・提案の提出）

第七章：空間保障

イノベーション産業に対する用地需要・住宅需要の保証等

第八章：イノベーション環境

市政府による科技イノベーション意思決定諮問委員会の設立、人材の評価・育成、研究開発、技術移転、ビジネスインキュベーション、知的財産権、科学技術コンサルティングなどの科学技術サービス機構と科学技術公共サービスプラットフォーム設立、
広東・香港・マカオ大湾区の他の都市との科学技術イノベーション協力の推進、科学技術企業が普通株式以外に普通株式議決権数よりも大きい特別議決権株式の設定可能化、中小ハイテク企業による未分配利益・余剰準備金・資本準備金の形式での株式増資にあたっての個人株主の個人所得税納付の五年内の分割納付可能化、

第九章：附則（略）

この条例において最も特筆すべき点は、全九章のうち「知的財産」が単独に章立てされ、かつ、技術移転や科学技術金融においても、その多くが知的財産に関する項目が提示された点である。特に、成果の実用化のための知財価値評価や知財証券化に関する重要性が指摘されている点が注目される。

2.1.2.4 深圳経済特区知的財産権保護条例（2019年3月施行、2020年7月改訂）

2019年3月、深圳市人民代表大会常務委員会は、「深圳経済特区知的財産権保護条例（深圳经济特区知识产权保护条例）」²⁹を施行し、2020年7月、改訂版である「深圳経済特区知的財産権保護条例」³⁰を公布した。

条例では、深圳市政府が経済発展計画に知財保護を盛り込むこと、投資プロジェクト等において知財評価を行うこと、市の各部門の行政評価において知財保護業務を評価すること、自由貿易試験区である深圳前海蛇口地区において包括的な法執行など試行的な知財保護サービスを行うこと、高速通信インターネットやモバイル通信、クラウドコンピューティング、IoT、ビッグデータなど新分野の知財保護のために特別な措置を講じること、公安部門が知財犯罪取り締まりを強化して市の関連部門と連携すること、公証機関が知財証拠の保存申請から3営業日以内に公証証明書を発行する義務、知財紛争の調停において5倍賠償を支持すること、市知財保護センターの業務（専利出願の受理や形式審査、コンサルティング等）、知財保護についての行政執行措置（立入検査や押収、技術調査官、損害の算出方法、罰金、悪質な侵害に対する罰則等）、情報DB整備等の公共サービス充実化、知財関連業界団体の設立奨励、政府調達や政府投資プロジェクト、展示会等における知財非侵害誓約書の提出義務、侵害関連情報の公的信用情報システムへの組み込み等が示されている。

特に、知財侵害による損害の算出方法について詳細に規定されている点が注目される。例えば、損害について、権利侵害製品が既に販売されている場合には実際の販売価格、販

²⁹ 出所：[2021-01-03].http://www.sz.gov.cn/zfgb/2019/gb1090/content/post_4995693.html

³⁰ 出所：[2021-01-03].http://www.sz.gov.cn/zfgb/2020/gb1173/content/post_8241172.html

売されていない場合には既に販売されている権利侵害製品の実際の販売平均価格、権利侵害製品の未販売（製造、保管、輸送中を含む）の価値については表示価格に基づいて計算される。表示価格がない又は表示価格が製品価値と明らかに一致しない場合、権利侵害製品の市場中間価格に基づいて計算され、権利侵害製品に実際の販売価格がない又は実際の販売価格を明らかにすることができない場合、権利侵害製品の市場中間価格に基づいて計算される、とされている。また展示会出展についての規定も充実している。

2020年の改訂版では、「司法保護」を第4章として追加し、行政執行における懲罰的賠償が盛り込まれた。具体的には、「故意の知的財産権侵害の情状が深刻である場合には、人民法院は国の法律の規定に基づき懲罰的賠償を適用する。次の各号のいずれかに該当する場合、国の法律が規定する範囲内で、懲罰的賠償金額を再確定することができる。第一に、権利者との間の代理、許諾関係が終了した後、権利者の同意を得ずに代理、許諾行為を継続して実施することは権利侵害を構成し、かつ権利者に重大な損失をもたらす場合。第二に、人民法院の行為保全裁定の履行を拒否し、関連する権利侵害行為を継続して実施する場合。第三に、人民法院が権利侵害行為の成立を認定する判決を下した後同一の権利侵害行為を再実施する場合。第四に、本条例第二十八条に規定する差止命令の執行を拒否し、権利者の損失拡大につながる場合。第五に、行政機関が権利侵害行為の成立を認定する行政処理決定を下した後、同一の権利侵害行為を再実施する場合。」とされた。

この条例は中国の地方政府として初めての「知財保護条例」であり、一年余りでの改訂は知財保護に向けた政策のスピード感が反映されている。

2.1.2.5 知的財産権強国建設に向けた国家知識産権局と深圳市政府との協力枠組み協定

2020年9月、国家知識産権局と深圳市政府は「知的財産権強国建設に向けた国家知識産権局と深圳市政府との協力枠組み協定（共创知识产权强国建设高地合作框架协议）」³¹を締結した。

³¹出所：[2021-01-03].http://www.gov.cn/xinwen/2017-09/15/content_5225283.htm

協力枠組みの内容は、①特許品質向上プロジェクトの実施、②知的財産権の厳格な保護と総合的な運用の推進、具体的には中国（深圳）知的財産権保護センター（中国（深圳）知识产权保护中心）、南方知的財産権運営センター（南方知识产权运营中心）の建設、③知財分野の改革の深化、具体的には知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスを連携した総合効果を発揮する「深圳モデル」の構築、④知的財産権の協力交流の拡大、特に「一帯一路」に向けた国際協力と大湾区の地域協力の共同推進、が掲げられている。

2.1.2.6 国家知財強市の構築による経済の高品質発展の推進に関する深圳市の作業案（2019－2021 年）

2019 年 5 月、深圳市政府は、「国家知財強市の構築による経済の高品質発展の推進に関する深圳市の作業案（2019－2021 年）（深圳市关于打造国家知识产权强市推动经济高质量发展的工作方案（2019－2021 年）」³²を公布した。

この作業案では、まず主な目標（要求）として、「知財強市」を目指して「深圳標準、深圳ブランド、深圳評価、深圳品質」に基づき知的財産、特に専利の品質向上や専利ポートフォリオの強化、高価値専利の育成、商標ブランド戦略の実施等を行うこと、市場主導型による公正でオープンな知財の法的・市場環境の構築と資源配分の促進、知財政策と産業政策の統合を深め知財分析による産業評価を行い、専利ナビゲーションを実施し知財成果の実用化を促進すること、一帯一路や広東・香港・マカオ大湾区等との知財保護面での対外協力を推進することなどが示されている。そして、目標として知財創造・保護・活用・管理・サービスの機能を強化すること、PCT 国際出願など知財創造の量・質ともに充実させること、行政執行など知財保護環境を強化すること、知財担保融資リスク補償など知財投資・資金調達を促進すること、知財サービスを改善すること、知財人材を育成することなどが示されている。

また、重点なタスクとして、①知財創造品質向上では、品質志向の知財創造インセンティブの最適化、知財集約型産業クラスターの構築、中小企業知財戦略推進プロジェクトの実施、中小企業向け知財委託管理プラットフォーム・中小企業向け知財集中委託管理サー

³²出所：[2021-01-03].http://www.sz.gov.cn/zfgb/2019/gb1101/content/post_4984122.html

ビスの提供、専利出願と標準開発の効果的な連携・同期・産業知財連盟の標準策定参加等による「標準必須特許（SEP）」の出願強化等、②知財保護では、EC プラットフォームなど知財の行政執行システムの強化、権利取得・権利行使までのワンストップサービスの中国（深圳）知財保護センターの建設加速、民事・行政・刑事の連携や知財裁判官の改善、オンライン訴訟など知財司法保護強化、税関の知財保護強化、情報提供や知財証拠保存、海外知財保険など海外での知財保護の強化支援等、③知財イノベーションエコシステムの構築では、知財投資・資金調達試行プログラム推進・知財担保融資リスク補償システム改善・知財担保融資のハードルを下げる政策・知財保険の開発強化・知財証券化推進等による知財金融のイノベーション強化、知財ナビゲーションプロジェクトの推進や投資プロジェクトの知財評価メカニズムの確立、中国（南方）知財運営センターの建設加速、専利分析や専利リスクへの対応、専利技術の標準化推進のための産業知財連盟の創出強化、商標ブランド育成の強化、知財公共サービスや知財情報プラットフォームの構築推進、大学・研究機関の知財管理能力の向上、広東・香港・マカオ大湾区知財交易博覧会の開催や同大湾区での知財紛争 ADR 促進等が掲げられている。

この作業案では、他の政策文書と同様に、知財の質の向上や保護強化、知財証券化など知財金融の推進が示されているだけでなく、標準必須特許（SEP）の創出や産業知財連盟の構築について具体的に示されている点で注目される。

2.1.2.7 深圳市知的財産権運営サービスシステム構築実施案（2018-2020 年）

2018 年 10 月、深圳市政府は「深圳市知的財産権運営サービスシステム構築実施案（2018-2020 年）（深圳市知识产权运营服务体系建设实施方案（2018-2020 年））」³³を公布した。この実施案では、主な要求として①品質重視、②市場指向、③（知財・産業・金融の）融合発展、④知財政策設計のトップレベル維持を提示し、2020 年までの主な目標として「企業知財管理規範」に合致する企業の数 1300 社、戦略性新興産業における 30 以上の専利ポートフォリオ構築（その中の発明専利 50 件以上、PCT 国際出願 10 件以上）、一万人当たりの発明専利保有数 92 件以上、PCT 国際特許出願件数 22,000 件以上、知財担

³³出所：[2021-01-03].http://www.sz.gov.cn/zfgb/2018/gb1074/content/post_4950436.html

保融資金額と取引量が年平均増加幅 25%以上、知財担保融資リスク補償基金設立、専利商標行政執行案件数年平均 20%以上増などが掲げられている。

そして、重要なタスクとしては、①最も厳格な知的財産権保護を実施すること（行政執行強化、知財保護センター建設、知財社会信用システム構築、クロスライセンスやパテントプール設置、知財訴訟リスク対応のための産業知財連盟設立の奨励等）、②知的財産権創造の質を向上させること（政府補助金改善、専利ナビゲーション実施、高価値専利育成、知財ブランド育成強化、専利（技術・デザイン）・商標・著作権その他をカバーする知財ポートフォリオ戦略奨励等）、③知的財産権運営エコシステムを構築すること（知財マネジメント標準の国内実装促進、標準認証企業への補助金、知財運営センターによる資金調達推進、知財担保融資・知財保険・知財証券化等の知財金融のイノベーション強化、知財ビッグデータ構築等）、④知財人材育成（企業・大学・研究機関等での研修強化、知財評価・取引・ライセンス・知財保険・知財担保融資・株式購入等の知財運用人材育成等）が提示されている。

2.1.2.8 深圳市 2019 年知的財産権発展状況白書

2020 年 4 月、深圳市市場監督管理局は「深圳市 2019 年知的財産権発展状況白書（深圳市知识产权发展状况白皮书）」³⁴を発表し、深圳市の知的財産権能力、知的財産権保護メカニズム、知的財産権運用、知的財産権管理及びサービス能力について総括した。

統計では、2019 年、深圳市の知的財産権創造の件数及び質はいずれもブレイクスルーを遂げ、市全体の特許出願件数、権利付与件数、権利付与件数の成長率、有効な発明専利の 5 年以上の維持率、PCT 国際特許出願件数の 5 つのコア指標が中国全土第 1 位となり、イノベーション環境が更に最適化した、としている。

知財保護では、深圳市市場監督管理局は市・区・所の三級連動法執行システムの改革を深化させ、知的財産権査察処を設立し、重要案件の処理と新分野の法執行を統一的に計画し、「護航」、「雷霆」、「劍網」等の一連の特別行動を組織し、通年で権利侵害案件を 1,787 件調査、処分し、前年同期比 46%増となったこと、2019 年、深圳市公安機関は「颶風

³⁴出所：[2021-01-03].http://amr.sz.gov.cn/zscq/zscqbh/zscqbbs/content/post_7295145.html

2019」、「粵鷹」、「雲梟2号」等の特別行動を展開し、各種知的財産権侵害事件を計607件受理し、そのうち立件が590件で、前年同期比5.36%増、518件を解決したことが例示されている。

また、知財の運用については、128社を指導し12社の知財強企を育成し146件の高価値特許を育成したこと、登録された知財連盟が22に達しそのうちCNIPAに登録されたものが10であること、深圳初の知財証券化商品の上市（後述の「平安証券-高新投知財第1号ABS」）、知財担保融資の利子補助金の導入、知財担保融資の新商品“知易貸”の上市、特許質権登録が162件、143社、関係特許権1,063件、融資金額32.38億元で平均の関係特許一件当たりの融資金額が304.65万元でありそのうち1億元以上が7件で4.32%を占めること、100万元から1億元のものが154件である95.06%を占めること、国際特許技術（深圳）展示交易センターのオンライン上で4,500件以上の特許技術製品、累計20,300件余りの取引可能な特許情報がアップされ、2019年には同センターで68件、420.3万元（累計では1,705件、9,514.1万元）の特許取引が成立したことなどが報告されている。

2.1.2.9 深圳市市場監督管理局 知的財産権分野特別資金操作規程

2019年10月、市場監督管理局は「深圳市市場監督管理局 知的財産権分野特別資金操作規程（深圳市市场监督管理局知识产权领域专项资金操作规程）」³⁵を公布した。

この操作規程は、深圳市市場監督管理局の知財分野における特別資金と報酬プロジェクト、つまり知的財産に関する政府補助金について標準化し、資金の有効性と管理水準を向上させることを目的とし、知財創造能力の向上、知財の質の向上、知財運用能力の強化、知財の宣伝・教育、知財サービス機能の強化、知財保護機能の強化のために用いられることが明示されている。

そして、知財創造に関する補助金については、深圳居住企業等の発明特許（権利付与されたもの）・PCT国際出願、商標、著作権及び発明特許の代理業務を行った特許代理事務所に対して付与することについて、具体的な金額・上限が示されている。

³⁵出所：[2021-02-01].http://amr.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/content/post_7351630.html

- ・ 発明専利について、1 件あたり 2500 元（権利化後に出願費用に対して付与し審査請求料は補助しない、1 出願人あたり年間 5 件まで）、初めて発明専利を取得した出願人（個人以外）には 7500 元を追加補助する
- ・ 外国特許出願について、USPTO/EPO/JPO で特許を取得した出願人には 4 万元（その他国・地域は 2 万元）補助する（補助金上限（非個人）は税額に応じて、前年深圳納税額 5000 万元以下の場合、年間 200 万元、5000 万元より大きく 5 億元以下の場合、年間 1000 万元）
- ・ PCT 国際出願について、国際公開を完了すると、非個人出願人には 10,000 元、個人出願人には 3,000 元を助成する（上限は上記外国出願補助と同様）
- ・ 深圳にある特許代理事務所及び深圳にブランチを設置する外国の特許代理事務所（納税額 30 万元以上）について、前年度深圳の出願人の国内発明専利の代理権利取得件数が 20 件以上の場合、権利取得後に 1 件当たり 1000 元を補助する（上限は 1 事務所あたり 200 万元）
- ・ 商標について、マドプロ制度で登録した場合指定国・地域ごとに 1 件当たり 1000 元を補助し、最大 20 国・地域までとする
- ・ EUIPO/OAPI/ARIPO で商標登録した場合 1 件当たり 3000 元補助する
- ・ ある外国で商標登録した場合 1 件あたり 1000 元、最大年 3 件まで補助する（香港・マカオ・台湾も同じ）
- ・ 国内の証明商標、団体（集体）商標を登録した場合、1 件あたり 20 万元を補助し、地理的表示は 1 件あたり 50 万元補助する（上限 50 万元）
- ・ ソフトウェア著作権について年間登録 20 件以上の場合 1 件あたり 300 元を補助する（上限は非個人で 10 万元、個人で 1 万元以下）
- ・ 通常の著作権作品について国家又は広東省版權登記機構の作品登記証書の取得が年間登録 5 件以上の場合 1 件あたり 200 元を補助する（上限は非個人で 10 万元、個人で 1 万元以下）

また、企業等の知財活動や産業知財連盟、専利ナビゲーションに対しても補助金を付与している。具体的には、

- ・深圳で設立後 3 年以上経過し、知財について優秀な取り組みを行っている法人格を有する企業・大学等について、知財の専属管理部门と専任スタッフを擁し、知財マネジメント体制を構築しており（国家標準の企業知財管理規範、大学知財管理規範、研究機関知財管理規範の認証を受けているものが優先）、知財情報活用のシステムを構築しており、特許等の権利取得数が前年比増加し、知財事業への投資について R&D 投資比 2%以上を占める企業・大学等について、毎年 20 社まで認定し、20 万元（一回限り）を補助する
- ・2 年以上、上記認定を受けている企業・大学等について、200 を超える有効発明専利を保有しているか中国専利賞等を受容している、知財事業・R&D への投資を継続して拡大している、賠償金を得るなど知財紛争に効果的に対処していると認められた企業・大学等について、毎年 3 社まで認定し、50 万元（一回限り）を補助する
- ・深圳で設立後 2 年以上経過し、法人格を有する企業・大学等（企業は国家ハイテク企業であること）について、補助金申請前 2 年以内に発明専利を 2 件以上取得し、又は実用新型専利と外観設計専利を 10 件以上取得し、あるいはソフトウェア著作権登録が 50 件以上であり、国家標準「企業知財管理規範」、「大学知財管理規範」、「研究機関知財管理規範」の審査・認定を受けた者に対して、認定に要した費用について 5 万元上限で補助する
- ・深圳市に登録された企業・居住個人について、中国専利奨を受賞した者に金賞 200 万元、銀賞 50 万元、優秀賞 20 万元の一回限りの奨励金を付与し、深圳専利奨を受賞した者に 30 万元の一回限りの奨励金を付与し、中国商標金奨を受賞した者に 100 万元の一回限りの奨励金を付与し、中国著作権金奨を受賞した者に 100 万元の一回限りの奨励金を付与する
- ・関係機関に登録され、深圳市の産業政策ガイダンスに沿っており、戦略性新興産業（新世代情報技術、ハイエンド機器製造、グリーンおよび低炭素、生物医学、デジタル経済、新素材、海洋経済、等）に関するものであり、設立後 3 年以上であり、会員が所有する知的財産権（特許、商標、著作権などを含む）の総数が 100 件以上でありその数が増加しており、前年に知財データベースの構築・パテントプールの構築・ライセンス

ンス交渉・特許の早期警告分析等を行った団体について、毎年 3 以下の産業知的財産同盟について一回限り 50 万元以下で補助する

- ・ 知財分析・評価プロジェクトについて、前年 5000 万元以上の納税額である深圳登記企業で、知財分析レビューサービス機構と契約し、プロジェクトに 10 億元以上の投資を行って市政府の主要計画に含まれ、実施計画が策定されている、毎年 5 以下のプロジェクトについて、一回限り 50 万元以下で補助する
- ・ 専利ナビゲーションプロジェクトについて、深圳に登録した産業知財連盟あるいは業界団体で、専利ナビゲーションを開発する能力を有する知的財産サービス組織と特許ナビゲーション契約を締結しており、市政府の主要計画に含まれ、実施計画が策定されている、毎年 3 以下のプロジェクト（少なくとも 3 年以上実施）について、200 万元以下で補助する

知的財産の宣伝、教育、研修についても補助金を付与している。具体的には、

- ・ 深圳の初等・中等の知的財産パイロット校（知財コースを有し、前年に知財の授業（45 分）が 1 学期あたり 5 回あり、授業を受けた学生が 200 人以上で、教師・生徒が特許出願又は著作権登録をした）の育成のため、毎年 2 校、各 20 万元を補助する
- ・ 深圳の特許代理事務所の研修プロジェクトについて、新採用者（大学卒以上、深圳で 6 か月社会保険料を納付、研修プログラムが既にある）について一人当たり 2000 元補助する（上限 10 万元）
- ・ 深圳の特許代理事務所の研修プロジェクトについて、新採用者（大学卒以上、深圳で 6 か月社会保険料を納付、研修プログラムが既にある）について一人当たり 2000 元補助する（上限 10 万元）
- ・ 知財研修コースに対し毎年 30 件まで 20 万元を補助する（上限 400 万元）
- ・ 知財意識向上プロジェクトに対し毎年 10 件までに 50 万元を補助する（上限 300 万元）

さらに、知的財産のサービスを提供する機関（特許代理事務所や法律事務所）に対しても補助制度がある。

- ・外国の最先端知財サービス機関（設立後 5 年以上、50 人以上の知財専門家、知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 10 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 20 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供、深圳に 6 か月以上支店又は子会社設置、深圳に 10 人以上の知財専門家、深圳の事業体納税額が 200 万元以上）について、毎年 2 件まで 100 万元を補助し、中国の深圳外の同サービス（深圳外で登録御 5 年以上、30 人以上の弁理士又は弁護士、知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 10 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 20 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供、深圳に 6 か月以上支店又は子会社設置、深圳に 10 人以上の弁理士又は弁護士、深圳の事業体納税額が 100 万元以上）について毎年 3 件まで 50 万元を補助する
- ・深圳の知財サービス機関（10 人以上の弁理士又は弁護士、知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 5 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 5 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供、或いは発明特許権利化数 50 以上、納税額が 100 万元以上）について毎年 3 件まで 20 万元を補助する
- ・国家級知財サービスブランド機関や国家專利運営パイロット企業、中華商標協会優秀商標代理機構に選ばれた代理事務所に対して一回限り 30 万元の奨励金を付与する

知的財産保護、つまり権利執行についての補助制度も整備されている。

- ・深圳市の企業が知財保護制度を整備し、知財保護について一つ以上の判決・仲裁採決あるいは和解と執行がなされた一年以内の知財保護プロジェクトで深圳の知財政策の参考になる意義のあるものについて、国内は最高 50 万元、海外は 100 万元補助する
- ・知財紛争の調停について、深圳市の業界団体や知財サービス機構、企業などが知財紛争を調停で解決した場合、最大 50 万元を補助する（年上限 250 万元）
- ・知財保護体系の建設とイノベーションプロジェクトの実施について、国際知財共同研究や海外知財保護体系の研究、インターネット+の知財保護研究、知財データベースの構築、インターネット上の知財紛争処理、新技術等の知財保護に関する研究プロジェクトに対して 1 件当たり 50 万元以下を補助する（年上限 500 万元）

以上のように、深圳市は、知財権利化から実用化、権利執行、知財マネジメント、知財サービス機関の誘致・育成、知財教育に至るまで非常に多くの補助制度を設けている。

2.1.2.10 深圳市知的財産権運営基金管理弁法（試行）（意見募集稿）

2019年9月、深圳市市場監督管理局は「深圳市知的財産権運営基金管理弁法（深圳市知産權運營基金管理辦法（試行）（征求意见稿）」³⁶を發表した。この弁法は2021年3月現在、まだ制定作業中である。

弁法は「深圳市知的財産権運営基金」の設立について定めるものであり、

- ・ ファンドの方式：深圳市が受託管理機関に委託してファンドマネージャーが運用
- ・ ファンドの規模：中央サービス産業特別指導資金7000萬元を基礎として社会資金の参加を求め、最初の段階では最大で2.1億元に達するものとし、試行の成果によって増加
- ・ ファンドマネージャーや深圳市市場監督管理局の責任（略）
- ・ ファンドの期間：原則10年
- ・ ファンド投資対象：新世代情報技術、ハイエンド機器製造、グリーンおよび低炭素、生物医学、デジタル経済、新素材、海洋経済、およびその他の知的財産集約型産業の知財運用と専利権実用化であり、知財証券化に対応する
- ・ ファンド管理費用と収益の扱い：管理費は年2%、収益分配は投資家とファンドマネージャーが8:2で分配

などを規定し、附録ではファンドマネージャーの選定について規定している。

2.1.2.11 新たな情勢における知的財産権保護の更なる強化に関する深圳市の作業案

2017年、深圳市政府は「新たな情勢における知的財産権保護の更なる強化に関する深圳市の作業案（深圳市关于新形势下进一步加强知识产权保护的工作方案）」を採択した³⁷。

この作業案では、2020年までに、率先して全国で最も厳格な知的財産権保護制度を確立し、司法保護を中心に、行政保護裁定調停、業界自律及び社会監督を補完とする知的財産

³⁶出所：[2021-02-01]. http://amr.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/zscq/content/post_2292848.html

³⁷出所：[2021-02-01]. http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxxgj/cwhy/content/post_1385931.html

権大保護システムを形成し、知的財産権侵害違法行為の処罰を強化し、知的財産権法治環境の明らかな最適化を実現し、知的財産権侵害違法犯罪行為が財産権のある「窪地」の優位性を得て初歩的に形成され、国内外のイノベーション資源に対する吸引力が明らかに強化され、深圳を全国知的財産権厳格保護模範区及び世界的影響力を有する知的財産権保護高地とするよう努力する、といった内容が示されている。

2.1.3. まとめ

近年の中国政府及び深圳市政府の深圳に関連するイノベーション・知的財産政策を見ると、イノベーション政策において知的財産政策が中核的な位置づけとして取り扱われ、知的財産政策としては、主に権利の質の向上、知財の実用化などの運営、特に知財証券化など知的財産と金融の統合、これら知財エコシステムを支える知財サービスプラットフォーム（知財保護センターや知財運営センター、知財サービス事業者の支援等）の構築や上流から下流までを支える各種補助金などに重点を置いていることがわかる。深圳市において、知財創造の件数や有効発明専利の長期維持率やPCT国際出願件数から見る権利の質の面から、これらの知財政策が一定程度機能していることがいえよう。

また本報告書で取り上げた政策文書は「十四五」をはじめとして今後の政策動向の方向性を決めるものであるところ、そのキーワードは、「高価値専利の育成」、「戦略性新興産業」、「知財証券化」、「知財運営」、「海外での知財保護支援」にあるといえる。そして、深圳でこれらに関する様々な試行を行い先行的なモデル都市として発展させようとする意志が伺える。

2.2. 深圳における知的財産権証券化

2.2.1. 知的財産権証券化の主要なモデル及び「深圳モデル」

知的財産権証券化は、知的資産を有する「発起機関（オリジネーター）」、すなわちイノベーション（科技创新型）企業が特許、商標、著作権など及びその派生債権（ロイヤリティなど）を含むその知的財産権を「特別目的事業体（SPV: Special Purpose Vehicle）」に移転し、関連する資産に基づき資産価値を評価し、当該「SPV」は当該資産を再パッケージ化、信用評価、信用強化などを経て、これを裏付けとして市場で取引可能な証券を発行し、オリジネーターであるイノベーション企業が資金調達を行う金融システムを指す³⁸。

従来の知的財産権質権融資（知財担保融資）は、質権設定における無形資産の価値評価が標準化されておらず、時間がかかるという課題もあり、また、企業は銀行だけでなく資産評価会社や信用保証機関など多数の関係機関に対応しなければならない場合が多く、プロセス全体では、様々な手続きやコミュニケーションのコストが高いという問題があり、その解決手段の一つとして検討が進められている。

中国の知的財産権の証券化、つまり知的財産権 ABS（Asset-backed Securities）では、融資リース債権、売掛債権などを基本資産とする証券化モデルから始まり、次いで、ライセンス債権モデル、知財担保融資モデル（いわゆる「深圳モデル」）の事例が現れた。

「融資リース債権モデル」は、仲介者すなわちリース会社が存在し、賃借人（知的財産を所有する企業）は保有する知的財産権資産を当該仲介者に売却・譲渡し、仲介者が支払う知的財産権の購入価格を獲得することで融資（資金調達）を実現する。そして、賃借人はリースの方式で引き続き当該知的財産権の使用権（ライセンス）を獲得し、当該知的財産権の使用料（ロイヤリティ）をリース会社に分割払いするものである。リース会社は、賃借人に支払う原資として融資リース債権を証券化し市場で投資家に販売して売却代金を得るとともに、リース料を投資家への配当の原資とする。例としては、芸術上演や映画製作、情報技術やデジタル出版等に関する著作権や特許権、商標権等を資産とした「第一創

³⁸ 新浪財經、[2021-02-25]. <http://baijiahao.baidu.com/s?id=1653241639635451052&qq-pf-to=pcqq.c2c>

業-文科租賃 1 期 ABS（第一创业-文科租賃一期資產支持專項計劃）」（2019 年 3 月）が挙げられる。

「売掛債権モデル（ファクタリング、サプライチェーンモデル）」は、サプライヤー（知的財産権の所有者）が債務者への知的財産権サービスの提供（ライセンス等）により生じる売掛債権をファクタリング契約締結の方式でファクタリング会社に譲渡し、債務者は当該債権の確認文書を発行し、ファクタリング会社は譲受された売掛債権を基本資産として適切な信用補完（信用保証機関等による）を経て証券化商品を投資家に向けて発行することを指す。この商品は、サプライヤーの売掛金回収融資ニーズを解決するとともに、債務者の支払い期限の延長にも役立ち、資金使用の効率を向上させることができる³⁹。事例としては、テレビドラマの著作権取引により生じた売掛債権を資産とした「奇艺世紀知財権サプライチェーン金融 ABS（奇艺世纪知识产权供应链金融资产支持专项计划）」（2018 年 12 月）が挙げられる。ここで、サプライヤーは番組制作会社であり、債務者は動画プラットフォーム愛奇艺、仲介するファクタリング会社は爱奇艺関連会社の奇艺世紀である。

「ライセンス債権モデル」は、特許権などの知的財産権所有者と仲介者が独占ライセンス契約を締結し、ライセンシーとなる仲介者が権利者に 1 回限りの独占ライセンス料を支払うことで知的財産権所有者は融資（資金調達）を達成し、仲介者は独占ライセンス契約に付与されたサブライセンス権に基づいて（専用実施権の設定により実施権のない権利者である）知的財産権所有者にライセンスを行い、知的財産権所有者は仲介者にロイヤルティとして分割払いでライセンス料を支払うものである。また、仲介者は第三者に対してもライセンス又は損害賠償請求によるマネタイズを図る。このライセンス債権に基づいて仲介者は証券を投資家に向けて発行・販売し、上記 1 回限りの独占ライセンス料支払い（基本資産であるロイヤルティ債権の購入代金）の原資とする。融資リース債権モデルとの違いは、知的財産権の元の所有者（資金調達を行う企業）が知的財産を他の当事者に譲渡する必要がないことであり、これにより、元の所有者による知的財産の管理が保証される。

³⁹IPR daily, [2021-02-25].<https://www.163.com/dy/article/FSBPF2GQ0511BK66.html>

一方、真正売買に該当しないため元の所有者の倒産隔離が不十分となるおそれがある。このモデルは広州開発区を中心により推進されており、具体的な事例としては、「興業円融-広州開発区專利許可 ABS（興業円融-广州开发区专利许可资金支持专项计划）」（2019 年 7 月）、「中信証券-広州開發區新一代情報技術專利許可 ABS（中信証券-广州开发区新一代信息技术专利许可资产支持专项计划）」（2020 年 8 月）、「粵開-広州開發區金控-生物醫藥專利許可 1-5 期 ABS（粵開-广州开发区金控-生物医药专利许可 1-5 期资产支持专项计划）」（2020 年 8 月）」、上海の「浦東科創 1-2 期知財權 ABS（浦东科创 1 期知识产权资产支持专项计划）」（2020 年 3 月）などが挙げられる。

「知財担保融資モデル」は、知財担保融資債権を基本資産として発行される証券化商品である。2019 年 12 月、深圳初の知的財産権証券化商品「平安証券-高新投知的財産権 1 号 ABS（平安証券-高新投知识产权 1 号资产支持专项计划）」が深圳証券取引所で正式に公開された。この ABS は知的財産権質権貸付債権（知財担保融資債権）を基本資産とし、初回の発行額は 1.24 億元⁴⁰、少額融資債権を基本資産とする中国初の知財証券化商品であり、深圳の知財証券化における「ゼロから 1 へ」の歴史的なマイルストーンとされており、業界関係者によれば、市場で高い支持を得ているモデルである⁴¹。スキームの詳細は後述する。

2020 年 3 月の新型コロナウイルス流行時には、中国初の「戦『疫』企業⁴²」向け知財証券化商品「南山区-中山証券-高新投知的財産権 1 期 ABS（新型コロナウイルス予防・制御）（南山区-中山証券-高新投知识产权 1 期资产支持计划（疫情防控）」が深圳証券取引所で正式に発行された⁴³。これは、深圳市初の新型コロナウイルス予防・制御に特化した知財証券化プロジェクトであり、南山区初の知財 ABS 商品でもある。「南山区-中山証券-高新投知的財産権 ABS」は、南山区政府と深圳高新投（深圳市高新投集团有限公司）が共同で発起したものであり全体の規模は

⁴⁰南方網、[2021-01-02].<http://pc.nfapp.southcn.com/11830/3434548.html>

⁴¹深投控、[2021-01-02].http://www.sihc.com.cn/news_view-6910.html

⁴²戦「疫」企業：新型コロナウイルスの予防・制御において重要な役割を果たし、深刻な新型コロナウイルスの影響を受ける生活関連などの関連企業。

⁴³中国質量新聞網、
[2021-01-02].http://www.cqn.com.cn/zgzb/content/2020-04/01/content_8458543.htm

10 億元である。そして、今回の新型肺炎予防・制御特化 ABS 商品は、当該プロジェクトの初回（1 期）発行商品であり、発行規模は 3.2 億元である。今回プールに参入した 12 社の企業は、いずれも今回の新型肺炎予防・制御に直接貢献したバイオ製薬、医療機器などの業界企業である。12 社の企業の基本資産として質権が設定された知的財産権は計 50 件で、そのうち、発明専利は 39 件、実用新型専利は 11 件である⁴⁴。

その後、「南山区-中山証券-高新投知的財産権 2 期 ABS（中小企業）⁴⁵」（満期日：2021 年 8 月 18 日）、「南山区-中山証券-高新投知的財産権 3 期 ABS（5G 特別）⁴⁶」（満期日：2021 年 9 月 17 日）というプロジェクトも相次いで公表された。このうち、「2 期 ABS（中小企業）」は、深圳市初の中小企業に特化した知財証券化プロジェクトであり⁴⁷、21 社のプール参入企業はすべて、工信部、国家統計局、国家發改委、財政部が発行した「中小企業分類基準に関する規定の発行に関する通知」に規定する中小企業分類基準に合致している。プール参入企業は、図元科技（图元科技）、麦亜信（麦亚信）、華達微波（华达微波）、騰盛自動化（腾盛自动化）、皓文電子（皓文电子）、空氣管家（空气管家）、資福医療（资福医疗）、中視典（中视典）、奇見科技（奇见科技）、優友互聯（优友互联）、路維光電（路维光电）、高新現代（高新现代）、創新科（创新科）、方大智創（方大智创）、風行多媒体（风行多媒体）、華漢偉業（华汉伟业）、兆馳照明（兆驰照明）、恒揚データ（恒扬数据）、繹立銳光（绎立锐光）、鼎信通達（鼎信通达）、騰浪再生資源（腾浪再生资源）がある。今期のプロジェクトの基本資産として質権が設定された知的財産権は計 59 件で、そのうち、発明専利は 29 件、実用新型専利は 24 件、外觀設計専利は 1 件、ソフトウェア著作権は 5 件である。南山区政府の推進の下で多数の金融機関がシリーズ商品の発行に参加している。この中小企業特化 ABS の発行会社は深圳市高新投少額融資有限公司（深圳市高新投小额贷款有限公司）、信用補完者は深圳市高新投融資担保有限公司（深圳市高新投融资担保有限公司）、計画管理者は中山証券、委託管理銀行は民生銀行、投資者は民生銀

⁴⁴ 新浪網、[2021-01-03].<http://finance.sina.com.cn/roll/2020-03-26/doc-iimxyqwa3311364.shtml>

⁴⁵ 深圳証券取引所、[2021-02-25].http://www.szse.cn/disclosure/notice/t20200922_581675.html

⁴⁶ 深圳証券取引所、

[2021-02-25].http://www.szse.cn/www/disclosure/notice/bond/t20201013_582023.html

⁴⁷ 深圳新聞網、

[2021-02-25].http://www.sznews.com/news/content/mb/2020-08/19/content_23467675.htm

行、建信理財、光大銀行、交通銀行、参加した仲介機関は中誠信国際信評、金杜法律事務所、天職国際会計士事務所、中金浩資産評価などである。

2020 年 12 月 12 日、西麗湖国際科教城知的財産権証券化及び科学技術成果転化サミットフォーラムが、南山区科創局と南山区工信局の共催で南方科技大学において開催された⁴⁸。南山区委副書記、黄湘岳区長、南方科技大学学長、中国科学院院士の薛其坤 氏、深圳市高新投集团党委書記、代表取締役の劉蘇華 氏、副總裁の樊慶峰 氏などが出席した。フォーラムでは、深圳高新投は「西麗湖国際科教城-高新投知的財産権 ABS（西麗湖国际科教城-高新投知识产权资产支持专项计划）」をリリースし、西麗湖国際科教城における各大学、研究機関付属企業の科学技術成果の移転、実用化を知財証券化により支援することを発表した。プール参入企業は「高新投」子会社の高新投少額融資会社に知的財産権質権貸付（知財担保融資）を申請し、高新投少額融資会社は知的財産権質権貸付及び付属權益を基本資産として ABS 商品を発行し、高新投融資担保会社は知的財産権質権貸付に信用補完を提供し、南山区政府はプール参入企業に政府補助金を提供することになっている。

また、深圳市は、知財担保融資政策として、担保融資リスク補償システムを設け、貸倒れ補償メカニズム及びリスク補償基金を構築した。2019 年、深圳市の専利権の質権設定は 162 件で 143 社の企業に利益をもたらし、関連する専利権は 1,063 件、各専利の担保金額は 304.65 万元、そのうち、担保金額が 1 億元以上の専利権は 7 件、4.32%を占め、担保金額が 100 万元から 1 億元の専利権は 154 件、95.06%を占める。2019 年末時点で、専利投資保険の累計保障金額は 31 億元である。年間を通して受理された商標権の質権設定は 8 件、関連商標は 66 件、担保金額は 4020 万元である。

⁴⁸南方都市报、[2021-01-02].https://www.sohu.com/a/438083578_161795

2.2.2. 知的財産権証券化における「深圳高新投」の役割

深圳高新投（深圳市高新投集团有限公司）は、1994年12月に深圳市政府が中小テクノロジー企業の「融資難」問題を解決するために設立した専門金融サービス機関であり、現在、「資本市場主体信用AAA最高格付けを具備する全国的なイノベーション金融サービスグループ」となっている。2020年時点で、深圳高新投の登録資本は138.52億元⁴⁹、純資産は220億元を超え、総資産は340億元に成長している。株主は深圳市投資ホールディングス有限公司（深圳市投资控股有限公司）、深圳遠致富海三号投資企業（深圳远致富海三号投资企业）（リミテッドパートナーシップ）、深圳市財政金融サービスセンター（深圳市财政金融服务中心）、恒大集团有限公司（恒大集团有限公司）、深圳市遠致投資有限公司（深圳市远致投资有限公司）、深圳市海能達投資有限公司（深圳市海能达投资有限公司）、深圳市中小企業サービス署（深圳市中小企业服务署）である。

その中核事業⁵⁰は、担保融資、金融商品の信用保証、保証担保、ベンチャーキャピタル、少額融資、資産管理などであり、企業向けに起業初期から成熟期までの全方位的な投融資サービスを提供する。高新投の子会社である高新投少額金融会社は、深圳市の中小微企業の少額、短期資金ニーズを解決するために設立された融資プラットフォームである。

深圳高新投に協力する政府機関は14あり、例えば、深圳市経済貿易・情報化委員会（深圳市经济贸易和信息化委员会）、深圳市科技革新委員会（深圳市科技创新委员会）、福田区科技革新局（福田区科技创新局）、南山区科技革新局（南山区科技创新局）、宝安区経済促進局（宝安区经济促进局）などがある。また、中国邮政儲蓄銀行、中国銀行、華夏銀行、北京銀行など25の国内外の銀行と長期的な業務協力を行っている。

⁴⁹深圳市高新投の公式ウェブサイト、

[2021-01-02].<https://www.szhti.com.cn/#/big/company?id=0c1eac83a44942ebbbec5ec6ca356b55&name=%E5%85%AC%E5%8F%B8%E7%AE%80%E4%BB%8B>

⁵⁰深圳市高新投の公式ウェブサイト、

[2021-01-02].<https://www.szhti.com.cn/#/business?id=845f4db33aec47459a1354302b70f29a>

深圳の知財証券化サービスにおいて、深圳市政府及び南山区政府はプール参入企業に一定の政府補助金を与え、市政府が設立した深圳高新投は政府委托管理政府指導基金を引き受けて市科学技術開発資金を分配、回収し、企業担保費率の優遇政策を提供している。

例えば、上述の「平安証券-高新投知的財産権 1-10 号 ABS」では、この商品の基本資産は 15 の少額融資借款合同であり、プール参入企業（融資を受ける者）はすべて深圳の製造、情報技術、建設関連の企業である。融資を受ける者またはその関係者は、自らが所有する知的財産権について関係規定に基づき知的財産権の質権設定を行い、高新投の少額金融会社に質権担保を提供する。知的財産権の質権設定における発明専利、实用新型専利の数が占める割合は 87%で、残りはソフトウェア著作権などである。信用保証措置に関しては、商品は、優先級/二次級構造を設計し、優先級証券元利の超過カバーを行う外、高新投が基本資産の担保を提供し、担保範囲は「債権元金、貸付利率が上がる割合が同じ期限、同じレベルの中国人民銀行基準利率 10%以下の部分の利息及び延滞利率が上がる割合が同じ期限、同レベルの中国人民銀行基準利率 20%以下の部分の延滞利息であり、超過部分については、保証人は担保責任を負担しない」としている。同時に、高新投は、特別計画資金で優先級証券の各期間の予想収益、未払い元金を支払えない差額部分の支払い義務を負う。

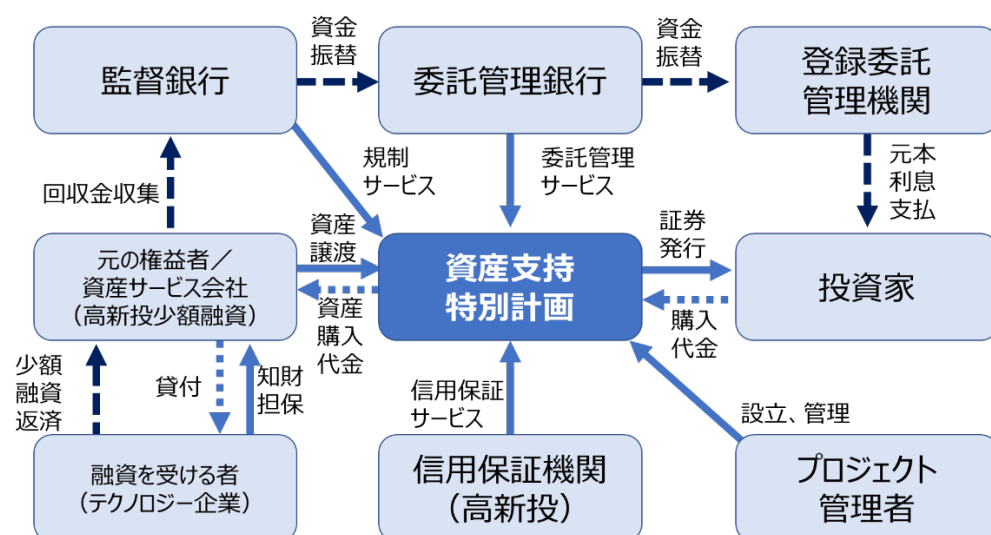


図 1-2 「平安証券-高新投知的財産権 1 号資産支持特別計画」プロジェクト取引関係図⁵¹

⁵¹ 新浪财经よりジェトロ作成

[2021-02-25].<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1653241639635451052&qq-pf-to=pcqq.c2c>

「南山区-中山証券-高新投知的財産権 1 期 ABS（新型肺炎予防・制御）」は、深圳市南山区政府と深圳高新投が共同で発起した ABS 商品であり⁵²、高新投少額融資有限公司の知的財産権質権貸付債権（知財担保融資債権）を基本資産とし、南山区政府は貸付企業融資の総コストの半分を補助し、高新投は国有企業として関連費用を最大限に減免することで融資を受ける企業の実際の融資コストを 2.98%/年に下げ、新型肺炎の影響下における民間企業に対する投資意欲を高めている。

「西麗湖国際科教城-高新投知的財産権 ABS」では、責任分担として、高新投子会社の高新投少額融資が、プール参入企業の知財担保融資の申請を受け付け、知財担保融資債権及び付属権益を基本資産とし、ABS を発行する。同じく高新投子会社の高新投融資担保会社は、知財担保融資の信用強化を提供する。また、深圳市政府はプール参入企業に政府補助金を提供する役割を担う。このプロジェクトは、2020 年末の上記「フォーラム」で発表されたばかりの新プロジェクトであるため、その実施計画及び実際の取引構造に関する情報はまだ明らかでないが、少額融資を基本資産とする証券化商品として「平安証券-高新投知的財産権 1-10 号 ABS」のモデルと類似しているといえる。

⁵² 搜狐網、[2021-02-25].https://www.sohu.com/a/408934950_683703

2.2.3. まとめ

深圳市における知財金融、特に知財証券化については、2019年に初の知財証券化商品を世に出し、ここで「深圳高新投」により設けられた知財証券化の「深圳モデル」、即ち知財担保融資債権/少額融資債権を基礎資産とするABSは、融資リース債権や売掛債権などを基礎資産とする他のモデルと共に、中国における知財証券化モデルを形成している。この知財証券化サービスの開発プロセスにおいて重要な役割を果たしている「深圳高新投」は深圳市委員会、深圳市政府が設立した金融サービス機関であり、多くの銀行と提携して「プール」に入った企業の知財担保融資の申請を受け付け、ABSを発行し、さらに知財担保融資に信用強化（信用保証）を提供している。また、深圳市政府は深圳高新投に政府基金の管理を委託して政府補助金を提供している。この政府主導の知財金融システムはまだ始められたばかりであるが、今後事例・経験が積み重ねられることにより、知的財産を活用したイノベーション企業の資金調達が拡大することが予想される。

2.3. 深圳市の知的財産支援機関

本項では、深圳市において知的財産に関する政策立案や支援を行う公的機関について紹介する。

2.3.1. 深圳市市場監督管理局（深圳市知識産権局）

深圳市市場監督管理局（深圳市知識産権局）（深圳市市场监督管理局（深圳市知识产权局））は深圳市における知財政策の企画立案と実施を行う政府機関であり、その役割は、知的財産権戦略の実施を組織し、かつ知的財産権の激励・奨励を組織・実施し、知的財産権の転化・運用及び取引・運営を指導することにある。同時に、知的財産権出願の審査、権利確定等の先行サービス業務の実施を指導する。さらに、知的財産権無形資産の評価、審査評議業務を指導し、知的財産権サービス業の発展を指導、促進し、知的財産権公共サービスシステムの構築を組織し、知的財産権情報の伝達・利用を推進する。知的財産権人材チームの建設を推進する。一方、知的財産権の保護に責任を負い、深圳市の知的財産権保護システムの構築を推進し、知的財産権保護協調及び法執行協力メカニズムを構築し、知的財産権紛争処理、権利保護援助及び紛争調停処理を組織指導する。また、補助金については、2018年、深圳市市場監督管理局は「深圳市市場監督管理局特別資金管理弁法」、2019年、「深圳市市場監督管理局知的財産権分野特別資金操作規程」（この操作規程は2019年11月5日より施行実施され、有効期間は5年）を公布し、深圳市の知財分野の政府資金の使用範囲の統一計画に対して指導的役割を果たしている。

なお、以下で示す深圳市市場監督管理局の補助金に関する支援内容は、2.1.2.9の関連規程の紹介と一部重複することについて留意されたい。

2.3.1.1 知的財産権の出願及び権利付与に対する支援⁵³

（一）2020年深圳市知的財産権研修課程

⁵³出所：深圳市市場監督管理局（深圳市知的財産権局）（深圳市市场监督管理局（深圳市知识产权局））の公式サイト、[2021-01-03].<http://amr.sz.gov.cn/>

深圳市知的財産権助成資金の申告業務を適切に行い、革新駆動型発展に対する財政資金の指導的役割を十分に発揮させるため、「深圳市市場監督管理局特別資金管理弁法」、「深圳市市場監督管理局知的財産権分野特別資金操作規程」の関連要求に基づき、2020年深圳市知的財産権研修課程助成プロジェクトの申告業務を展開する。同プロジェクトは深圳市内で毎年30件以下、1件当たり20万元以下、助成総額は400万元以下とする。

【申告条件】申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市行政区域内（深汕特別協力区を含む）において法により登記登録された企業・事業機関及び社会組織である。
2. 研修申請のテーマは、国内外の知的財産権の創造、運用、管理、保護、サービス等についての関連内容であり、かつ研修課程実施案（複数期かつレベルを有する研修課程実施案を提供することができる）を作成しなければならない。
3. 研修を申請する授業教師は、国、省、市の知的財産権専門家バンクのメンバー、国家知的財産権リーダー人材又は百千万人の知的財産権人材等である。

注: 深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

2.3.1.2 知的財産権融資に対する機関の支援⁵⁴

（一）深圳市知的財産権運営基金管理弁法（2.1.2.10も参照）

深圳市知的財産権運営基金は、深圳市市場監督管理局が中央及び深圳市区の財政資金（以下、「政府資金」といい、第1期は中央サービス業特別誘導資金7000万元）を基礎とし、社会資金の投入及び参加を特に誘致し、主に持分投資等の方式を採用して深圳市の戦略的新興産業及び重点産業が知的財産権を有するコア技術プロジェクトを支援し、産業のモデルチェンジ及びグレードアップを重点的に支持し、産業の知的財産権運営及び特許技術成果転化ビジネスモデルの運営基金を模索する。

運用基金の投資方向は、次による。

⁵⁴ 深圳市市場監督管理局（深圳市知的財産権局）（深圳市市場監督管理局（深圳市知識产权局））の公式サイト、[2021-01-03].<http://amr.sz.gov.cn/>

(1) 深圳市の産業発展の実情に基づき、次世代情報技術、ハイエンド設備製造、グリーン低炭素、バイオ医薬、デジタル経済、新素材や海洋経済等の知的財産権集約型産業の知的財産権創造、運用、管理及び保護を中心に投資する。

(2) 産業のモデルチェンジとグレードアップを重点的に支援し、産業の知的財産権運営と特許技術成果転化のビジネスモデルを模索する。

注:上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

(二) 深圳市知的財産権運営サービスシステム構築特別資金（有効期間は 2021 年 12 月 31 日まで）（2.1.2.9 も参照）

この特別資金支援プロジェクトには、次のものが含まれる。

● 深圳市知財担保融資プロジェクト

【申告条件】 申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市で法律に基づいて登記登録された企業である。
2. 質権設定登録に用いる知的財産権が合法的かつ有効であり、権利帰属が明確であり、法律状態が明確である。
3. 銀行の知的財産権質権担保貸付を取得し、申請時に貸付契約が規定に基づき履行済みであり、かつ元利金を完済している。
4. 同一プロジェクトがその他の政府部門において銀行貸付利子補助金を申請したことがない。

注:上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

● 特許保険料助成プロジェクト

【申告条件】 申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市で法律に基づいて登記登録された企業である。
2. 良好な信用を有し、実際に運営されている自主的な特許権を保有し、特許権は 1 年以上取得しなければならない。

3.保険に加入する特許保険は、本年度保険に加入しなければならない。

● 商標ブランド模範基地建設プロジェクトの申告

【申告条件】申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- 1.深圳市で法律に基づいて登記登録され、独立法人格を有し、独立して法的責任を負うことができる機関である。
- 2.商標ブランド業務を重視し、商標ブランド管理専門部門を有し、1名以上の専任商標ブランド業務人員（兼職人員を除く）を配置する。
- 3.3回以上（3回を含む）の国、省、市の商標ブランドプロモーション活動を組織又は参加し、3回以上（3回を含む）の商標ブランド業務研修活動を組織、展開したことがある。
- 4.知的財産権保護援助メカニズムを構築し、この2年間（申告締め切り日は前2年間とする）に商標ブランドの権利保護を10回以上（10回を含む）展開したことがある。
- 5.業界協会が申請した場合、その協会会員企業のうち5社以上（5社を含む）が50件以上の登録商標、10社以上（10社を含む）が20件以上の登録商標を保有している。
- 6.産業園區（産業ブランド集積区建設の機構を含む）が申請した場合、園區内の企業のうち5社以上（5社を含む）が50件以上の登録商標、10社以上（10社を含む）が20件以上の登録商標を保有している。

注:上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

● 高価値特許（特許ポートフォリオ）育成プロジェクト

合計3種類の助成プロジェクトが含まれ、各育成プロジェクトの助成金額は様々であり、助成プロジェクトによって申請者が同時に満たす必要がある条件は異なる。深圳市内で登録された合弁企業には、次のプロジェクトが適用される。

第1種の助成：各育成プロジェクトの助成金額は20万元以下とし、申請者は以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 当市で法に基づいて登記登録された企業である。
2. 1 件のコア基礎特許を保有し、当該コア基礎特許が中国特許賞、広東省特許賞又は深圳市特許賞を獲得し、かつ当該特許が有効を維持している（申告締切日まで）。
3. 上述のコア基礎特許をめぐって、5 件以上（5 件を含む）の国内有効発明専利を保有し（申告期間まで有効を維持）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。
4. 上述のコア基礎特許をめぐって、直近 3 年間に 50 件以上（50 件を含む）の国内発明専利を出願し、公開し（公開日は申告期間満了前 3 年）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。
5. 上述のコア基礎特許をめぐって、直近 3 年間に 10 件以上（10 件を含む）の PCT 特許を出願し、公開し（公開日は申告期間満了前 3 年）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。
6. 上述のコア基礎特許を中心に、高価値特許育成の活動案を制定する。

注: 上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合併企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

第 2 種の助成: 知的財産権サービス機構を対象とするため省略(要すれば **2.1.2.9** を参照)。

第 3 種の助成: 各育成プロジェクトの助成金額は 50 万元以下とし、申請者は以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 当市で法に基づいて登記登録された企業である。
2. 1 件のコア基礎特許を保有し、当該コア基礎特許が中国特許金賞又は広東省特許金賞を獲得し、かつ当該特許が有効を維持している（申告締切日まで）。
3. 上述のコア基礎特許をめぐって、20 件以上（20 件を含む）の国内有効発明専利を保有し（申告期間まで有効を維持）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。
4. 上述のコア基礎特許をめぐって、直近 3 年間に 100 件以上（100 件を含む）の国内発明専利を出願し、公開し（公開日は申告期間満了前 3 年）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。

5. 上述のコア基礎特許をめぐって、直近 3 年間に 15 件以上（15 件を含む）の PCT 特許を出願し、公開し（公開日は申告期間満了前 3 年）、かつコア基礎特許の IPC 主分類番号・小分類と同一である（公開文書の最初の分類番号が主分類番号である）。

6. 上述のコア基礎特許を中心に、高価値特許育成の活動案を制定する。

注: 上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

以上のプロジェクトについては、同一の特許ポートフォリオを重複して出願することはできず、同一の出願人は毎年 2 つの助成項目を超えず、かつ同一の助成項目は同一の出願人に対して 1 つの特許ポートフォリオのみを助成することができる。

● 国家知的財産権の優勢、模範企業の周辺奨励プロジェクト

【申告条件】 申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市で法により登記登録された企業である。

2. 2018～2019 年度に国家知識産権局により国家知的財産権優位性、模範企業に認定された。

注: 上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

● 「企業知的財産権管理規範」助成プロジェクト

【申告条件】 申請者は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市で法により登記登録された企業である。

2. 「企業知的財産権管理規範」の認証に合格していて、証明書は有効な状態で、認証住所には深圳地区の住所が含まれなければならない。

3. 今まで市級の「企業知的財産権管理規範」認証助成を取得したことがない。

4. 申告締切日の 12 ヶ月前までに、発明専利の権利付与が 2 件以上（2 件を含む、国内特許に限定され、権利付与公告日が上記期間にある）、又は実用新案特許及び意匠特許の権利付与が 10 件以上（10 件を含み、国内特許に限定され、権利付与公告日が上記期間にある）に達し、又はソフトウェア企業（ソフトウェア企業証明書を提出する必要

がある) コンピュータソフトウェア著作権の登録件数が 50 件以上 (50 件を含み、登録日が上記期間にある) に達している。

5. 広東知的財産権基準貫徹情報統計システムに基準貫徹認証情報を登録している。

注: 上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

2.3.1.3 知的財産権紛争の解決に対する機関の支援 ⁵⁵

(一) 深圳市市場監督管理局知的財産権保護分野特別資金プロジェクト

● 知的財産権保護プロジェクトの助成

企業が展開する国内知的財産権保護プロジェクト及び企業が展開する涉外知的財産権保護プロジェクトに対して金額が異なる助成を行い、かつ各企業の年間助成額は 200 万元以下とする。

【申告条件】 申請者は、当該知的財産権保護プロジェクトの助成申請を提出する際に、以下の条件を同時に満たさなければならない。

1. 深圳市行政区域内において法により登録登記された企業である。
2. 申請者は比較的完備された知的財産権保護制度を確立し、関係者制度、知的財産権保護緊急処置制度等を含むがこれらに限定されない関連知的財産権保護制度を確立している。
3. 知的財産権保護プロジェクトに第一審以上の判決、仲裁裁決があるか、又は和解に達し、かつ既に執行が完了している (但し、申請者が権利侵害を構成すると認定された場合には、助成対象外とする)。
4. 知的財産権保護プロジェクトの完了まで 1 年間以内とする。
5. 知的財産権保護プロジェクトは深圳市の関連産業に対して一定の参考と指導の役割を有し、深圳市の政策制定に対して一定の参考意義、又はその他の重要な社会的意義と影響を有する。

⁵⁵ 出所: 深圳市市場監督管理局 (深圳市知的財産権局) (深圳市市場監督管理局 (深圳市知識产权局)) の公式サイト、[2021-01-03]. <http://amr.sz.gov.cn/>

- 6.知的財産権保護プロジェクトの関連情報、研究成果、権利保護経験を社会に公開し、
許諾を必要とせずに他人の無償使用を許可することを希望する。

注:上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

(二) 知的財産権保護システムの構築とイノベーションプロジェクトへの助成

深圳市の企業・事業機関、社会組織又はその他の機構による知的財産権保護システム関連制度の研究及び建設を支援する。主に以下の項目を含む。

- 1.地域及び国際知的財産権協力メカニズムの研究及び構築。
- 2.知的財産権の海外権利保護援助及び国際知的財産権紛争対応システムの研究と構築。
- 3.「インターネット+」知的財産権保護技術支援システムの研究と構築。
- 4.知的財産権保護総合情報データベースの構築。
- 5.知的財産権紛争のオンライン処理メカニズムの研究と構築。
- 6.重大な知的財産権事件の早期警戒及び対応制度の研究及び構築。
- 7.国内外の知的財産権保護のホットな課題の研究。
- 8.新技術、新業態、新分野の知的財産権保護規則の研究。
- 9.その他の知的財産権保護システムの構築及び関連制度の研究。

知的財産権保護システムの構築及びイノベーションプロジェクトについては、1件当たり50万元以下の助成を行う。

【申告条件】申請者は、申請を提出する際に、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- 1.深圳市において法により登録登記された企業・事業機関、社会組織又はその他の機構である。
- 2.申請プロジェクトが上述の内容に該当し、かつ深圳市の知的財産権保護システムの構築、知的財産権保護の強化、知的財産権保護メカニズムの革新に一定の推進、参考又は指導等の役割を果たすべきである。
- 3.完了したプロジェクトが完了してから1年間以内とする。

4.知的財産権保護システムの構築及びイノベーションプロジェクトに関する情報、研究成果を社会に公開し、許諾を必要とせず他人の無償使用を認めることを希望する。

注:上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

2.3.1.4 知的財産関連の減税及び補助金⁵⁶

(一) 「深圳市市場监督管理局知的財産権分野特別資金操作規程」 (2.1.2.9 参照)

「深圳市市場监督管理局知的財産権分野特別資金操作規程」によると、深圳市市場监督管理局は深圳市内の企業に対して複数の助成政策を有していることが分かる。

【申告条件】当該助成プロジェクトを申請する申請者は、以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

1.深圳市行政区域（深汕特別協力区を含む、以下同じ）内で法により登記登録された企業・事業機関である。

2.深圳戸籍を有する或いは有効な深圳経済特区居住証を保有する個人である。

注：深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

特許、商標、著作権が複数の者の共有である場合、第一順位権利者が申請を提出し、かつ申請者は上述の条件のいずれかに合致しなければならない。

特に声明がない場合、申請者の関連情報はいずれも発明専利証書、商標証書、著作権登記証書及び特許授權公告文書上の権利者、住所（深圳市行政区域内でなければならない）、代理機構、代理人、日付情報に準拠する（PCT は公開文書に準拠する）。

当該「操作規程」は総則、条件、基準及び申請資料、組織管理、付則の4章からなる4章39条から構成されている。その中の重点は条件、基準と申請資料であり、各プロジェクトの申告条件と基準を明記している。「操作規程」には6種類のプロジェクトの政策システムが含まれており、具体的には以下の通りである。

⁵⁶出所：深圳市市場监督管理局（深圳市知的財産権局）（深圳市市場监督管理局（深圳市知識产权局））の公式サイト、[2021-01-03].<http://amr.sz.gov.cn/>

- 1.知的財産権創造能力向上助成プロジェクトは、第五条から第十一条にかかわり、主な内容には、国内外の発明専利、PCT 特許出願、特許代理、商標及び著作権等の包括的な助成プロジェクトが含まれる。主な改正点は、権利付与前の特許の助成を取り消し、権利付与された特許、商標、著作権の助成構造を最適化し、知的財産権の品質向上を導くことである。
- 2.知的財産権品質レベル向上助成プロジェクトは、第十二条から第十四条にかかわり、主な内容には、知的財産権優位模範企業、「企業知的財産権管理規範」認証後の助成、知的財産権プロジェクト付帯奨励等の助成プロジェクトが含まれる。関連条項は、高価値の知的財産権の奨励を充実し、企業の知的財産権管理メカニズムの助成システムを最適化することを目指している。
- 3.知的財産権運用能力向上助成プロジェクトは、第十五条から第十九条にかかわり、主な内容には、著作権模範機関の建設、特許産業連盟の建設、知的財産権評価、特許ナビゲーション、重大特別助成プロジェクトが含まれる。関連条項は運営を強化し、知的財産権運営の市場化メカニズムを徐々に発展させ、整備するよう導き、分析を強化し、知的財産権分析評価及び産業ナビゲーションの展開を重点的に支援し、知的財産権を利用して経済発展の質を向上させることを目指している。
- 4.知的財産権宣伝教育研修助成プロジェクトは、第二十条から第二十三条にかかわり、主な内容には、知的財産権研修、宣伝等の助成プロジェクトが含まれる。関連条項は、中長期的で系統的な知的財産権研修の展開を強化し、深圳市知的財産権人材チームの構築を充実することを目指している。
- 5.知的財産権サービス能力向上プロジェクト助成プロジェクトは、第二十四条から第二十六条にかかわり、主な内容には、知的財産権サービス機構の導入、優秀サービス機構の育成、ブランドサービス機構の付帯奨励等の助成プロジェクトが含まれる。関連条項は国内外のハイエンドサービス機構の導入及び現地サービス機構の育成を通じて、サービス業の大規模化、専門化、ブランド化を促進することを目指している。
- 6.知的財産権保護能力向上プロジェクト助成プロジェクトは、第二十七条から第二十九条にかかわり、主な内容には、知的財産権の権利保護、知的財産権紛争の調停、知的財産権保護システムの構築及びイノベーション等の助成プロジェクトが含まれる。関

連条項は、重点産業の知的財産権の権利保護及びリスク防止制御を支援し、社会の力が知的財産権紛争の調停に参与するよう誘導し、完備した知的財産権保護システムの構築を支援することを目指している。

2.3.1.5 知的財産権を中心とした政府主催活動

(一) 「高価値特許育成」研修活動

企業・事業機関が高価値特許の概念と役割を理解し、高価値特許の育成と発掘業務を適切に行い、高価値特許ポートフォリオにおける各類型の特許の役割及び高価値特許における特許の記載事項を学習するのを支援するために、深圳市市場监督管理局（知識産権局）は2020年10月26日に「高価値特許育成」に対する研修活動を開催した。この活動はオフライン及びオンラインで同時に展開される形式をとり、主に深圳市ハイテク区審査員実践基地内の企業、深圳市ハイテク企業及び深圳市知的財産権関連機関を対象としている。この研修活動の内容は主に高価値特許の概念及び役割、高価値特許の育成と発掘、異なる分野の高価値個別特許/特許パッケージの育成事例、高品質特許出願文書の評価基準及び共有並びに高価値特許ポートフォリオにおける各類型特許の役割及び高価値特許における特許の記載事項など、どのように高価値特許ポートフォリオを育成するかについて紹介するものである。

この活動には、南山知的財産権連盟戦略専門家委員会（南山知识产权联盟战略专家委员会）の馬永涛委員（知的財産権出版社有限責任公司（知识产权出版社有限责任公司）華南大区支配人、中知深産権運営管理（深圳）有限公司（中知深产权运营管理（深圳）有限公司）の副總經理、中知立德知的財産権服務（厦門）有限公司（中知立德知识产权服务（厦門）有限公司）總經理であり、CNIPA 特許管理部門に勤務し、国、省、市、園區及び企業の特許情報サービスプロジェクト及び知的財産権コンサルティング研修プロジェクト30以上を主宰し、参与した経験のある者）、CNIPA 特許審査協力広東センター（国家知识产权局专利局专利审查协作广东中心）の陳艷敏氏（広州中新知的財産権服務有限公司（广州中新知识产权服务有限公司）の高級プロジェクトマネージャー）が参加している。

注：この活動は深圳で法により登録された合併企業が参加できる。

（二）深圳市知的財産権プロジェクト（特許、商標、著作権賞）の付帯奨励

知的財産権特別資金の申告業務を適切に行い、財政資金（政府資金）の革新駆動型発展に対する指導的役割を十分に発揮させるため、深圳市市場监督管理局は全市範囲内の当該年度の知的財産権プロジェクト（特許、商標、著作権賞）に対して付帯奨励を実施する。

【申告条件】申請者は、次の条件を満たさなければならない。

1. 企業・事業機関が知的財産権プロジェクト付帯奨励プロジェクトを申告する場合：深圳市行政区域内（深汕特別協力区を含む）において法により登記登録された企業・事業機関である。
2. 個人申告知的財産権プロジェクト付帯奨励プロジェクト：深圳市戸籍を有する又は有効な深圳市経済特区居住証を有する個人である。
3. 中国特許賞の評価を受けた権利者が多者共有である場合、第一順序権利者は申請を提出し、かつ申請者は上記第 1、2 項の条件のいずれかに合致しなければならない。
4. 深圳市特許賞、中国商標金賞、中国著作権金賞の評価を受けた権利者が多者共有である場合、いずれかを指定して当該付帯奨励を申請し、かつ申請者は上記第 1、2 項の条件のいずれかに合致しなければならない。
5. 申請者の関連情報、評価対象機関/個人、住所（深圳市行政区域内でなければならない）、日付などの情報は、公式に発表された関連賞授与公告文書に準拠とする。

注：上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

（三）深圳市市場监督管理局の知的財産権分野における企業の疫病対応支援の積極的推進に関する措置⁵⁷

この措置にかかわる主な項目は次による。

1. 知的財産権審査認可サービス方式及びプロセスの最適化と充実を行う。知的財産権特別資金プロジェクトのオンライン処理、審査認可及び発給を全面的に推進し、人員の集まり、接触を減らし、知的財産権特別資金プロジェクトの全プロセスの「会わない」

⁵⁷出所：深科信、政策ニュース、[2021-01-03].<http://wap.shenkexin.com/news/info-news-4162.html>

審査認可を実現することを含む。関連プロジェクトが現場審査に関わる場合、延期審査、遠隔監視審査、専門家による文書審査等の方式を通じて審査の質を確保する。同時に、業務グリーン通路を設立し、疫病の発生状況の影響を受ける企業の業務処理時間を短縮する。イノベーション中小・零細企業、疫病の発生状況の影響を受ける企業に対して、特許の迅速な事前審査、特許の迅速な権利保護、知的財産権保護協力及び特許ナビゲーション運営のグリーンルートを構築し、疫病の発生状況の影響を受ける企業の業務処理時間を大幅に短縮し、特許検索・分析ツールを無料で提供している。また、商標受理業務窓口の「会わない」手続モデルを整備し、サービスの質を向上させる。

2. 知的財産権質権設定融資業務を積極的に推進し、疫病の発生によって困難状況に陥る企業にサービスを提供する。深圳市の疫病の発生状況の影響を大きく受ける中小企業、疫病の発生状況防止・抑制に関連する医薬物資の研究開発・製造企業が、その合法的に保有する知的財産権（特許、商標、著作権等）を質権物として金融機関から貸付を受け、企業の資金圧力を緩和することを支援・指導する。知的財産権質権設定融資リスク補償政策の実施を加速する。深圳市知的財産権質権設定融資リスク補償基金を運用し、銀行がイノベーション中小・零細企業に対して知的財産権質権設定融資を行うことにより生じた実際の損失に対して、一定比率、1件当たり最高 200 万元の事後補償を行う。疫病の発生影響を大きく受け、発展の見通しがよいが資金の不足している中小企業に対して、リスク補償基金支援は同等の条件の下で優先される。特別資金の利子補填政策の実施を加速する。深圳市知的財産権特別資金を運用し、深圳市企業が知的財産権質権設定融資を行い、かつ貸付元利金を完済した場合には、一定の利子補填を行い、実際に支出した貸付利息の 50%の相当額を助成として行い、最高 50 万元以下とする。疫病の発生影響が比較的大きい卸売小売、宿泊飲食、物流運輸、文化観光などの業界企業に対しては、同等の条件の下で優先的に支援する。深圳市の金融機関が知的財産権質権設定融資業務を広く展開するよう推進し、深圳市の金融機関と共同で知的財産権質権設定融資業務を推進し、金融機関が疫病の発生状況及び再開延期の影響を大きく受ける企業に対して金利引き下げ、期間延長・貸付継続、貸付返済延期、

再開延期等の措置を講じることを提唱・奨励し、企業のコスト低減を支援する。深圳市知的財産権金融連盟が深圳市知的財産権金融公共サービスプラットフォームを構築し、深圳市企業にワンストップ式知的財産権金融総合サービスを提供することを強力に支援する。保険機構が知的財産権質権設定融資履行保証保険商品を開発し、企業が知的財産権質権設定融資業務を展開することを支援する。深圳市の企業が保険会社に特許保険を加入し、かつ当該特許保険の保険種が既に市の知的財産権主管部門に登録されている場合には、実際に支払った保険料金額の 60%の相当額を助成として行い、最高 20 万元以下とする。疫病の発生影響を大きく受ける企業に対しては、同等の条件の下で優先的な助成を行う。

- 3.新型コロナウイルス肺炎対策に関する知的財産権情報検索サービスを開通し、社会公衆、関連企業に適時かつ十分な知的財産権情報サービスを提供し、深圳市の新型コロナウイルス肺炎対策に関連する知的財産権関連情報データを適時にプッシュ配信し、公式サイト又は Wechat 公式アカウントにおいて、国、省及び市の各種疫病の発生状況に関連する知的財産権情報を直ちに通報し、新型コロナウイルスの発展及び治療における特許状況、特に診断及び治療、医療保護装置並びに環境消毒及び廃棄物処理に関する知的財産権関連情報をフォローし、社会公衆、関連する「抗疫」企業が「抗疫」関連特許情報サービスをいち早く取得できるように貢献する。

（四）深圳市の知的財産権の優位性模範機関⁵⁸

深圳市知的財産権助成資金の申告業務を適切に行うため、革新駆動型発展に対する財政資金の指導的役割を十分に発揮させ、「深圳市市場监督管理局特別資金管理弁法」、「深圳市市場监督管理局知的財産権分野特別資金操作規程」の関連要求に基づき、2020 年深圳市知的財産権意識向上助成プロジェクトの申告業務を展開する。全市は毎年 10 プロジェクト以下、各プロジェクトの助成は 50 万以下、助成総額は 300 万以下とする。

【申告条件】申請者は、次の条件を満たさなければならない。

⁵⁸出所：深圳市市場监督管理局（深圳市知的財産権局）（深圳市市場监督管理局（深圳市知識产权局））の公式サイト、[2021-01-03].<http://amr.sz.gov.cn/>

1. 深圳市行政区域内（深汕特別協力区を含む）において法により登録登記された企業・事業機関或いは社会組織である。
2. 相応の宣伝活動を企画及び組織する資格を備え、かつ相応の知的財産権宣伝の経験を有する。
3. 宣伝を申請するプロジェクトのテーマは、知的財産権業務及び成果の宣伝普及、公益広告などを含み、宣伝活動企画案を作成しなければならない。
4. プロジェクトの方向性をアピールする。

注: 上述の要求を満たしていることを前提に、深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

2.3.2. 中国（深圳）知的財産権保護センター

深圳市知的財産権保護センター（深圳市知识产权保护中心）は、知的財産権公共サービスハブを構築し、政府、企業、仲介機構や技術組織等に適時かつ有効な知的財産権保護サービスを提供することを目的としている。専利等の出願手続の事務代行の他、事前審査や紛争調停公共サービス、知財保護支援やコンサルティングサービスの提供などの業務を展開している。

2.3.2.1 事務代行

表 2-3 代行事務リスト

項番	名称	詳細 ⁵⁹
1	特許出願	1、国内の企業又は個人が直接提出又は郵送した発明、実用新案、意匠の3種類の特許出願書類を受領する。 2、香港、マカオ、台湾の住民個人が国内特許代理機構を通じて代理した発明、実用新案、意匠の3種類の特許出願書類を受領する。 3、分割出願及び優先権主張声明の特許出願書類を受領する。 4、海外申請者が国内代理機構を通じて提出した申請書類を受領する。 5、海外申請者が直接提出した申請書類を受理しない。 6、PCT 申込を受付けない。 注：日本現地企業は代理店経由でしか申請書類を提出することができないが、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。
2	特許料の支払い	支払い形式：オンライン、振替、窓口 注：主体資格制限なし。

⁵⁹出所：中国（深圳）知的財産権保護センター（中国（深圳）知识产权保护中心）公式サイト、
[2021-01-03].http://www.sziprs.org.cn/ywzn_123183/zlsq/

3	特許料 減額登 録	(一) 深圳市内に勤務または在学している個人で、かつ前年度の平均月収が 5000 元（年間 6 万元）を下回っている場合。 (二) 深圳市内に登録された企業で、かつ前年度の企業課税所得額が 100 万を下回っている場合。 (三) 深圳市内に登録された事業機関、社会团体及び非営利科学研究機構。 2 つ以上の個人又は企業が共同出願人又は共有特許権者である場合、それぞれ以上の規定に合致しなければならない。 注：合弁企業は深圳市内で登録し、かつ（二）中の課税所得要件を満たす必要がある。
4	特許事 務サー ビス	1、特許原簿謄本の処理。 2、特許・大量特許の法律状態証明。 3、特許権の質権設定登録。 4、特許出願の優先審査推薦。 5、特許実施許諾契約の届出。 6、特許料の減額届出。 7、特許文書の閲覧と複製。 8、先行特許出願書類のコピー。 注：日本現地企業は代理店経由でしか処理することができないが、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。

5	特許出願の優先審査の推奨	(一) 出願人が深圳市行政管轄区内で登録された企業・事業機関、機関団体及び深圳市の個人である（出願人の住所を判断の根拠とする）。 (二) 特許出願は電子出願でなければならない。 (三) 発明専利出願は実体審査手続を経て、実用新案特許、意匠特許出願は受理手続に移行して、特許出願料の納付が完了した後に提出しなければならない。 (四) 優先審査を行う特許出願には、次の状況が含まれる。 1、省エネ・環境保護、新世代情報技術、生物、ハイエンド設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車、スマート製造などの国家重点発展産業にかかわる場合。 2、広東省と区を設置する市級人民政府が重点的に奨励する産業にかかわる場合。 3、インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの分野にかかわり、かつ技術又は製品の更新速度が速い場合。 4、特許出願人が既に実施の準備を整えているか、又は実施を開始しているか、又は他人がその発明創造を実施していることを証明する証拠がある場合。 5、その他国家利益又は公共利益に対して重大な意義を有する場合、優先審査が必要である。 注：上記の要件を満たしていることを前提に、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。
---	--------------	--

2.3.2.1 保護センターの特徴的な事務

表 2-4 保護センターの特徴的な事務リスト

項番	名称	詳細 ⁶⁰
1	迅速事前審査サービス主体の届出（試行）	出願人が中国（深圳）知的財産権保護センターを通じて特許出願、復審及び無効請求、特許権評価報告を提出する迅速事前審査サービスは、事前に保護センターで届出を完了しなければならない。 (一)登録又は登録地が深圳市行政区域（深汕協力区を含む）にあり、独立法人格を有する企業・事業機関及び民間非利益組織。 (二)届出主体の生産、研究開発又は経営方向は、新エネルギー又はインターネット産業に係わらなければならない。 (三)届出申請の主体が比較的良好なイノベーション基盤及び良好な

⁶⁰出所：中国（深圳）知的財産権保護センター（中国（深圳）知识产权保护中心）公式サイト、
[2021-01-05].http://www.sziprs.org.cn/ywzn_123183/bhzz/

		知的財産業務基盤を有し、安定した知的財産管理チームを有し、規範化された知的財産管理制度を確立している。 注：上記の要件を満たしていることを前提に、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。
2	特許出願事前審査業務（試行）	出願人は中国（深圳）知的財産権保護センター（以下、「保護センター」という）に特許出願迅速事前審査サービス請求を提出し、保護センターの事前審査を経て、事前審査に合格した特許出願について、迅速審査チャンネルへの移行を表記し、提出する。 一、出願人は保護センターにおいて事前審査サービス主体の届出を完了しなければならない。 二、迅速事前審査サービスを提出しようとする特許出願は、国家知識産権局が既に認可した新エネルギー又はインターネット技術分野に属さなければならない。 三、迅速事前審査サービスを提出しようとする特許出願は新規出願、即ち国家知識産権局に提出されておらず、出願番号と出願日がない特許出願でなければならない。 四、次の状況に該当しない場合。 （一）特許協力条約(PCT)に基づいて提出された特許の国際出願。 （二）中国国内段階に移行した PCT 国際出願。 （三）「特許法」第 9 条第 1 項に基づき、同一の出願人が同日に同一の発明創造について出願した実用新案特許と発明専利。 （四）分割出願。 （五）「特許法実施細則」第 7 条に規定された秘密保持審査が必要な出願。 （六）低品質の問題が存在する場合。 （七）国の安全又は重大な利益にかかわる場合。 （八）その他の法律法規に規定された状況。 注：上記の要件を満たしていることを前提に、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。
3	特許権確定事前審査サービス（試行）	出願人は中国（深圳）知的財産権保護センター（以下、「保護センター」という）を通じて特許再審査又は無効宣告の事前審査請求を提出し、保護センターの審査を経て、審査に合格した特許出願について、迅速審査チャンネルへの移行を表記し、提出する。 （一）出願主体が保護センターで届出を完了した企業である。 （二）提出しようとする特許出願が国家知識産権局の認可した新エネルギー又はインターネット技術分野（分類番号）に属する。

		(三)特許法、特許法実施細則及び保護センターが公布したその他の条件に合致している。 注：上記の要件を満たしていることを前提に、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。
4	特許権 評価報告事前 審査サービス (試行)	(一)出願主体が保護センターで届出を完了した企業である。 (二)提出しようとする特許出願が国家知識産権局の認可した新エネルギー又はインターネット技術分野（分類番号）に属する。 (三)出願段階において既に保護センターの事前審査に合格し、かつ授権を受けている（通常手続に移行した出願を除く）。 (四)特許法、特許法実施細則及び保護センターが公布したその他の条件に合致している。 注：上記の要件を満たしていることを前提に、深圳に事務所、営業場所を有する合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を享有する。

2.3.3. 中国（南方）知的財産権運営センター

中国（南方）知的財産権運営センター（中国（南方）知識産権運営中心）は、2018年12月26日に国家知識産権局の認可を経て設立され、登録資本金が8000万であり、深圳市、区の2級国有企業である深圳市高新投集团有限公司、深圳市福田区投資控股有限公司及び民営企業である深圳市精英知識産権集团有限公司及び深圳市国聯知識産権服務有限公司が混合所有制の方式で共同設立したものである。

このセンターは、国の「知的財産権金融革新+知的財産権強企業建設+高価値知的財産権育成」の三つの重点課題を引受け、政府主導、国際基準、高水準、市場化運営の原則に基づき、「知的財産権+金融+イノベーション+産業」の発展形態を通じて、知的財産権を企業のコア競争力とし、イノベーション成果の流通転化を推進し、知的財産権の価値を実現することに力を入れている。

その発展ビジョンは、次世代情報技術、新素材、新エネルギー、医療健康、人工知能、省エネ・環境保護、海洋産業、文化クリエイティブ等の知的財産権集約型新興産業を中心に、「知的財産権+金融+イノベーション+産業」により、実体産業のイノベーション発展を開拓し、実体産業の発展の原動力を強化し、「広東・香港・マカオ大湾区に依拠し、深圳を拠点とし、全国にサービスを提供し、世界に展開する」国際的影響力を有する国家級モデルプラットフォームを構築することである。

2.3.3.1 特許価値の評価

中国（南方）知的財産権運営センターでは、特許価値評価モデルに基づく定量的な評価を行い、特許価値（米ドル及び人民元）を結果として示している。その評価のルールは以下の通りである。

1. 市場の魅力：ビジネスの観点から、どの程度の活発な競争相手がいるか、異なる技術分野における企業のイノベーションの多様性を考慮することに重点を置いている。
関連する技術分野が多様であればあるほど、市場の魅力は大きくなる。

2. 市場カバー率：市場カバー率は特許の市場規模を重点的に研究し、特許がカバーする市場規模、特許の保護を受ける国/地域を含む。法的に保護されている発明技術とFTO（Freedom to Operate）の市場規模を反映している。
3. 出願人（又は特許権者）：出願人の得点は主に会社全体の研究開発者の技術力を考慮している。大企業は研究開発段階で高い研究開発費を投入し、これらの企業は既存市場と潜在市場に対する影響力が大きく、将来的には業界のベンチマークになる可能性がある。
4. 技術的品質：技術的品質は、技術の発掘の難易度、設計能力、製品、サービスの特許機能の重要性を研究することに重点を置いて、会社の特許の革新程度を検討するために使用される。
5. 法律：特許が経験した法律事件から特許の法的効力を評価する。法的スコアは、優先権の存続期間、請求項の広さと深さ、請求項の質及びその安定性を調査する。

この特許価値評価の重要な根拠は、先行する同一又は類似の特許の取引情報（つまり、市場法：マーケット・アプローチ）であるとされており、評価対象特許に関連する先行取引情報がない場合には、プラットフォームは特許を評価できないと判定される。また、上記のルールについての具体的な内容はプラットフォーム運営を担当する企業が有する非公開のアルゴリズムであり、その詳細は不明である。

いかなる組織機構や個人も中国の携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録し、登録してログインに成功した後、特許番号を入力すると検索することができる。

特許価値評価サイト：http://www.sipc26.com/patent_valuation_form

中国（南方）知的財産権運営センターの特許価値評価イメージ



2.3.3.2 専利の検索

出願人（特許権者）、キーワードを入力することで、専利の権利状態、例えば、その権利者が有する、今週期限切れの専利、今月期限切れの専利、今年期限切れの専利、期限切れの専利などを検索することができる。いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録することで検索することができる。

専利の権利状態検索サイト：http://www.sipc26.com/available_patent

中国（南方）知的財産権運営センターの專利情報検索イメージ

公开(公告)号	申请号	标题	申请日	发明人	公开(公告)日	原始申请人(专利权人)	当前申请人(专利权人)	法律状态/事件
CN202118028U	CN201120018777.2	一种红色脉冲电刺激装置	2011-01-12	肖彬如	2012-05-09	-	肖彬如	未缴年费
CN202122573U	CN201120031334.7	一种手机挂件装置	2011-01-29	于洋 / 刘静	2012-01-25	-	清华大学	未缴年费
CN201785187S	CN201130017148.3	用于植入式神经刺激器的脉冲发生器	2011-01-28	李俊明 / 马志 / 王伟明 / 郝红伟	2012-01-04	-	北京品德医疗设备有限公司 / 清华大学	授权 / 权利转移
TWMA19644U	TW100200290	研磨机	2011-01-06	黄智方 / 黄智强 / 蔡明伊	2012-01-01	-	国立清华大学	权利届满
TWMA17382U	TW100201337	绿色滤网	2011-01-20	许松茂 / 许松峰	2011-12-01	-	国立清华大学	未缴年费
CN202057214U	CN201120019874.3	利用微波法处理废金属生产无机盐的装置	2011-01-21	张召贵	2011-11-30	-	张召贵	未缴年费
CN202032791U	CN201120024455.9	一种回收低浓度废气余热回收式热泵蒸发器结构	2011-01-25	付林 / 罗勇 / 张世强 / 肖彬如 / 冯忠强	2011-11-09	-	清华大学 / 北京华清泰康科技发展有限公司	重复授权 / 一案双申
CN201720685S	CN201130017150.0	用于植入式神经刺激器的患者用控制部	2011-01-28	李俊明 / 马志 / 王伟明 / 郝红伟	2011-11-09	-	北京品德医疗设备有限公司 / 清华大学	授权 / 权利转移
CN201999985U	CN201120014077.6	一种高功率微波加热装置	2011-01-13	邱勇 / 廖野超治	2011-10-05	-	KUNSHAN VISIONOX DISPLAY TECHNOLOGY CO. LTD. / TSINGHUA UNIVERSITY BEIJING VISIONOX TECHNOLOGY CO. LTD.	授权
CN201971688U	CN201120015848.3	一种药品去溶剂回收装置	2011-01-18	王凯军 / 徐武军 / 周中 / 蔡强	2011-09-14	-	清华大学	授权

2.3.3.3 大学、産業、研究開発者、融資機関の検索

研究開発者の氏名、投資機構、銀行名を入力することで、大学、産業、研究開発者及び融資機関を検索することができる。いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録することで検索することができる。

2.3.3.4 知的財産権取引

中国（南方）知的財産権運営センターの知的財産権取引運営プラットフォームの運営対象には、特許、商標及び著作権が含まれる。

特許譲渡意思を有する譲渡人は、購入意思を有する譲受人を求めるために、特許情報（特許番号、特許名、法律状態）をプラットフォーム上で公示・公告することができる。

いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録し、登録してログインに成功した後、関連情報を取得することができる。特許を譲渡する意向がある場合は、ウェブサイトに記載されている連絡先に連絡することができる。

知的財産取引プラットフォームサイト：<http://tradecenter.sipc26.com/operate>

中国（南方）知的財産権運営センターの取引サイトイメージ

2.3.3.5 広東・香港・マカオ大湾区專利監視（企業、大学、産学研の状況）

大湾区專利監視のウェブサイトでは、特定の技術分野（次世代情報技術、集積回路、バイオテクノロジー、ハイエンド機器製造、新材料スマート製造、新エネルギー、新エネルギー自動車、海洋及び宇宙技術、人工知能）の大湾区での專利情報を取得することができる。例えば、大湾区專利出願状況、大湾区有効專利状況、大湾区專利権利付与状況、大湾区権利者分布状況、大湾区各市の專利出願状況、大湾区産学研状況等である。上述の新興技術分野の專利状況を監視することにより、その分野の発展状況を分析することができる。いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録することで利用することができる。

広東・香港・マカオ大湾区專利監視サイト：<http://dwqip.sipc26.com/#/general>

広東・香港・マカオ大湾区專利監視サイトのイメージ



2.3.4. 南山区知的財産権促進センター/南山知的財産権保護センター

南山区知的財産権促進センター（南山区知识产权促进中心）は、2019年3月に設置され、以下の業務⁶¹を行っている。

- (1) 知的財産戦略の実施
- (2) 知的財産研究の開発
- (3) 知的財産の促進および保護メカニズムの構築促進
- (4) 南山知的財産権保護センターの管理
- (5) 南山区知的財産連絡会議の事務局作業
- (6) 知的財産開発に関連する特別基金方針の策定および実施
- (7) 知的財産の運用の指導および促進
- (8) 知的財産の広報・研修・人材育成の実施
- (9) 地区委、地区政府、上位部門によって割り当てられたその他のタスク
- (10) 知的財産権に関連するその他の作業。

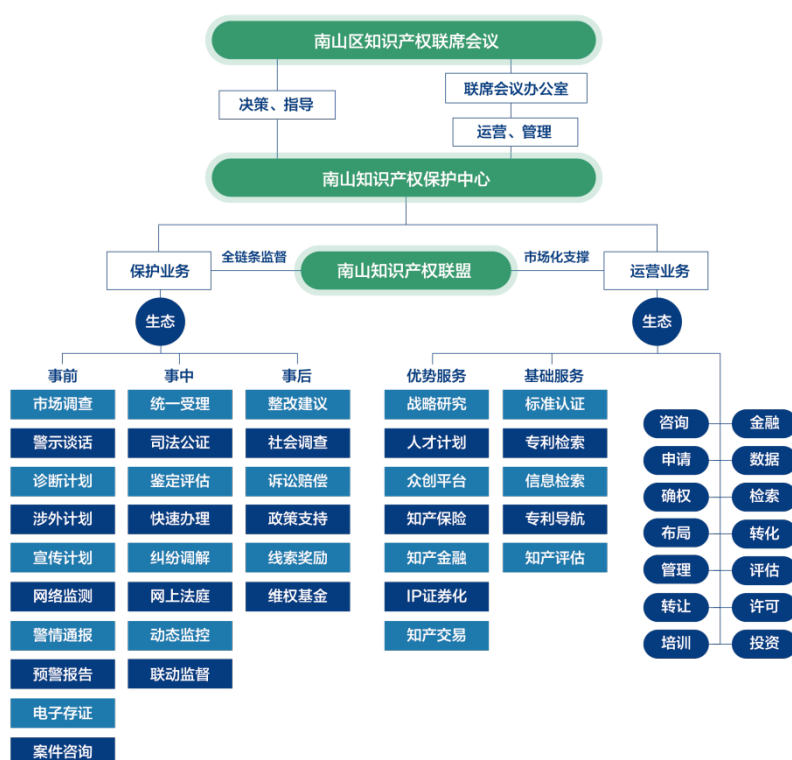
報道⁶²によれば、南山区は、2019年に南山知的財産権保護センター（南山知识产权保护中心、2017年11月に設置）を管理する南山区知的財産権促進センターを設置し、知的財産の広東・香港・マカオ大湾区構想への融合を積極的に推進するため、「政策決定メカニズム（南山区知的財産権連席会議）+サービスプラットフォーム（南山知的財産権保護センター）+運営キャリア（南山区知的財産権連盟、後述）」の三位一体の知財総合管理システムを革新し、南山知的財産権保護センターに32の入居機構を誘致し、38の窓口を設立し、全国初の知的財産権ワンストップ総合サービスプラットフォームを構築し、知的財産権の「企業権利保護、業界自律、行政法執行、司法保護、社会監督、公共サービス」の全カバーを実現し、知的財産権の「創造、運用、保護、管理、サービス」の全チェーンを開通し、国家級双創模範基地の建設、革新創業発展の高地の構築を支援するとされている。

⁶¹ 出所：[2021-03-23].

http://www.szns.gov.cn/nsqkcj/gkmlpt/content/6/6402/post_6402220.html#14994

⁶² 出所：広州日報新浪ブログ、[2021-01-05].http://blog.sina.com.cn/s/blog_708567850102zf92.html

南山区の三位一体（政策会議・保護センター・連盟）の知財総合管理システム⁶³



同促進センターが管理する南山知的財産権保護センター（南山知识产权保护中心）の公式ウェブサイトは、<https://nsippc.szns.gov.cn/>（次ページにイメージを掲載）であり、知財保護、知財促進ワンストッププラットフォームとして、ビッグデータサービスや専利分析（南山区中小企業は民間サービス patsnap を原則無料で利用可能⁶⁴）、オンライン学習、会議スペース提供、権利行使・調停など知財保護や出願・運営・知財金融など知財促進に関する各種コンサルティングサービスを提供している。また、2019年11月には「創業之星」ピッチイベントにおける知的財産権賞の設置、2020年4月には中国（南山）海外知財権共同サービスプラットフォーム（中国（南山）海外知识产权协同服务平台）」の設置、2020年6月には国任保険（国任财产保险股份有限公司）と共同での知財保険担保融資商品の提供、2020年7月には「広東深圳（南山）営業秘密保護基地（广东深圳（南山）商业秘密保护基地）」の設置などを活発な活動を行っている。

⁶³ 出所：[2021-03-23].<https://nsippc.szns.gov.cn/gzywblxt/zxjs/index.jhtml>

⁶⁴ 出所：[2021-03-23].<https://mp.weixin.qq.com/s/-yNmNQnXNr7fW0CKANGxAg>

南山知的財産権保護センター
ウェブサイトイメージ



2.3.5. 国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンター

国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンター（国家海外知识产权纠纷应对指导中心深圳分中心）⁶⁵は、2020年4月8日に国家知識産権局が設立を認可した全国初の地方サブセンターの一つであり、2020年4月27日、蛇口自由貿易エリア設立5周年の建設状況紹介会で設立された。深圳サブセンターは、中国（深圳）知的財産権保護センターを拠点として、公益的な海外権利保護サービスを提供する総合的なプラットフォームである。国家知識産権局、国家海外知的財産権紛争対応指導センターの指導の下、深圳サブセンターは、海外リスク監視メカニズム、海外紛争情報共有メカニズム、海外権利保護サービスメカニズムの構築を通じて、深圳の「海外進出」企業に、より効率的で便利な海外知的財産権リスク防止及び紛争対応サービスを提供する。

深圳サブセンターは、主に深圳市の各企業・事業機関に海外知的財産権紛争対応指導を提供し、深圳企業が海外で知的財産権紛争が発生する前又は紛争が発生した場合には、深圳サブセンターが専門家による専門知識及び能力を用いて紛争にかかわる問題について分析、評価、判断を行い、専門的指導意見を提供する公益的コンサルティングサービスを行う⁶⁶。

申請条件：

- （一）申請者は深圳管轄区で合法的に登録された企業・事業機関、社会团体等の主体であること。
- （二）申請指導事項は深圳サブセンターが中国国外で発生した次の類別の知的財産権紛争の対応指導相談申請を受理することに該当する。
 - 1. 商標、特許、地理的表示等の権利の有効性をめぐる紛争。
 - 2. 商標、特許、地理的表示等の権利帰属をめぐる紛争。
 - 3. 商標、特許、地理的表示等の権利侵害をめぐる紛争。
 - 4. 商標、特許等の関連貿易調査をめぐる紛争。

⁶⁵出所：中国（深圳）知的財産権保護センター（深圳国家知識産権局特許代行処）公式サイト、
[2021-01-05].http://sziprs.org.cn/hwwq/sdasa/202010/t20201027_19337322.htm

⁶⁶出所：中国（深圳）知的財産権保護センター（深圳国家知識産権局特許代行処）公式サイト、
[2021-01-05].http://www.sziprs.org.cn/hwwq/sadsda/202010/t20201027_19337340.htm

- 5.商標、特許、地理的表示等の許可をめぐる紛争。
- 6.展示会における知的財産権紛争。
- 7.営業秘密をめぐる紛争。
- 8.深圳サブセンターがコンサルティングサービスを提供できるその他の知的財産権紛争。

注：深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

2.3.6. 深圳公証処知的財産権サービスセンター

報道⁶⁷によれば、2017年1月、深圳公証処知的財産権サービスセンター（深圳公証処知産權服務中心）が、深圳の企業及び個人のために知的財産権公証事件を処理し、広東省内で初めて知的財産権に専念する公証サービスセンターとして正式に設立された。

機能：

良質で効率的な知的財産権公証法律サービスを提供する。知的財産権侵害行為は一般的に強い隠ぺい性を有しており、権利者は挙証しにくい問題に直面していることが多い。一方、公証書は証拠の効力において優位な地位を有しているので、当事者が公証機関に証拠保全を申請する需要が日増しに旺盛になっている。公証機関による証拠の収集、固定及び保存を通じて、知的財産権の権利者が提供する証拠はより真実、正確、全面的かつ十分であり、当事者が紛争解決において自身の合法的權益を保護するのに有利であり、人民法院が知的財産権民事紛争事件を公正かつ効率的に審理するのにも貢献する。

業務範囲：

同センターは広東省内で初めて知的財産権に焦点を当てた公証サービスセンターとして、提供する公証法律サービスが知的財産権のすべての段階に関わり、知的財産権の設立、移転、権利救済、紛争解決、域外申請、域外保護、国際協力などが含まれるが、これらに限定されない。計画によれば、現在、同センターは保全証人証言又は当事者陳述、著作権、商標権、特許権保全証拠公証、反不正競争保全証拠公証等の知的財産権公証業務を重点的に展開している。

管理と運営：

第一に、「深圳公証処知的財産権サービスセンター運営管理案」を制定し、センター運営の基盤を構築し、管理を規範化し、優位な力を集中し、証拠保全類公証を積極的に開拓する。第二に、「証拠保全公証事項受理基準」を制定し、各種証拠保全公証手続の流れと基準を更に規範化し、公証人が証拠保全公証手続の典型的な事件分析、業務記録、公証証言の参考版を作成するよう組織する。第三に、専門的なサービスチームを設立し、

⁶⁷出所：搜狐網、深圳新聞、[2021-01-05].https://www.sohu.com/a/123667241_148974

サービスの質を高める。公証人の自発的・定期的申告制度を実行し、全処の業務執行公証人が自発的に申告してサービスセンターに加入し、サービスセンターの統一的な手配を受け、交代で業務処理を行う。第四に、業績考課と経済報酬の面で傾斜を与え、奨励する。センターのサービス対象企業には、中興通訊、大疆、邁瑞などのハイテク企業と招商銀行、平安銀行などの金融機関が含まれる⁶⁸。

注：深圳で法により登録された合弁企業は、中国現地企業と同等の資格を有する。

⁶⁸出所：法制網、「深圳公証処設立知的財産権サービスセンターサービス科学技術産業革新」、
[2021-01-05].http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2017-07/14/content_7243244.htm?node=88485

2.3.7. 国家専利技術（深圳）展示取引センター

国家専利技術深圳展示取引センター（国家专利技术深圳展示交易中心）は、国家知識産権局の認可を経て設立された常設特許技術取引機構として、2008年10月に設立され、設立の趣旨は、特許技術の移転及び実施に奉仕し、政府の知的財産権サービスチェーンを整備し、特許技術の商品化及び産業化を加速し、深圳の独自知的財産権イノベーション産業の発展を促進することである。

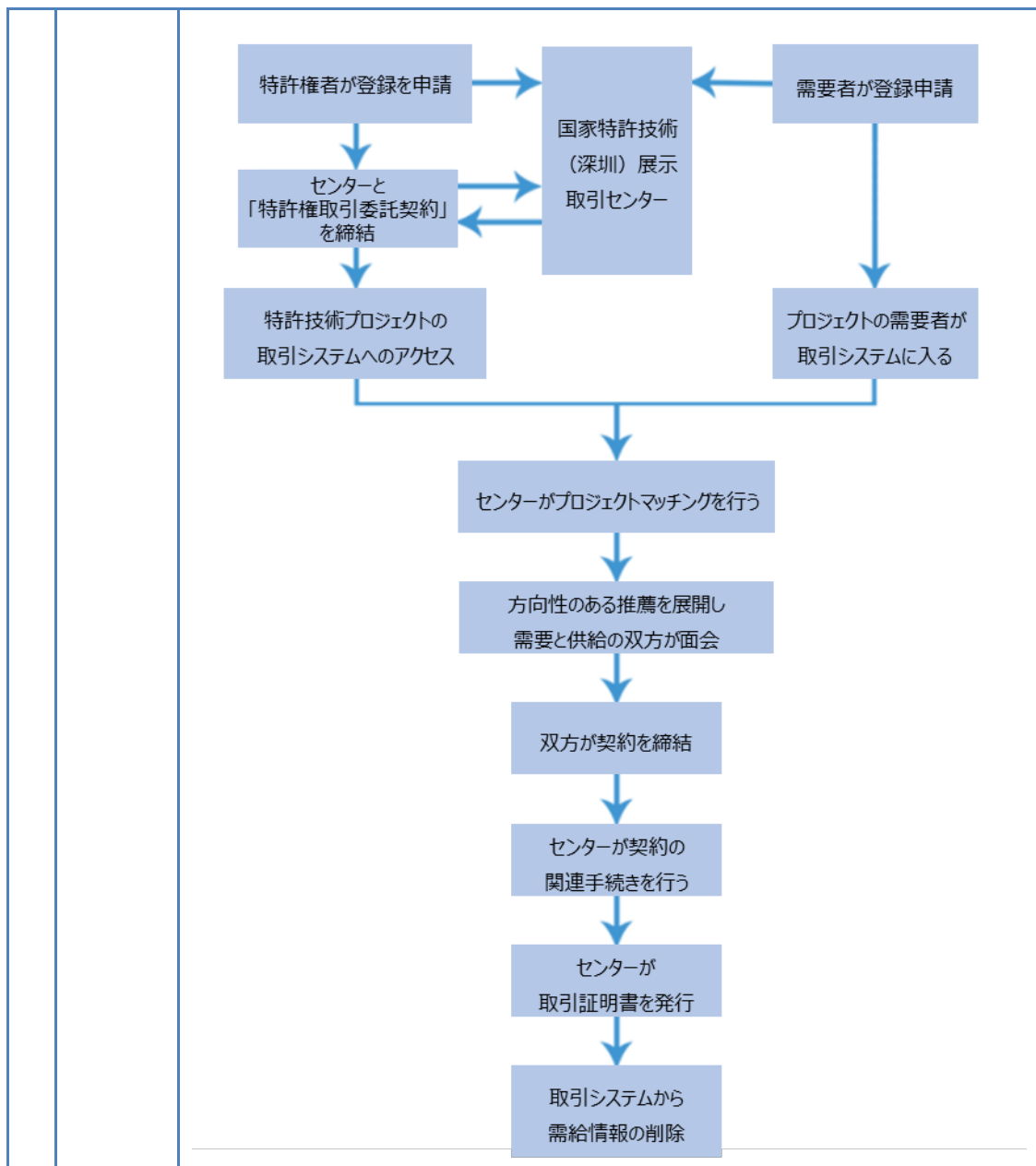
深圳市のハイテク産業の優位性及び香港・マカオに隣接するベンチャー投資集積の優位性をいかして、政府の誘導及び市場の推進により、広範な中小企業及び特許権者にサービス機能の専門化、伝播ネットワークの立体化、応用開発の市場化、転化取引の国際化の特許技術展示取引を提供する国家級プラットフォームである。

国家専利技術深圳展示取引センターの主要業務は次の表のとおりである。

表 2-5 国家専利技術深圳展示取引センターの主要業務

項番	名称	詳細 ⁶⁹
1	特許技術プロジェクト取引情報の公開及び検索	いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録し、ログインした後、サービスホールで特許の取引情報を発表又は検索することができ、特許の発表及び検索は業界、特許類別及び特許名を記入することによって対応する。
2	技術要件情報の公開と検索	いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録し、ログインした後、サービスホールで、取引ニーズを発表又は検索することができ、ニーズには特許譲渡、許諾、ノウハウ譲渡、持分投資等が含まれ、ニーズの発表及び検索はニーズ類型及びニーズ名称を記入することによって対応する。
3	特許実務情報	いかなる組織機構や個人も携帯電話番号でプラットフォームアカウントを登録し、ログインした後、特許情報（特許作成、特許検索テクニック）、ポリシー法規、取引規則を検索することができる（次頁の図を参照）。

⁶⁹出所：中国（深圳）知的財産権保護センター公式サイト、
[2021-01-05].http://www.sziprs.org.cn/ywzn_123183/zlsq/



2.3.8. まとめ

深圳市では、深圳市市場監督管理局が中心となり国の機関とも協力して、知財保護、知財運営それぞれに支援プラットフォームを設立し、全方位的な支援を行っている。例えば、政府の財政資金を基礎とし、持分投資などにより重点産業における企業の専利技術成果の事業化の促進を支援している。また、企業の知的財産権担保融資、高価値専利育成、知的財産権保護、海外知的財産権保護、知財実用化、企業の知財意識向上等に対して補助金やコンサルティングのプラットフォーム設置などにより資金面での支援を行っている。また、企業、特に知財保護意識の乏しいスタートアップ型企業に対して、無料の知的財産権研修コースの提供などを行っている。また、中国（深圳）知的財産権保護センターは、知財保護面でのプラットフォームとして企業等に対して専利の迅速かつ強力な保護に向けた様々なサービス・CNIPAの事務代行などを実施している。中国（南方）知的財産権運営センターは、企業が知的財産権の経済的価値を実現するよう支援し、知的財産権を企業のコア競争力とすることを目的としており、具体的なサービスには、特許価値の評価、高価値特許の育成、知的財産権取引情報、融資機関の検索などが含まれ、企業は公式サイトを検索機能を通じて関連情報を検索することができる。

市内でも最も知財活動が盛んな南山区では、区内で独自のプラットフォーム設置や様々なサービスを実施している。南山区知的財産権促進センターは南山区政府が設立した行政機構として南山知的財産権保護センターを管理し、同保護センターは知財の各種情報提供やコンサルティングサービス等を提供している。

また、深圳には海外展開を行う企業が多く集積しているという背景の下、国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンターが設置され、海外知的財産権リスク対応指導サービスを提供している。深圳公証処知的財産権サービスセンターは、企業の知的財産権紛争における証拠収集や保存等の公証法律業務を重点的に提供し、企業が「権利保護が難しく、举证が難しい」苦境から抜け出すのを支援することに力を入れている。国家専利技術（深圳）展示取引センターは、専利技術の移転及び取引に対する国家級プラットフォームとして設置され、専利技術プロジェクト登録サービス、専利情報検索分析、専利技術プロジェクト取引展示会の開催等を実施している。

このように、中国政府と深圳市政府、南山区政府は近年、特にテクノロジー企業に関連する複数の知財保護組織を設立し、そのサービス範囲は基礎的な研修や事務代行業務及びコンサルティング業務から、知的財産権の成果移転実用化、知的財産権による経済発展の実現、さらには海外知財リスクへの対応、企業等による知財システムの構築に有利な活動展開に対する支援等に至るまで、全面的かつ充実した支援体制が構築されている。そして、深圳市に法的に登録された合弁企業であれば、日系企業としても利用可能な支援も複数含まれている。

深圳市の各政府機関の設立年とそれに対応するサービス措置のまとめは次の表のとおりである。

表 2-6 政府機関とそれに対応するサービス措置の一覧

番号	機関名	設立年	主体	サービス項目
1	深圳市市場监督管理局 (深圳市知識産権局)	2009-8	中央編集委員会及び 広東省委員会省政府	➤ 知的財産権研修コース ➤ 知的財産権運営基金 ➤ 知的財産権の質権設定融資補助プロジェクト、特許保険料助成プロジェクト、商標ブランド模範基地建設プロジェクトの申告、高価値勅許プロジェクトの育成など ➤ 知的財産権保護プロジェクトの助成 ➤ 知的財産権関連の減税と補助金 ➤ 政府活動：価値の高い特許の育成、疫病の発生状況難への対応推進
2	中国（深圳）知的財産権 保護センター	2018-12	深圳市人民政府	➤ 特許出願 ➤ 特許料の支払い ➤ 特許料の減額届出 ➤ 特許事務サービス ➤ 特許出願優先審査推薦
3	中国（南方）知的財産権 運営センター	2018-12	深圳市高新投集団 深圳市福田投資 深圳市精英知財集団	➤ 特許価値評価 ➤ 特許無効/無効待ち特許検索 ➤ 大学、産業、研究開発者、融

			深圳市国聯知財服務	資機関の検索 ➤ 知的財産権取引 ➤ 湾区特許監視（企業、大学、産学研の状況）
4	南山区知的財産権促進センター・南山知的財産権保護センター	2019-04 2017-11	南山区人民政府	➤ 南山知的財産権保護センターの管理 ➤ 南山区知的財産権業務全般
5	国家海外知的財産権紛争対応指導センター深圳サブセンター	2020-4	国家知識産権局	➤ 海外知的財産権紛争対応指導の提供
6	深圳公証処知的財産権サービスセンター	2017-1	深圳市司法局	➤ 知的財産権公証法律サービス ➤ 証人証言の保全、証拠公正などの公証業務の提供
7	国家専利技術（深圳）展示取引センター	2008-10	国家知識産権局	➤ 特許技術プロジェクトの取引情報の発表と検索 ➤ 技術要件情報の公開と検索 ➤ 特許実務コンサルティング

2.4. 知的財産権サービスを提供する民間団体

2.4.1. 深圳市南山区知的財産権連盟

2.4.1.1 概要

南山知的財産権連盟（南山知识产权联盟）は 2018 年 9 月 15 日に正式に設立された⁷⁰。この連盟は、2.3 で紹介した南山区の三位一体の知財総合管理システムの一角を担う組織である。メンバーには 150 社余りの知的財産権優位企業及び 50 社余りの国内外知的財産権サービス機構が含まれる。知財専門家である呉漢東 教授（中南財經政法大学）、劉春田 教授（中国人民大学）が名誉主席、首席専門家顧問を務め、50 名余りの知財業界のリーダー人材が知財戦略、権利保護、運営及び金融の 4 つの専門家委員会を構成し、開放的、多元的、融合的、共生的、協同的、互惠的な知的財産権運営生態体系を構築し、政府及び企業が共同で知的財産権業務を展開するための連絡中枢、専門チーム及び監督組織を構成しているとされている。

2019 年には連盟委員指導センターを新たに設立し、政府の政策制定、産業計画、企業育成のためにシンクタンク支援を提供し、企業、科学研究チーム、創業チームの技術革新、産業グレードアップ、財産権保護、成果転化のための専門的な指導を提供している。また、知財金融委員会を新たに設立し、知的財産権取引、融資、証券化等の革新・創業サービス業務の模索を展開し、産業チェーン上の中小・零細企業に知的財産権革新の全過程及び全ライフサイクルの運営キャリア及びサービスハブを提供する。戦略性新興産業企業、海外知的財産権ハイエンドサービス機構等の類別を新たに設立し、連盟メンバー機構による知的財産権の総合力を強化し、知的財産権とイノベーション資源、金融資本、産業発展、国際配置との有機的な融合の促進を支援している。

2.4.1.2 組織構造

上述の通り呉漢東教授が名誉主席を務め、広東省知的財産権研究院（广东省知识产权研究院）の唐善新院長が特別招請専門家顧問を務め、郭凱天、宋柳平、申楠など 30 人以上の

⁷⁰出所[2021-01-06].<https://nsippc.szns.gov.cn/gzywblxt/lmjs/index.jhtml>

知的財産権業界のリーダーが知的財産権連盟の戦略研究、法的権利保護及び運営の3つの専門家委員会を構成している。また、騰訊科技（テンセント）、華為技術（ファーウェイ）、中興通訊（ZTE）、深圳邁瑞生物医療電子（Mindray）の4社が理事長機関となっている。

名誉主席である呉漢東教授は、中南財經政法大学の元学長であり、教育部法学教育指導委員会副主任委員、中国法学会知的財産権研究会会長、中国法学会民法学研究会副会長、中国法学教育研究会副会長、中国大学知的財産権研究会副会長、中国人民大学兼任教授、武漢大学、華中科技大学、南京師範大学などの兼任教授、南京理工大学知的財産権学院名誉院長・兼任教授などを務めた人材である。

また、唐善新教授は、広東省知識産権局の元党委副書記、副局長、広東省高級人民法院法律顧問、広東省人民政府高級顧問、広東省人民政府研究發展センター特別招聘研究員、南方シンクタンク（南方智库）特別招聘研究員、広東省戦略知的財産権研究院院長、広東知的財産権保護協会創会会長、広東省知的財産権投融资促進会会長、広東省企業ブランド建設促進会名誉会長、華南理工大学、中山大学、暨南大学、中南財經政法大学の教授、華南理工大学、広東嶺南学院など多くの大学の企業社長向け ENBA 研修コースのメンター、広東金融学院、財經学院の客員教授などを務め、著名な知的財産権、ブランドの創設及び運営の専門家であり、その他広東省の多くの企業団体の高級顧問を務めている。

郭凱天氏は、騰訊集団（テンセント）高級副総裁であり、宋柳平氏は華為（ファーウェイ）監査役、最高法務責任者、最高コンプライアンス責任者であり、申楠氏は中興通訊（ZTE）の最高法務責任者、副社長を務めている。

2.4.1.3 活動状況

（1）知的財産権活用の推進

協力機関である専門家コンサルティングサービス「劉宿金スタジオ（刘宿金工作室）」が南山区で知財法立法プロジェクト及び知財仲裁を中心とした知的財産権紛争解決メカニズムに関する特別調査研究を実施し企業ヒアリングを実施し、意見・提案を政府の関連職能部門に伝えるなど意思決定を支援。

南山知的財産権保護センターと劉宿金スタジオ、南山知的財産権連盟が共同で、南山区企業のために専門的な訪問診察サービスを展開し、企業の知財業務上の問題を把握し、営

業秘密保護業務の専門的指導を提供すると同時に、関連産業市場の現状及び発展の見通しを分析することで、企業が知的財産権計画を実施して発展を加速させることができるように支援。

2.4.1.4 連盟機関

連盟のメンバーには、南山区知的財産権優位企業、上場企業、生産額優位企業、ユニコーン企業、大学、社会团体、科学研究機関、金融機関、投資機関、法律事務所等 100 社以上が含まれる（後述）⁷¹。

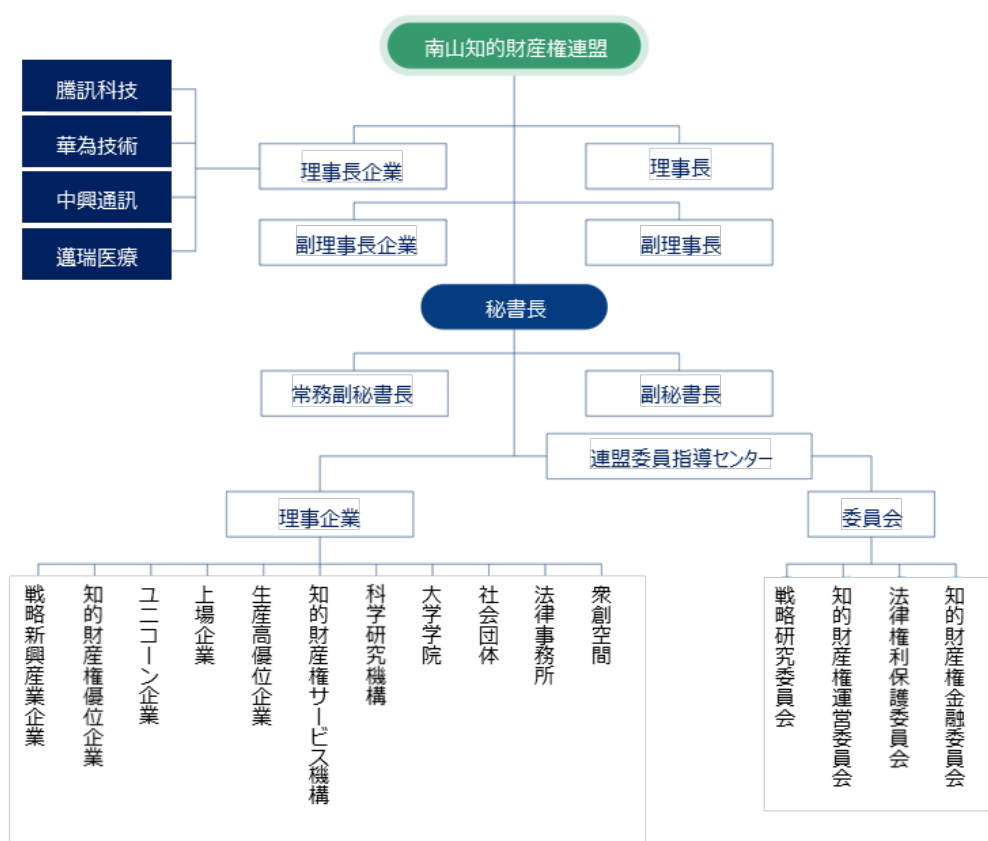


図 2-1 組織構造

2021 年 2 月 24 日に実施した、深圳市南山区知的財産権保護センターに対するヒアリングでは、「日本企業は当該連盟への参加資格を有しており、実際に連盟会員には日本企業（例：天次科技（深圳）/株式会社エアロネクスト⁷²）が含まれている（日本本土企業と合

⁷¹リスト詳細は[2021-01-06].<https://nsippc.szns.gov.cn/gzywblxt/zclmQyk/index.jhtml> による

⁷²出所：[2021-02-22].<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000047.000032193.html>

弁企業の両方が資格を有しているかどうかは明確でない）。ただし、現時点では新規会員の加入は受け付けておらず、今後、新規会員を募集する意向がある場合には、インターネット上で通知を出すことになる」とのことである。

連絡先：南山区知的財産権保護センター 電話番号：0755-26929920

南山区知的財産権保護連盟のメンバー（2021年3月現在、中国語表記）

理事長企業		副理事長企業：戦略性新興産業企業	
腾讯科技（深圳）	中兴通讯股份	深圳帧观德芯科技	数篷科技(深圳)
华为技术	深圳迈瑞生物医疗电子股份	深圳市菩安科技	天次科技（深圳）
副理事長企業：知財優勢企業		深圳市中视典数字科技	深圳市速腾聚创科技
深圳天珑无线科技	深圳前海达闼云端智能科技	深圳市前海手绘科技文化	广东松博纳米合金管材
大族激光科技产业集团股份	深信服科技股份	副理事長企業：上場企業	
深圳怡化电脑股份	先健科技（深圳）	深圳市特尔佳科技股份	深圳市金奥博科技股份
努比亚技术	深圳达实智能股份	深圳市宇顺电子股份	深圳市海王生物工程股份
宇龙计算机通信科技（深圳）	深圳春沐源控股	深圳亚联发展科技股份	健康元药业集团股份
深圳市大疆创新科技	深圳市海洋王照明工程	日海智能科技股份	长园集团股份
深圳光启合众科技	康佳集团股份	深圳市拓日新能源科技股份	深圳市金证科技股份
深圳市芭田生态工程股份	金蝶软件（中国）	深圳市卓翼科技股份	深圳莱宝高科技股份
深圳TCL数字技术	研祥智能科技股份	深圳市海普瑞药业集团股份	深圳市远望谷信息技术股份
深圳光峰科技股份	瑞声声学科技（深圳）	深圳和而泰智能控制股份	中国南玻集团股份
捷开通讯（深圳）	深圳市宇驰检测技术股份	深圳科士达科技股份	深圳波顿香料
深圳市道通智能航空技术	深圳市新纶科技股份	深圳市奥拓电子股份	深圳市特发信息股份
海能达通信股份	深圳市前海安测信息技术	深圳丹邦科技股份	深圳雷曼光电科技股份
顺丰科技	飞亚达精密科技股份	茂硕电源科技股份	深圳拓邦股份
深圳市永兴元科技股份	深圳市商汤科技	深圳市路畅科技股份	深圳市证通电子股份
深圳信纬科技	深圳市沃特沃德股份	深圳市同为数码科技股份	神州数码信息服务股份
芯海科技（深圳）股份	深圳市倍轻松科技股份	深圳麦格米特电气股份	深圳市禾望电气股份
深圳市创维-RGB电子	深圳美西西餐饮管理	深圳市金溢科技股份	深圳市创梦天地科技
副理事長企業：独角兽企业		深圳市沃特新材料股份	
深圳前海微众银行股份	深圳市房多多网络科技	副理事長団体：大学・研究機関	
深圳市优必选科技	深圳市辣妈帮科技	深圳大学	清华大学深圳研究生院
深圳市彬讯科技	深圳越海全球供应链	深圳先进技术研究院	北京大学深圳研究生院
深圳市丰巢科技	深圳奥比中光科技	深圳职业技术学院	深圳清华大学研究院
深圳市随手科技	深圳碳云智能科技	哈尔滨工业大学深圳研究生院	深圳航天科技创新研究院
副理事長企業：产值优势企业		中国科学院深圳先进技术研究院	
华润怡宝饮料（中国）	方大集团股份	理事企業・団体：社会团体	
深圳传音制造	深圳维京人网络科技	深圳市专利协会	广东省知识产权投融资促进会
百度国际科技（深圳）	深圳市万普拉斯科技	深圳市版权协会	深圳标准技术研究院
中建钢构	深圳市海派通讯科技	深圳市商标协会	深圳市国新南方知识产权研究院
深圳市环球易购电子商务	深圳市东方博雅科技	深圳市中小企业发展促进会	深圳市启创知识产权管理促进中心
深圳市普联软件	国微集团（深圳）	中国首席法务官研究院	深圳市南山科技事务所
西门子（深圳）磁共振	深圳市淘淘谷信息技术	广东省战略知识产权研究院	

理事企業・団体：サービス機構	理事企業・団体：鑑定・評価機構	
知识产权出版社有限责任公司	工业和信息化部软件与集成电路促进中心知识产权司法鉴定所	
国家专利技术（深圳）展示交易中心	北京紫图知识产权司法鉴定中心	北京东鹏资产评估事务所（普通合伙）
中知（北京）认证	广东安证计算机司法鉴定所	北京信诚资产评估有限责任公司
维正知识产权服务	广东鑫证司法鉴定所	成都贵荣鼎盛资产评估事务所（普通合伙）
深圳中细软知识产权运营	广东安络司法鉴定所	广州知融资产评估
深圳市中兴达知识产权运营	深圳市中衡信资产开估事务所	连城资产评估
深圳博鳌纵横网络科技	北京中金浩资产评估有限责任公司	深圳中达信资产评估房地产土地估价
深圳市七号网络科技	深圳中金浩资产评估有限责任公司	深圳市永信资产评估房地产估价
厦门科易网科技	理事企業・団体：科技金融	
深圳青年人专利商标代理	中国工商银行股份深圳市分行	
深圳市华夏泰和科技	中国工商银行科创企业金融服务中心	
深圳峰创智诚科技	中国建设银行股份深圳市分行	
深圳市恒申知识产权事务所	招商银行股份深圳分行	
合享汇智信息科技集团	深圳南山宝生村镇银行股份	
超凡知识产权服务股份	北京银行股份深圳分行	
重庆猪八戒知识产权服务	东莞银行股份深圳分行	
中知深德知识产权运营管理（深圳）	中国民生银行股份深圳海岸城支行	
智慧芽信息科技（苏州）	中国光大银行股份深圳新洲村支行	
广州普里斯知识产权服务	中国银行深圳桃园路支行科技金融支行	
广州市汇言知识产权咨询	中国平安财产保险股份有限公司深圳分公司	
广州金锋咨询服务	中国人民财产保险股份有限公司深圳市分公司	
深圳湾科技发展	国任财产保险股份有限公司	
深圳智慧岛知识产权	华强保险经纪	
深圳市智湾科技	长城证券股份	
深圳智高点知识产权运营	深圳市中小企业融资担保	
广州华进联合专利商标代理深圳分公司	理事企業・団体：法律事務所	
广州市战略知识产权运营	美国布林克斯律师事务所	
北京隆源天恒知识产权代理事务所	北京市盈科（深圳）律师事务所	
江苏天弓信息技术	广东海埠律师事务所	
深圳市国联知识产权服务	北京市君泽君（深圳）律师事务所	
深圳市创富知识产权代理	广东晋存律师事务所	
深圳市君胜知识产权代理事务所	广东良马律师事务所	
北京市中联创和知识产权代理	广东前海律师事务所	
中规（北京）认证深圳分公司	广东深宏盾律师事务所	
深圳信测标准技术服务股份	广东君言律师事务所	
罗思（上海）咨询	北京市京大（深圳）律师事务所	
蓝海优利（深圳）科技发展		

2.4.2. 深圳市知的財産権連合会

2.4.2.1 概要⁷³

深圳市知的財産権連合会（深圳市知识产权联合会）（ShenZhen Intellectual Property Association、「SZIPA」という）は、中国初の商標、特許、著作権等の各専門分野の業界リソースを全面的に統合した広い知的財産権を対象とする団体であり、深圳市の知的財産権公共サービスプラットフォームである。連合会は知財業界のリソースを十分に統合し、新しい知的財産権専門サービスを提供している。

会員企業：

連合会の会長企業は騰訊科技（深圳）、会員は華為、中興、光啓、邁瑞、柔宇、比亞迪、国民技術、光峰科技、彬訊（土巴兔）、優必選などの国家ハイテク企業、深圳特区新聞社、海天出版社、雅昌、永豊源、影児集団、百泰珠宝、TTF 大凡珠宝、エディル珠宝、完璧愛ダイヤモンド、中匯影視、越衆影視、華影影業などの文化創造企業である。

業界協会：

深圳市前海一帯一路法律サービス連合会、深圳市工業デザイン業界協会、深圳市商標協会、深圳市版權協会、深圳市ドメインネーム業界協会、深圳市工芸美術業界協会、深圳市創意設計知的財産権促進会、深圳市挿絵協会、深圳焼き絵芸術協会等の業界協会が参加している。

知的財産権公共サービス機関：

国家知識産権局特許局深圳代弁処、中国（深圳）知的財産権保護センター、中国（深圳）知的財産権保護援助センター、中国（深圳）南方知的財産権運営センター、深圳国際仲裁院、深圳市標準技術研究院、深圳知的財産権戦略開発研究院、深圳大学知的財産権研究所等の知的財産権公共サービス機構が参加している。

⁷³出所：[2021-01-06].<http://www.szipa.org.cn/a-42.html>

法律サービス機構：

米国洛克法律事務所 (Locke Lord)、米国布林克斯法律事務所 (Brinks Gilson & Lione)、米国斐銳法律事務所 (Fish & Richardson)、フィンランド哥斯德知的財産権法律事務所 (Kolster)、霍金路偉国際法律事務所 (Hogan Lovells)、広東華商法律事務所、金杜法律事務所 (King & Wood)、北京盈科法律事務所等の国内外の法律事務所が参加している。

知的財産権サービス機構・人材：

中一、順天達、精英、中細軟、三環、品源、峰創智誠、安盾、華進連合等の知的財産権サービス機構が参加している。また、深圳市政府が任命した 132 名の知的財産権専門家チーム及び深圳市知的財産権紛争調停委員会 42 名の調停専門家を特別招聘している。

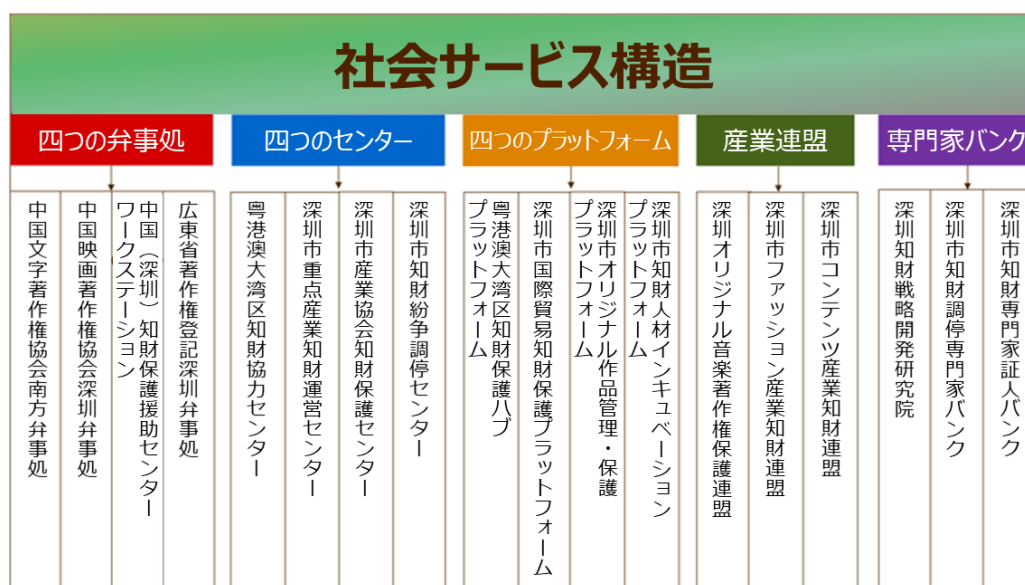


図 2-2 社会サービスの仕組み

2.4.2.2 発展の概要

連合会には、中国文字著作権協会南方弁事処、中国映画著作権協会深圳弁事処、国家タイムスタンプサービスセンター深圳弁事処（国家授時中心時間戳服务中心深圳办事处）、広東省版權局作品著作权登記深圳弁事処等の機構が設置されている。

連合会は知的財産権公共サービスプラットフォームとして、深圳市オリジナル作品管理及び保護プラットフォーム、深圳市知的財産権クラウド調停プラットフォーム、深圳市産業連盟知的財産権サービスプラットフォーム、深圳市知的財産権データベースプラットフォームを開発し、深圳市知的財産権紛争調停センターを運営している。

また、学術機関である北京大学法学院知的財産権学院、北京北大英華科技有限公司と連携し、深圳知的財産権戦略開発研究院を設立している。

また、連合内には、深圳オリジナル音楽著作権保護連盟（深圳原创音乐版权保护联盟）、深圳市ファッション産業知的財産権連盟（深圳市时尚产业知识产权联盟）、深圳市コンテンツ産業知的財産権連盟（深圳市内容产业知识产权联盟）の三つの産業連盟、中国（深圳）知的財産権保護援助センターの深圳市知財連合会ワークステーション（深圳市知识产权联合会工作站）、ゴールドジュエリー産業ワークステーション（黄金珠宝产业工作站）、ファッション産業ワークステーション（时尚产业工作站）、深圳市工業デザイン業界知的財産権保護ワークステーション（深圳市工业设计行业知识产权保护工作站）という4つの知的財産保護ワークステーションが設置されている。

連合会は、深圳市社会組織管理局と深圳市社会組織総会から「深圳市4A級社会組織」の称号を授与されている。また、深圳市社会組織管理局から「2017年度刷新組織」大賞を受賞した。

2.4.2.3 活動状況

(1) 知財活用 of 推進

2019年、連合会は「知的財産権創造と高品質発展フォーラム」を主催し、深圳や日本、米国、韓国等の知財専門家を招いて知的財産権の創造と高品質発展をめぐる討論が行われた。

(2) 訴訟リスク関連活動

2019年9月25日、深圳市前海深港現代サービス協力区管理局が主催し、深圳市知的財産権連合会、深圳市前海一帯一路法律サービス連合会、深圳市弁護士協会が共催する第4期前海法治講堂が開催され、「知的財産権の紛争解決と司法保護」をテーマとし、

北京知識産権法院、深圳知識産権法院、華為の知財専門家から知財の司法保護についての考え方の共有や企業のグローバル化の知財管理について紹介された。なお、この活動には、深圳市司法局、中国国際貿易促進委員会深圳市委員会、深圳市商務局、司法部香港・マカオ・台湾法律研修交流センター、国家弁護士学院深圳分院、南山区司法局が協力・支持し、これらの組織のリーダーや法律・企業関係者などの専門家 250 人以上が参加した。

2.4.2.4 組織構造

一、連合会の指導者

表 2-7 連合会の指導者

氏名	所属
会長	
郭凱天	騰訊科技（深圳）有限公司
執行会長	
江波	深圳市騰訊計算機系統有限公司
常任副会長	
王躍	
副会長	
宋柳平	華為技術有限公司
申楠	中興通訊股份有限公司
趙傑	比亞迪股份有限公司
万捷	雅昌文化（集团）有限公司
周燦坤	深圳市百泰投資控股集团有限公司
俞洪綱	深圳影児時尚集团有限公司
孫莉莉	深圳市中匯影視文化伝播股份有限公司
劉權輝	深圳国瓷永豊源股份有限公司
宋洋	国家知識産権局特許局深圳代弁处
劉曉春	深圳国際仲裁院（深圳仲裁委員会）
杜春	深圳市前海一帯一路法律服務連合会
劉曉生	深圳市域名業界協会
高受樹	広東華商法律事務所
黄衛家	中国（南方）知的財産権運営センター
黄衛家	深圳市精英知的財産権運営服務有限公司

王活涛	深圳峰創智誠科技有限公司
孔軍民	深圳市中細軟知的財產權運營有限公司
事務総長（兼）	
張劍	深圳市鵬成知的財產權事務センター

二、理事会

表 2-8 理事会の構成員

理事会の構成員	所属
劉自鴻	深圳市柔宇科技有限公司
魏紅新	深圳光啓高等理工研究院
徐航	深圳邁瑞生物醫療電子股份有限公司
孫迎彤	國民技術股份有限公司
李屹	深圳市光峰光電技術有限公司
王國彬	深圳市彬訊科技有限公司
蘇日明	深圳市愛迪爾珠寶股份有限公司
吳峰華	深圳市大凡珠寶首飾有限公司
周曉航	深圳市甘露珠寶有限公司
王振	深圳市金展國際珠寶廣場有限公司
王躍軍	深圳特區報社
曾麗	華影影業（深圳）有限公司
聞正兵	深圳市越衆影視有限公司
周文	深圳市標準技術研究院
黃衛家	深圳市商標協會
封昌紅	深圳市工業設計業界協會
馮家敏	深圳市創意設計知的財產權促進會
夏廷康	米國洛克法律事務所 Locke Lord Bissell & Liddell LLP
Gus Siller	米國布林克斯法律事務所 BRINKS GILSON & LIONE LAW FIRM
馮臻	霍金路偉國際法律事務所 Hogan Lovells International LLP
Timo Helosuo	芬蘭哥斯德知的財產權法律事務所 Kolster China Ltd.
樓仙英	北京市金杜（深圳）法律事務所
王英輝	北京市盈科（深圳）法律事務所
崔軍	北京德恒（深圳）法律事務所
張全文	深圳中一專利商標事務所
蔡曉紅	深圳市順天達專利商標代理有限公司
趙小彬	深圳市耶法網絡科技有限公司
艾勇	深圳市安盾知的財產權服務有限公司

熊永強	広州三環專利代理有限公司深圳分公司
黄曉翰	広東君逸法律事務所
潘康森	広東鑫証司法鑑定所
易釗	深圳市瑞方達知的財産権事務所（合名会社）

2.4.2.5 入会ガイド

一、企業会員と個人会員の区分

企業会員：法律に基づいて深圳市に設立された独立した法人格を持つ社会团体、企業及び機関は、申請を提出し、認可を得て企業会員になることができる。企業会員は、その法人代表者又はその委託者が本会の活動に参加し、かつ権限を行使する。

個人会員：知的財産権理論レベルの高い専門家・学者、法律関係者、知的財産権管理者。

二、入会を申し込む会員は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （一）本会の定款を守ること。
- （二）本会に加入する意思があること。
- （三）本定款第二条（一）項の要求に合致している独立法人格を有する知的財産権専門協会等の社会团体及び企業・事業機関及び個人。

※2021年2月24日に実施したヒアリングでは、日本の現地企業及び中国における合併企業はいずれも深圳市知的財産権連合会に加入する資格を有するとのことである。

連絡先：深圳市知的財産権連合会 電話番号 0755-82541405

三、会員の入会手続き

会員が入会するには、入会申請書を提出し、事務局が入会登録を行い、会員証を発行する必要がある。

入会希望の企業は、[「入会申請書ダウンロード」](#)をクリックし、「深圳市知的財産権連合会入会申請書」をダウンロードし、印刷して記入した後、公印を押して、公印を押した企業営業許可証のコピーと一緒に当会に送付する。

連絡先：0755-82541405

住所：深圳市福田区天安数碼城時代ビル A2310

Eメール：SZIPA2014@163.com

四、会費基準

副会長企業：30000 元/年、理事企業：10000 元/年、団体企業：5000 元/年、
会員企業：3000 元/年

2.4.2.6 業務ガイド⁷⁴

深圳市知的財産権連合会の公式ウェブサイトでは、個人・企業・その他機構が関連する手続き及び連絡先を検索するための各種業務ガイドを提供している。これには、著作物著作権自主登録ガイド、特許出願ガイド、PCT 国際出願ガイド、商標登録ガイド、コンピュータソフトウェア登録ガイド、知的財産権紛争調停申請ガイド、知的財産権資産評価ガイド、最新商標登録出願分割業務ガイド、文字作品原稿料代行ガイド、TSA 企業知的財産権保護システム操作ガイド（企業管理者）、TSA 著作権保護システム操作ガイドなどが含まれている。

⁷⁴出所：[2021-01-06].http://www.szipa.org.cn/n_83.html

2.4.3. 深圳市專利協會

2.4.3.1 概要⁷⁵

一、協會の性質

深圳市の各特許代理機構、特許を有する企業、特許を有する個人並びに特許管理、特許代理及び特許評価業務に従事する企業及び個人が自発的に結成した非営利の社会組織である。

二、協會の趣旨

憲法、法律、法規及び国の政策を遵守し、社会主義の核心的価値観を実践し、社会道德・風習を遵守し、会員企業に奉仕し、会員企業を規範化・調整し、会員の正当な権利と利益を保護し、特許業界の健全で秩序ある発展を促進する。当団体の住所：広東省深圳市福田区天安科技創業園ビル A 座 305 室。

深圳市專利協會（深圳市专利协会）は、深圳市知識産権局の配慮と指導の下で、当市の特許企業である華為、中興、比亞迪及び特許代理機関である順天達、中一、創友等の 80 社の企業により設立され、2005 年 4 月に第 1 回会員総会を開催し、民政局の正式な認可を経た社團組織である。

協會は、当市の自主イノベーション企業、仲介代理機構、政府特許従事者からなる「三合一」チームである。現在、会員数は 140 社以上であり、企業と政府との架け橋及びきずな、ハイテク企業と自主イノベーション企業のためのホーム、企業の知的財産権問題の研究、検討、交換、保護のためのプラットフォームである。

2.4.3.2 活動状況

(1) 知的財産権活用の推進

4 月 21 日、深圳市知識産権局が主催し、南山区イノベーション局（南山区科技创新局）が支持し、深圳市專利協會と広州三環特許代理有限公司深圳分公司が共催した「企業知的財産権運営実務会議」が、南山区科学興科学園コンベンションセンター放送ホールで開催された。

⁷⁵出所：[2021-01-06].<http://www.szpa.org/about-9.html>

華為技術、広州三環專利代理有限公司からそれぞれ「企業特許運営実務」、「事件処理から見た弁護士の法律思考モデル」、米国の Covington & Burling 法律事務所から「企業製品の海外進出過程における知的財産権紛争解決問題--中国企業が米国 337 調査及び米国知的財産権訴訟にどのように対応するか」についての講演が行われた。また、広州三環專利代理有限公司から「企業の知的財産権運営実施における特許訴訟/特許無効の地位」について、実践事例と合わせた紹介がなされた。

(2) 訴訟リスク関連活動

2020 年 12 月 4 日午後、深圳市專利協會が主催し、南山区知的財産権促進センターが共催した「企業が知的財産権訴訟にどのように対応するか及び典型的なケーススタディ」講座が、南山知的財産権保護センター多機能ホールで開催された。この講座では、元深圳市中級人民法院知的財産権法廷初代庭長で万商天勤（深圳）法律事務所の李中聖弁護士が、知的財産権訴訟の難点問題及び最新司法の営業秘密事件について講義を行った。

2.4.3.3 知的財産権専門家

一、上級顧問名簿（順位は前後を問わない）

表 2-9 上級顧問名簿

項番	氏名	所属	担当/職名
1	馬維野	中国特許保護協會	高級技術者／事務総長
2	李超	元国家知識局專利局通信發明審査部	副部長
3	祁建偉	国家知識局專利局材料工程發明審査部	副部長
4	劉石明	深圳市南山区科創局	局長
5	逢錦躍	深圳税関法規処	処長
6	祝建軍	深圳市中級人民法院知的財産権法廷	副裁判長
7	于春輝	深圳市中級人民法院知的財産権法廷	裁判長
8	陳洋	金杜法律事務所	組合員／弁護士

三、企業専門家チーム名簿（順位は前後を問わない）

表 2-10 企業専門家チーム名簿

項番	氏名	所属	担当/職名
1	宋柳平	華為技術有限公司	研究員
2	郭小明	北京市通商（深圳）法律事務所	研究員
3	王活濤	深圳峰創智誠科技有限公司	研究員
4	徐炎	騰訊科技（深圳）有限公司	副研究員
5	朱謝群	深圳大学法学院	教授
6	丁建新	華為技術有限公司	研究員
7	成緒新	華為技術有限公司	研究員
8	王海波	深圳市華夏泰和科技有限公司	研究員
9	李学軍	華為技術有限公司	總監／副部長
10	申楠	中興通訊股份有限公司	副研究員
11	胡毅	中興通訊股份有限公司	副研究員
12	趙傑	比亞迪股份有限公司	副研究員
13	周玉兵	中広核研究院有限公司	上級エンジニア
14	孫建岐	中国国際海運コンテナ（集団）股份有限公司	副研究員
15	顧毓波	惠科股份有限公司	副研究員
16	李曉菲	深圳邁瑞生物医療電子股份有限公司	副研究員
17	林鴻江	大亜湾核電運營管理有限責任公司	副研究員
18	衛志遠	騰訊科技（深圳）有限公司	副研究員
19	李富山	深圳峰創智誠科技有限公司	副研究員

四、機関の専門家チーム名簿（順位は前後を問わない）

表 2-11 機関の専門家チーム名簿

項番	氏名	所属	担当/職名
1	張劍	国家知識産権局深圳專利代理处	副研究員
2	鄧科峰	国家知識産権局深圳專利代理处	副研究員
3	張全文	深圳中一連合知的財産権代理有限公司	副研究員
4	郭偉剛	深圳市順天達專利商標代理有限公司	副研究員
5	崔軍	北京德恒（深圳）法律事務所	一級弁護士
6	胡吉科	深圳市科吉華烽知的財産権事務所	副研究員
7	張芸影	深圳市毅穎專利商標事務所	上位エンジニア
8	黃衛家	深圳市精英知的財産権運營服務有限公司	副研究員
9	彭家恩	深圳鼎合誠知的財産権代理有限公司	副研究員
10	賈振勇	深圳素德広業知的財産権運營有限公司	副研究員
11	李俊	深圳華夏泰和知的財産権有限公司	副研究員

項番	氏名	所属	担当/職名
12	黄章輝	深圳衆鼎專利商標代理事務所（合名会社）	副研究員
13	熊永強	広州三環專利代理有限公司深圳分公司	副研究員
14	文明	深圳紫藤知的財産権代理有限公司	副研究員
15	馮耀邦	深圳衆鼎匯成知的財産権代理有限公司	副研究員

2.4.3.4 司法鑑定専門家

表 2-12 司法鑑定専門家名簿

項番	氏名	所属	担当/職名
1	龔復興	深圳市專利協會	常務副会長兼事務総長/特許副研究員
2	彭家恩	深圳鼎合誠知的財産権代理有限公司	社長
3	黄章輝	深圳衆鼎專利商標代理事務所（合名会社）	総経理/特許副研究員
4	孫建岐	中国国際海運コンテナ（集団）股份有限公司	知的財産権シニアマネージャー/ 特許副研究員
5	黄衛家	深圳市精英知的財産権集团有限公司	董事長/商標副研究員
6	吳殿清	深圳市広和通無線股份有限公司	法務部長/特許副研究員
7	楊長河	TCL 科技集团股份有限公司	知的財産部長/特許副研究員
8	張全文	深圳中一連合知的財産権代理有限公司	董事長/特許副研究員
9	趙傑	比亞迪股份有限公司	知的財産法務部長/特許副研究員
10	張勇	瑞声声学科技（深圳）有限公司	知的財産権上位総監
11	楊流洋	紫藤知的財産権管理（武漢）有限公司	副総経理
12	熊永強	広州三環專利代理有限公司深圳分公司	総経理/特許副研究員
13	胡吉科	深圳市科吉華烽知的財産権事務所	所長/特許副研究員

2.4.3.5 会員名簿

表 2-13 会員名簿（一部）

名誉会長（順位は前後を問わない）

項番	氏名	所属	担当/職名
1	宋柳平	華為技術有限公司	上級副社長兼最高法務責任者
2	胡毅	中興通訊股份有限公司	副社長

会長（順位は前後を問わない）

項番	氏名	所属	担当/職名
1	徐炎	騰訊科技（深圳）有限公司	知的財産権部総経理

副会長（順位は前後を問わない）

項番	氏名	所属	担当/職名
1	孫建岐	中国国際海運コンテナ（集団）股份有限公司	高級マネージャ
2	万智勇	深圳創維・RGB 電子有限公司	知的財産権マネージャ
3	李曉菲	深圳邁瑞生物醫療電子股份有限公司	知的財産権マネージャ
4	楊長河	TCL 科技集团股份有限公司	知的財産権総監
5	張勇	瑞声声学科技（深圳）有限公司	知的財産権総監
6	胡吉科	深圳市科吉華烽知的財産権事務所	副部長
7	蔣忠凡	宇龍計算機通信科技（深圳）有限公司	知的財産権部長
8	李毅	深圳市創益科技發展有限公司	総経理
9	張芸影	深圳市毅穎專利商標事務所	所長
10	彭家恩	深圳鼎合誠知的財産権代理有限公司	総経理
11	熊永強	広州三環專利代理有限公司深圳分公司	総経理
12	鄧雲鵬	広州華進聯合專利商標代理有限公司深圳分公司	総経理
13	胡海国	深圳市世紀恒程知的財産権代理事務所	CEO/執行パートナー
14	何凡	深圳市深佳知的財産権代理事務所（合名会社）	総経理
15	楊輝	TCL 華星光電技術有限公司	知的財産権主管
16	張庫国	大亜湾核電運營管理有限責任公司	知的財産権高級マネージャ
17	李俊	深圳華夏泰和知的財産権有限公司	社長
18	高麗晶	深圳光峰科技股份有限公司	知的財産権・法務総監
19	王鐸	深圳市精英特許事務所	総監
20	黄章輝	深圳衆鼎專利商標代理事務所（合名会社）	総経理
21	夏德興	横琴国際知的財産権取引中心有限公司	董事長
22	劉志偉	北京市隆安（深圳）法律事務所	弁護士
23	江耀純	深圳新創友知的財産権代理有限公司	総経理
24	余必軍	中広核研究院有限公司	総経理
25	林海	中広核工程有限公司	処長
26	劉路	健康元薬業集团股份有限公司	マネージャ
27	鄧小英	深圳市大疆創新科技有限公司	知的財産権マネージャ
28	黄曉玲	深圳春沐源控股有限公司	最高法務責任者
29	周松強	深圳市神州連合知的財産権代理事務所（合名会社）	総経理
30	彭緒坤	深圳翼盛智成知的財産権事務所（合名会社）	パートナー
31	胡海洋	広東安証計算機司法鑑定所	所長
32	王金龍	華潤電力投資有限公司深圳支社	知的財産権マネージャ
33	彭雍	米国斐銳法律事務所深圳駐在代表处	弁護士代表
34	陳浩能	麦思哲知的財産権事務所	中国地域ビジネス代表

35	葉利丹	惠科股份有限公司	總經理
36	遠明	深圳紫藤知的財産権代理有限公司	副總經理
37	謝粵輝	先健科技（深圳）有限公司	知的財産権総監
38	楊雪梅	深圳市星源材質科技股份有限公司	マネージャ
39	李剛	OPPO 広東移動通信有限公司	特許総監
40	仇玉新	深圳中細軟知的財産権代理有限公司	總經理
41	于俊儀	深圳南方知的財産権運営中心有限公司	副社長
42	曾敬	深圳市創富知的財産権代理有限公司	總經理
43	何君	智慧芽信息服务（深圳）有限公司	公共事務総監

2.4.3.6 入会ガイド

深圳経済特区業界協会 定款

深圳市專利協会 定款

第三章 会員

第八条 本会の会員は、当該業種の企業（その他の経済団体及び個人事業主）とする。

第九条 本会に入会を申し込む会員は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（四）工商営業許可証などの関連証明書を保有しなければならない。

第十条 会員の入会の手続きは、次のとおりとする。

（一）入会申請登録書を提出すること。

（二）理事会の検討を経て採択されたこと。

（三）理事会又は理事会の許諾した事務局が会員証を発行する。

第十一条 会員は、次に掲げる権利を有する。

（一）会員（会員代表）大会に出席し、本会の活動に参加し、本会が提供するサービスを受ける。

（二）選挙権、被選挙権及び議決権。

（三）本会の業務に対する議案提出権、提案権及び監督権。

（四）任意入会と退会の自由。

（五）監督委員会が行った懲戒処分に対して、監督委員会に不服を申し立てる。

第十三条 会員の会費納付基準は、次のとおりとする。

（一）会長は毎年 80000 元の会費を納付する。

- (二) 栄誉会長は毎年 60000 元の会費を納付する。
- (三) 常務副会長（企業）は毎年 30000 元の会費を納付する。
- (四) 常務副会長（機構）は毎年 20000 元の会費を納付する。
- (五) 副会長は毎年 15000 元の会費を納付する。
- (六) 理事機関は毎年会費 8000 元を納付する。
- (七) 一般会員は毎年 2000 元の会費を納付する。

第十四条 会員は、退会した旨を書面で本会に届け出るとともに、会員証を返却しなければならない。会費を 1 年間納入しない会員、または本会の活動に参加しない会員は、自動的に本会を退会したものとみなす。

第十五条 会員が本会の定款を遵守しない場合には、本会は批判、教育を行う。会員に法律法規、行動規則及び本定款に重大な違反行為があった場合、理事会の議決により、懲戒処分を受ける。

注：2021 年 2 月 24 日の協会責任者への電話ヒアリングによれば、日本の現地企業及び中国における合弁企業はいずれも深圳市專利協会（深圳市专利协会）に加入する資格を有するとのことである。

連絡先：深圳市專利協会 電話番号：0755-83242378

2.4.4. 深圳大学 技術移転センター

2.4.4.1 概要 ⁷⁶

2011 年 12 月、深圳大学技術移転センターが設立され、2014 年 2 月、国家科学技術部により第 5 回「国家技術移転模範機構」として認定された。技術移転センターは深圳大学の地理的優位性を背景に、大学の研究開発力、科学技術成果、科学研究プラットフォームなどの科学技術資源を基盤とした科学技術の地域イノベーションシステムを形成しており、各区政府創業サービスセンター、専門インキュベーターを支えとして、財産権取引、ベンチャーキャピタル、仲介サービスなどの市場要素と結びついている。政府、産業、大学、研究、資産、仲介などの多方面の資源を組み合わせ、市場向けの科学技術研究開発、科学技術サービス、成果転化、人材育成、科学技術インキュベーションを一体化した革新プラットフォームを構築し、ワンストップ・ネットワーク化技術移転全過程サービスを提供している。

2.4.4.2 発展

設立以来 3 年間、技術移転センターは、深圳市南山区政府、龍崗区政府、坪山新区、汕尾市政府、深圳市福建省事務所などの機関と南山工業技術研究院、龍崗革新創業センター、汕尾市深大光電科学技術産業孵化園、坪山電気化学動力とエネルギー貯蔵電源産業化基地（坪山电化学动力与储能电源产业化基地）などと枠組み協定を締結している。広東博士科技有限公司深圳分公司、南山科技事務所、南山創業サービスセンター（南山创业服务中心）、深圳君勝特許事務所、深圳市企業科技革新促進会、テンセント等と長期的な協力関係を構築している。20 以上の技術取引活動を組織して、200 社以上の企業にサービスを提供し、30 件以上の特許譲渡を行い、50 件以上の企業の技術ニーズを解決した実績がある。

技術移転センターは自身の地政学的優位性を最大限に発揮し、イノベーションの担い手として「深圳に統合し、特別行政区にサービスを提供し、華南にマッピングする」という

⁷⁶出所：

[2021-01-15].<http://www.csttc.org.cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=10&id=46>

ビジネスカードを完全に構築し、「モデル企業化、人材専門化、サービス一体化」を実現し、深圳市の地方大学の技術移転ブランド機関となっている。

2.4.4.3 組織構造⁷⁷

住所：粤海校区匯元棟 247 室

部門主任：徐艷麗（深圳大学資産経営有限公司総経理）電話番号：0755-26538832 業務全般を担当。

部門副主任：魏興華 電話番号：0755-26536230 「深趨勢」、「智創杯」、「ロードショー大会」などのイノベーション大会の開催とイノベーション検証センターの業務を担当。

周延蕾：電話番号：0755-26539902 特許運営及び譲渡、事務所管理等を担当。

王亜可：電話番号：0755-88650901 大学交流会、科学交流会などの展示会、企業協力などの業務を担当。

項慧平：電話番号：0755-26539930 公式アカウント、メディア広報、公文書などの業務を担当。

2.4.4.4 関連政策

2020 年 12 月、深圳大学は正式に「深圳大学科学技術成果転化弁法」（以下、「弁法」という）を発表した。「弁法」は総則、組織機構及び役割、權益保障、技術移転手続き、所得分配、法的責任及び付則の 7 項を含む 52 条から構成されており、主な内容は以下のとおりである。

（一）所有権の分割又は長期使用について

大学は、職務科学研究成果達成者との間で、科学研究成果の所有権分割を行い、達成者が 85%の所有権を有し、これに相当する費用を分担して所得を得る、または達成者に

⁷⁷出所：「深圳大学技術移転センター（深圳大学技术转化中心）」Wechat 公式アカウント、[2021-01-06]。

Wechat ログイン→友人の追加-公式アカウント-「深圳大学技術移転センター（深圳大学技术转化中心）」検索

10年以上の長期使用権を無償で付与することについて、科学研究成果所有権処分契約を締結することができる。

(二) 離職・在職起業について

教育、科学研究業務などに影響を与えないことを前提に、大学は教育科学研究者が企業及びその他の組織で兼業して科学技術成果の移転活動に従事することを支援し、規定に基づき合法的な報酬を取得することができる。教育科学研究者が離職して起業し、その学術分野に関連する科学技術成果の移転活動に従事することが認められている。大学は革新・起業に従事する科学研究者の法的リスクに対する意識を強化し、法に基づき科学技術成果の移転・移転活動を展開することを支援し、学校と科学研究者の合法的權益を確実に保障している。学校の許可を得ない限り、いかなる者も職務科学技術成果を利用して企業設立などの行為に従事してはならない。

職務科学技術成果達成者が大学の同意を得ずに、大学の科学技術成果を無断で譲渡し、他人に実施を許諾し、自ら又は他人と協力する等の方式で移転させることは、大学の合法的權益を損なう行為に該当し、情状の重大性に応じて、警告教育、通報批判又は行政処分を与える。情状が重大な場合、招聘契約を解除し、法律に違反した場合、法により法的責任を追及する。

(三) 知的財産権管理及び運用基金について

大学は知的財産権管理及び運営基金を設立し、特許ナビゲーション、特許レイアウト、特許運営等の知的財産権管理運営業務及び技術移転専門機構の建設、人材チームの建設等を行い、移転収益、移転促進の良好な循環を形成している。

(四) 非常勤技術移転・知的財産権専門員について

大学は、本組織の科学技術成果の開示、移転可能な成果のマイニング及び追跡サービス等の業務を担当するために、理工科学院、独立研究機構に非常勤技術移転専門員を設置している。非常勤技術移転専門員は移転収益の分配に参加し、成果移転コストに組み入れることができる。主な重点プロジェクトが産業の肝心の技術の研究開発、応用開発

に対して特許ナビゲーション及び特許レイアウトを実施し、プロジェクトの特許出願、特許レイアウト及び知的財産権保護等の業務を担当する非常勤知的財産権専門員を設置することを奨励している。

(五) 社会技術ブローカーの導入について

科学技術成果の普及、商談、産業化等の活動に参加するため、社会技術ブローカー等の第三者機関を導入して大学、プロジェクト責任者、第三者機関の間で三者提携契約書を締結し、取引金額又は評価出資持分の 10%以下の割合で科学技術サービス料を支払い、移転コストに計上される。

(六) 移転形式及び所得分配について

大学の科学技術成果の移転は、ライセンス、譲渡、評価投資又は「持分+現金」の混合の形で実施することができる。「持分+現金」の混合実施方式を採用して移転を行う場合、評価投資が占める株式の 85%は職務科学技術成果達成者に帰属し、残りの 15%は同額の現金で移転対価を行い、大学は持分を保有しない（そのうち 5%を職務科学技術成果達成者の所属に奨励し、5%を技術移転期間の運営経費、5%を大学の統一計画経費とする）。

(七) 移転付加価値の返還について

ライセンス、譲渡や評価投資（混合実施を含む）等の方式を採用して移転を行ったとき、2 年以内に職務科学技術成果が再譲渡又は融資等の方式により付加価値を生じた場合、その付加価値分の収益の 15%は学校に帰属し、職務科学技術成果達成者は現金又は持分方式を採用して大学に返還することができる。

(八) 転換の自己実施について

職務科学技術成果無償長期許諾成果達成者が自ら移転を実施し、又は他人と協力して移転を実施する場合、大学と成果達成者との間で、その使用許諾範囲、役割、許諾取消条件、所有権譲渡時期及び所得分配等の内容を明記している使用許諾契約書を締結する。

(九) 移転報告について

自らまたは他者と共同で移転を実施し、及び評価株式投資により持分を保有した成果達成者は、毎年定期的に大学技術移転機構に年度業務総括及び財務報告書を提出・報告しなければならない。本弁法の施行前に、成果達成者が職務科学技術成果を利用して自ら移転を実施し、又は他人と協力して移転を実施した場合、大学が無償で使用を授権する方式に基づき処理し、直ちに届出を行うことができる。

2.4.5. 南方科技大学 技術移転センター等

2.4.5.1 技術移転センター⁷⁸

一、概要

南方科学技術大学技術移転センター（南方科技大学技术转移中心）は2016年に設立され、科学技術産業の開発と技術成果の移転を促進するための学校の主管部門である。技術移転センターは南科大学の各学部先端技術をベースに、市場のニーズを方向とし、知的財産権と科学技術成果を手がかりとして、産業共通技術の発展を促進し、南科大学の特性を活かした技術移転プラットフォームを構築し、南科大学の先端技術と市場の需給との緊密な連結を推進している。

二、センターの役割

制度構築：産学研関連政策制度の構築。

大学と企業の協力：横断的な協力関係の構築、共同科学技術機関の構築。

大学・地域協力：地方政府との交流・連携、産学研協力の範囲と業績の拡張。

知的財産権の管理及び運営：特許、ソフト著作等の知的財産権の出願、レベル、評価、法律文書の処理及び紛争処理、技術譲渡、許可、株式取得等の形式による大学の知的財産権の移転・転化。

学内企業：教授のテクノロジー企業の設立を支援し、大学を代表してパートナー、投資家等との株式分配、資金調達方法等の商談や契約書の作成を行う。

海外の科学研究成果へのリンク：中国国外の有名な科学研究機関と緊密に提携する。海外の優れた科学研究技術を統合し、南科大学独自の科学研究成果と組み合わせて、完全な技術的ソリューションを形成する。海外から成熟した科学研究技術を導入し、インキュベートする。

⁷⁸出所[2021-03-31]. <https://ttc.sustc.edu.cn/about/department/>

2.4.5.2 国内協力・重要項目事務室⁷⁹

一、概要

南方科技大学国内協力・重要項目事務室（南方科技大学国内合作与重大项目办公室）は、大学の国内協力事務と学校が割り当てたプロジェクト管理を統一的に計画する職能部門である。大学の国内協力事務を統一的に計画し、学校と地域の協力プロジェクトに対して分類管理を実施している。大学が指定したプロジェクトの申告、推進、調整、評価、監督などのサービス管理業務を担当している。

二、部門の役割

- (1) 大学の国内協力、重要な事業に関する管理制度の制定、組織と実施を行う。
- (2) 大学の国内協力事務を統一的に計画し、大学と地域の協力事業に対して分類管理を実行する。学校の割り当て事業のサービス管理などを担当している。
- (3) 大学が割り当てた事業の申告、推進、調整、評価、監督などの業務を担当する。
- (4) 大学の国内協力事業の対外連絡業務を一括管理する。
- (5) 国内協力の実行可能性研究報告書、協力契約書などの関連文書の作成・整理を行う。
- (6) 学校指定事業の実施計画等に関する書類の作成・整理を行う。
- (7) 各級政府及び部門との連絡・調整を担当し、学校の国内協力、学校指定事業の設置や構築等の関連業務を推進する。
- (8) 国内協力事業及び学校指定事業の評価監督業務の評価・監督の調整を行う。
- (9) 国内協力事業や学校指定事業の評価・点検・監督において、高等機関を補佐する。

⁷⁹出所

[2021-01-15].http://zzjg.sustech.edu.cn/department.html?app_alias=95af4033b377cf65f15eaf8566c8c735

2.4.6. まとめ

近年の深圳市政府による知的財産権保護の強化に伴い、深圳市の知的財産権をテーマとする民間団体や協会組織が数多く創設され、活発に活動を行っている。

特に、南山区は深圳市ハイテク産業の集積区として、企業の自主イノベーション能力が際立って高く、自社の核心技術に対する知財保護意識及び知財運用能力も他地域の企業よりも優れているといわれている。これは、南山区知的財産権連盟の存在、そしてこれに多くの著名なイノベーション企業が参加し、理事長企業などにおいて中心的役割を果たしていることから理解できる。同連盟の設立は、南山知的財産権保護センターの設立に次いで、三位一体の統合的知財管理のために設けられた南山区における大きな取り組みの一つであり、政府だけでなく、企業、大学、知財サービス機構が共同で運営する知的財産権保護プラットフォームとして機能している。

また、深圳市知的財産権連合会は、知的財産権の各専門分野の業界リソースを統合し、知財業界の各関係者の力を集めて社会に新しい知的財産権サービスを提供しようとするものであり、全国初の地方における知財の連合組織であるとされる。個人や組織に向けた便利な業務ガイドラインを提供するだけでなく、連合会は知的財産権をテーマにした大規模な普及啓発活動を実施している。2020年には、連合会は「インターネット 5G+」時代の知的財産権保護フォーラムを開催し、2021年1月には、連合会と深圳テレビ局が共同で「海外特許戦創講」という特別番組を制作するなどしている。

深圳市の深圳大学と南方科技大学の2大学には、大学の研究開発力、科学技術成果等の科学技術資源をベースに、知財権取引、ベンチャーキャピタル、仲介サービス等の市場要素で提携し、大学の発展に合致するイノベーションシステムである「大学技術移転センター」を設置している。このうち、深圳大学の技術移転センターの設立は比較的早く、国家技術移転実証機関として表彰されている。また、学校の技術移転を促進するために社会的な力を積極的に活用しており、前後して深圳市南山区政府、龍崗区政府等の政府機関や、南山工業技術研究院等と協力枠組み協定を締結し、その他さまざまな企業やサービス機関と長期的な協力関係を構築している。両大学の技術移転センターはいずれも大学の産学研イノベーション提携を更に強化し、大学の研究開発チームの知的財産権成果の移転、転化

及び産業化プロジェクトインキュベーションを促進するために、知的財産権運営機関、イノベーション企業、政府機構等との提携・連結を非常に重視しており、深圳市には他の都市と比較して大学の数自体は少ないものの、大学の技術成果の保護及び活用においては、先進的な知的財産権保護及び運営意識を有しているといえる。

第三章 深圳創業板等への上場と知的財産権との関係

3.1. 深圳創業板の概要

深圳証券取引所の「創業板」は二板市場とも呼ばれ、メインボードに上場できない中小企業やスタートアップ企業に資金調達や成長スペースを提供することを目的とした証券取引市場を指し、2009年に創設された。中国のスタートアップ向け市場としては、上海証券取引所の「科创板（STAR Market）」（2019年創設）と双璧をなす。

2020年6月12日、証券監督管理委員会は「創業板初公開株式発行登録管理弁法（試行）（创业板首次公开发行股票注册管理办法（试行））」⁸⁰、「創業板上場会社証券発行登録管理弁法（試行）（创业板上市公司证券发行注册管理办法（试行））」⁸¹、「創業板上場会社継続監督管理弁法（試行）（创业板上市公司持续监管办法（试行））」⁸²、「証券発行上場推薦業務管理弁法（证券发行上市保荐业务管理办法）」⁸³を公布し、公布日から施行した。同時に、証券監督管理委員会、深圳証券取引所、中国決済、証券業協会などは関連規則を発表し、証券監督管理委員会による創業板改革と登録制試行の開始を宣言した。

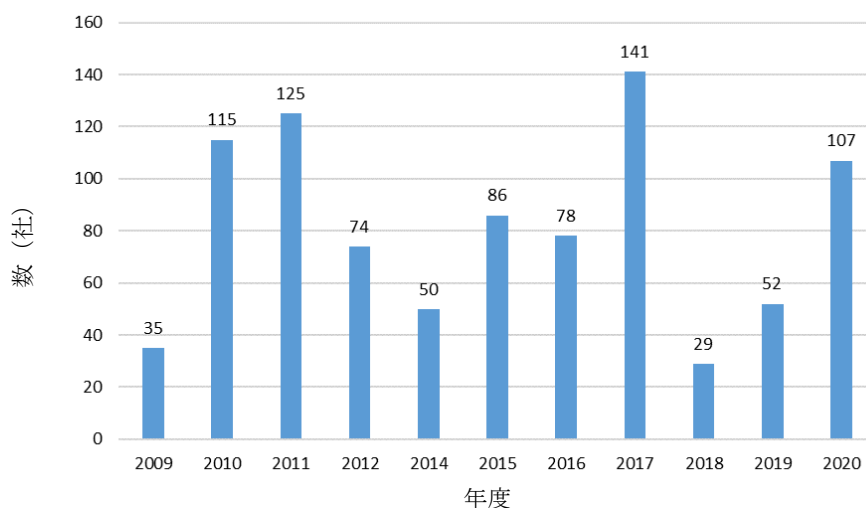


図 3-1 創業板の上場企業数推移

⁸⁰ 出所[2021-03-24].http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5530352.htm

⁸¹ 出所[2021-03-24].http://www.csrc.gov.cn/zjhpublic/zjh/202006/t20200612_378197.htm

⁸² 出所[2021-03-24].http://www.csrc.gov.cn/zjhpublic/zjh/202006/t20200612_378195.htm

⁸³ 出所[2021-03-24].http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/202006/t20200612_378200.htm

2021 年 1 月 1 日現在、A 株創業板に上場した企業は計 892 社であり、このうち承認された上場企業数の経年変化は上の図のようになっており、上場企業数の経年変化には明らかなパターンがないことがわかる。しかし、「登録制」の採用により、2020 年 6 月 24 日から 2020 年 12 月 31 日までのわずか 6 ヶ月間に 542 社を受理し、2020 年 12 月 31 日までに登録発効を完了した企業は 74 社、プロセスを中止した企業は 29 社、プロセスを終了した企業は 23 社（うち撤回 21 社、審査不合格 2 社）となった。



図 3-2 深圳創業板登録制を利用した企業 IPO のフローチャート

創業板の「登録制」とは、創業板を従来の承認制度から登録制度に変更することをいい、つまり証券取引所が上場企業に対して審査を行い、審査に合格した後に証券監督管理委員会が登録を行う。上述のフローチャートから分かるように、企業が深圳創業版に上場するには、上場委員会である深圳証券取引所の審査に合格する必要があるが、2021年1月1日までに、深圳証券取引所にプロセスを終了された企業23社（うち撤回21社、審査不合格2社）という検査結果を得た。深圳証券取引所が既に発行した審査終了決定文書から見ると、その根拠となる法律法規は主に「創業板初公开发行株式登録管理弁法（試行）」（以下、「管理弁法」という）と「深圳証券取引所創業板証券発行上場審査規則（深圳证券交易所创业板上市公司证券发行上市审核规则）⁸⁴」（以下、「審査規則」という）の2つの法律法規文書である。

深圳証券取引所が2020年12月31日までの登録制度以降に発行した全ての終了決定を以下の表に示す。

項番	会社名	情報開示日	適用条項	終了原因
1	深圳市晶台股份有限公司	2020/9/1	審査規則第六十七条	撤回
2	浙江艾能聚光伏科技股份有限公司	2020/9/14	審査規則第六十七条	撤回
3	長沙族興新材料股份有限公司	2020/9/29	審査規則第六十七条	撤回
4	広州立功科技股份有限公司	2020/11/3	審査規則第六十七条	撤回
5	銀河電力集团股份有限公司	2020/11/11	審査規則第六十七条	撤回
6	江蘇網進科技股份有限公司	2020/11/11	管理弁法第六条第十二条 審査規則第十五条第二十八条	創業板上場委員会の審議によると、会社は関連株主間の持分譲渡及びその資金往来と納税状況、実質支配者を認定する理由、実質支配者が保有する貴社の株式の権利帰属が明確であるか否か、文商旅集団が財務投資者としてのみの合理性などを十分かつ正確に開示できていない

⁸⁴ 出所[2021-03-24].http://www.szse.cn/disclosure/notice/general/t20200612_578361.html

7	成都武侯高新技術産業發展股份有限公司	2020/11/12	審査規則第六十七条	撤回
8	三羊馬（重慶）物流股份有限公司	2020/11/14	審査規則第六十七条	撤回
9	上海百金化工集团股份有限公司	2020/11/20	審査規則第六十七条	撤回
10	新中冠智能科技股份有限公司	2020/12/8	審査規則第六十七条	撤回
11	合肥東方節能科技股份有限公司	2020/12/8	審査規則第六十七条	撤回
12	浙江千禧龍織特殊纖維股份有限公司	2020/12/10	審査規則第六十七条	撤回
13	養天和大藥房股份有限公司	2020/12/16	審査規則第六十七条	撤回
14	惠州市浩明科技股份有限公司	2020/12/16	審査規則第六十七条	撤回
15	中星技術股份有限公司	2020/12/16	審査規則第六十七条	撤回
16	太湖金張科技股份有限公司	2020/12/16	審査規則第六十七条	撤回
17	深圳市光祥科技股份有限公司	2020/12/16	審査規則第六十七条	撤回
18	江西江鈴汽車集團改裝車股份有限公司	2020/12/18	審査規則第六十七条	撤回
19	新疆鉢施然智能農機股份有限公司	2020/12/22	審査規則第六十七条	撤回
20	浙江鴻禧能源股份有限公司	2020/12/24	審査規則第六十七条	撤回
21	広東金源照明科技股份有限公司	2020/12/24	審査規則第六十七条	撤回
22	上特展示（厦門）股份有限公司	2020/12/30	審査規則第六十七条	撤回
23	浙江前進暖通科技股份有限公司	2020/12/30	管理弁法第六條第十二條 審査規則第十八條第二十八條	発行者は、単一顧客への依存度が高いために、その将来の継続的な経営能力に重大な不確実性が存在する可能性があるか否か、発行者が直接市場に向かって独立した継続的な経営能力を有するか否かについて十分に説明していない

このうち、自発的撤回終了の根拠となる「深圳証券取引所創業板株式発行上場審査規則」の具体的な内容は以下の通りであり、知的財産に直接関連する記載はない。

第六十七条(不完全展示)：

以下の状況のいずれかに該当する場合、当所は発行上場審査を終了し、発行者及びそのスポンサー（推薦機構）に通知する。

- (一) 発行上場申請書類の内容に重大な欠陥が存在し、投資家の理解及び当所の審査に深刻な影響を与える場合。
- (二) 発行者が上場申請の発行を取り下げ、又はスポンサー（推薦機構）が推薦を取り消す場合。

このうち、審査不合格の根拠となる審査規則の具体的な内容は次の通りである。

第十五条：

上場申請書類の発行内容は真実、正確、完全、簡潔、明瞭でわかりやすいものでなければならない。

第十八条：

発行者が株式の初回発行上場を申請する場合、中国证券监督管理委员会の「登録弁法」が規定する発行条件に合致しなければならない。

第二十八条：

発行者は、義信を守り、法により投資家が価値判断及び投資意思決定を行うために必要な情報を十分に開示し、上場申請文書の発行及び情報開示が真実、正確、完全、簡潔、明瞭かつ理解しやすいものであり、虚偽の記載・誤解を招く陳述又は重大な遺漏があってはならないことを保証しなければならない。

発行者は、業務執行能力、義信記録や市場イメージ等の状況を総合的に考慮し、スポンサー（推薦機構）及び証券サービス機構を慎重に選択しなければならない。

発行者はスポンサー（推薦機構）・証券サービス機構の要求に基づき、法に基づき真実・正確・完全な業務運営・財務会計及びその他資料を提供し、関連機構と協力してデューデリジェンス及びその他の関連業務を展開しなければならない。

一方、上場後については、「深圳証券取引所創業板株式上場規則（2020年12月改訂）（深圳证券交易所创业板股票上市规则（2020年12月修订））」⁸⁵の規則が適用されるところ、この規則には、知的財産に関連して以下の記載がある。

⁸⁵ 出所[2021-03-24].http://www.szse.cn/disclosure/notice/general/t20201231_584051.html

3.2.6 上場企業が、その核心競争力が重大なリスクに直面する以下の状況に遭遇した場合、スポンサー（推薦機構）は、関連事項が企業の核心競争力及び日常の経営に与える影響、並びにその他の非公開の重大なリスクがあるかどうかについて意見を發表し、開示するものとする。

(1) 企業の核心競争力に重大な影響を与える者など、会社のコア技術チームまたは主要な技術者が辞任するか、大幅な変更を受ける。

(2) 企業の主要な商標、特許、ノウハウ、フランチャイズおよびその他の重要な資産または主要な技術ライセンスの有効期限が切れた、重大な紛争、使用制限、またはその他の重大な不利な変更が発生した。

(3) 主要製品、コア技術、主要機器、ビジネスモデルなどが、代替又は淘汰されるリスクに直面する。

(4) 重要な R&D プロジェクトの R&D が失敗、終了、関連部門によって承認されない、又は企業が重要な核心技術プロジェクトの継続的な投資又は管理を放棄した。

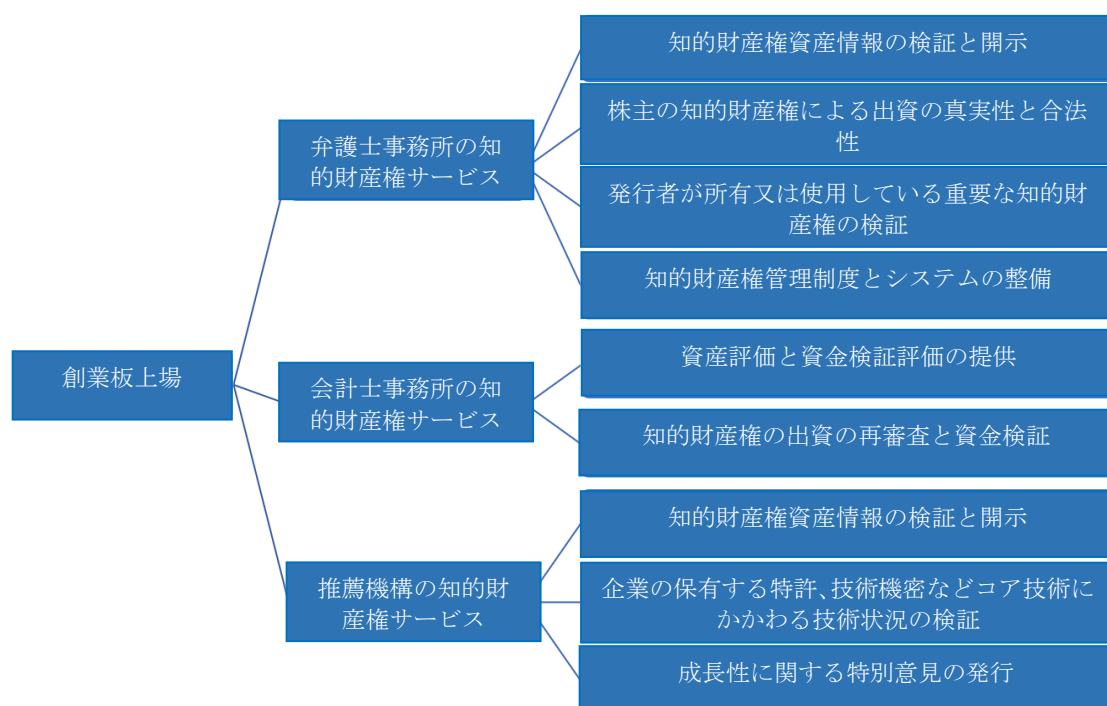
(5) 取引所又はスポンサー（推薦機構）機関が意見を表明すべきであるとするその他の状況。

また、8.2.5 には年度報告等において上記リスクを開示する義務を示している。

登録制移行後の創業板で知財リスクを理由として上場審査に失敗した事例は上記調査の限り見当たらないが、実際には上場（予定）企業の知的財産面の欠陥が問題になるケースは存在している。次の 3.2 項では深圳創業板の上場審査における知財面のポイントを紹介し、3.3 項では、創業板に限らず上海科創板も含めて企業が中国での上場過程において直面する知財問題について事例を交え紹介する。そして、3.4 項では、知的財産の欠陥のある企業がどのように問題に対応し、最終的に登録に成功したのかについての事例を紹介する。

3.2. 創業板上場制度における知的財産権審査のポイント

現状から、企業の上場段階に対して知的財産権評価サービスを提供する機構には、主に法律事務所、資産評価事務所及び上場発行の推薦機構が含まれる。3つのサービス機関による知的財産権の審査内容は、主に次の図のようになっている。最終的には発行者、推薦機構、法律事務所、監査法人の会計士事務所、資産評価機関、資本検証機関から提供された総合的な情報を統合した目論見書に統合され、株式発行時に必要な書類の一つで、証券管理機構の審査、認可を経なければならず、投資家、特に公衆投資家が同社の株式を引き受ける重要な参考にもなる。



本項では、上述の登録成功企業の1つである深圳欧陸通電子股份有限公司（深圳欧陆通电子股份有限公司）の目論見書を分析事例として、知的財産権審査のポイントについて説明する。

3.2.1. ポイントー：知的財産権資産情報の検証と開示

法律事務所及び推薦機関は、「リスク要因」や「財務会計情報の分析」等の部分において、上場予定会社が保有する商標、特許、ノウハウ等の知的財産権の数と構成、権利帰属状況、その他の権利状況などの知的財産権の内容の検証及び開示を含め、上場予定会社のコア技術の状況及びその事業に関連する知的財産権などの重要な資産の状況を十分に開示する目論見書を発行するよう発行者を支援すべきである。

(1) 知的財産権の具体的状況の検証

【事例】「深圳欧陸通電子股份有限公司（深圳欧陆通电子股份有限公司）目論見書」は、第六節第五条第二項の「無形資産状況」において、上場予定企業が保有する商標、特許、ノウハウ等の知的財産権の具体的状況について詳細な表示を行っている（ページ番号 1-1-225～1-1-236）。

「2.登録商標

本目論見書の署名日現在、発行者は次の表（略）に示すように、中国国内で 49 件の登録商標を保有している。

本目論見書の署名日現在、発行者は次の表（略）に示すように、中国本土以外の国または地域において 45 件の登録商標を保有している。

登録番号 4205952 の上記登録商標は、発行者が実質支配者である王合球から無償で譲り受けて取得したものである。

発行者の上述の商標は、いずれも質権設定、保全及びその他の権利制限を設けておらず、他人に使用を許諾していない。

抵当、質権設定又は優先権等の権利欠陥が存在せず、権利帰属紛争及び法的リスクが存在していない。

3.特許状況

本目論見書の署名日現在、会社は以下のとおり（略）、発明専利 5 件を含む 86 件の特許を取得している。

発行者の上述の特許は、いずれも質権設定、保全及びその他の権利制限を設けておらず、他人に使用を許諾していない。そのうち、発明専利の期間は 20 年とし、出願日から起算する。実用新案特許、意匠特許の期間は 10 年とし、出願日から起算する。抵当、質権設定又は優先権等の権利欠陥が存在せず、権利帰属紛争及び法的リスクが存在していない。

4. ソフトウェア著作権

本目論見書の署名日現在、発行者は合計 40 件のコンピュータソフトウェア著作権を保有し、「コンピュータソフトウェア著作権登録証明書」を取得しており、具体的な状況は以下の通りである。

発行者の上述のコンピュータソフトウェア著作権は、いずれも質権設定、保全及びその他の権利制限を設けておらず、他人に使用を許諾していない。抵当、質権設定又は優先権等の権利欠陥が存在せず、権利帰属紛争及び法的リスクが存在していない。」

(2) コア技術の検証

【事例】コア技術状況の検証：「深圳欧陸通電子股份有限公司（深圳欧陆通电子股份有限公司）目論見書」1-1-242～244 ページにおいて、コア技術について詳細な検証を行った。

項番	コア技術名	技術的特徴	先進的な特徴	技術由来	技術的保護
6	トランス伝導テスト装置とシステム	電源が Y コンデンサの欠如でトランスのコモンモード干渉を効果的に制御できない問題を解決し、これにより電源トランスの一致性における評価と改善ができる	結果の精度向上	独自開発	特許保護
7	イノベーション 3PIN ヨーロッパ仕様プラグ構造	接地脚片は直接本体外から座体に取り付けることができ、プラグの製造工程の簡略化を図る	モジュール化組立工程による工程不良率の達成を図る設計	独自開発	特許技術の 秘密保護

8	電源アダプタ及びその静電気放電保護回路	電力結合器の負出力側のパッド走行を増やすことにより、電力結合器を電力破壊から保護することを実現する	既存製造構造内で静電気保護を実現し、コストパフォーマンスが最も高い設計	独自開発	特許保護
9	サージ防止用スイッチング電源およびサージ防止回路	入力電気容量対地間にサージ防止回路を追加し、電源投入サージ電流を低減する作用	回路中の損失を低減するとともに、効果的にサージを防止することができ、業界をリードする設計	独自開発	特許保護
10	落雷防止型電圧回路、駆動電源及び端子	追加の放電回路を端子に接続することで、落雷ショック電圧の電源への影響を回避し、ショック耐性を 15kV にする	製品構造の設計と計算を行い、落雷電圧発生時の電源保護の目的を達成することを目指す設計	独自開発	特許保護

(3) 知的財産権リスクの検証

【事例】「深圳欧陸通電子股份有限公司（深圳欧陆通电子股份有限公司）目論見書」⁸⁶の1-1-34 及び 1-1-35 ページでは、知的財産権リスク及び技術機密漏洩の危険性について検証を行っており、抜粋内容は次の通りである。

「（一）知的財産権リスク

同社が設立以来、独自に研究開発して取得した多くのコア技術は、同社の事業展開にとって重要な意義を持っている。同社は特許やソフトウェア著作権等を出願することで自社技術に対して知財保護を行っており、これらの知財権は会社の将来の発展にとって重要な意義があるが、競合他社による模倣や盗用等により、重要な技術が侵害されるリスクが依然として存在している。一方、同社は一貫して独自の知財権の研究開発を重視しているが、競合他社又はその他のステークホルダーが悪意のある訴訟戦略を採用し、同社の正常な事業展開を阻害するリスクが依然として存在している。

⁸⁶詳細は「深圳欧陸通電子股份有限公司（深圳欧陆通电子股份有限公司）目論見書」を参照。

（二）技術機密漏洩のリスク

同社が継続的な蓄積により、複数の非特許技術及びノウハウを形成しており、それは企業の発展にとって重要な意義を持っている。同社が制定した関連技術秘密保持制度、従業員と締結した「秘密保持契約」等は技術漏洩問題を完全に防止することができず、将来的に従業員の関連する制度・契約違反、従業員の離職等の要素による非特許技術及び技術秘密漏洩のリスクを排除することができない。」

3.2.2. ポイント二：株主の知的財産権による出資状況の検証

発行者の持分沿革の歴史上、知的財産権を出資とする状況がかつて存在した場合には、出資された知的財産権の出所及び権利帰属状況、知的財産権の価値評価、出資の虚偽表示の有無などを含め、当該出資の真実性、合法性等の問題について弁護士はさらに検証を行い、明確な検証意見を発表する必要がある。

「会社法」及び「工商登記管理条例」の関連規定によると、会社が知的財産権等の非貨幣資産で出資する場合には、資産評価士事務所の評価士を招聘して出資知的財産権の価値を評価し、会計士事務所が出資検証を行わなければならない。上場しようとする会社が有限責任会社である場合には、株式会社への「全体的な変更」を行わなければならない。この過程においても同様に有限会社の純資産に対する評価及び資本検証を行う必要もあり、そうでない場合には株式会社への変更の工商登記を行うことができない。したがって、上場又は再編、合併買収を問わず、知的財産権に対する評価は、いずれも評価士事務所が提供する主な知的財産権評価サービスである。

上場予定会社の持分沿革の歴史上、知的財産権出資の状況が存在し、かつ出資比率が比較的高い場合には、実際には、当時の知的財産権の増資価値が過大評価されるなど、出資が虚偽である状況の有無を見極めるために、会計事務所が出資資産の価値を再検討し、出資検証を行う必要があることが多い。知的財産権の評価方法として最も一般的なのは「収益現在価値法（インカム・アプローチ）」であり、この評価方法の根拠は、当該知的財産権が使用された後に収益が企業に流入する可能性があることと仮定することにより、知的財産権が実際に収益を生み出す方式を事後的に確認することによって、当時の評価報告書に採用された方法及びその運用が正確かつ適切であるか否かを判断することができる。

なお、欧陸通の事例では、知的財産権を出資とする状況は確認されていない。

3.2.3. ポイント三：発行者（企業）に関連する重要な知財紛争の検証

法律事務所は、上場しようとする企業、つまり発行者が所有又は使用している重要な知的財産権について、その使用に重大な悪影響を及ぼすような訴訟その他の紛争等が発生していないか、また、企業の継続的な収益性に影響を及ぼす状況がないかを検証する。

一般的に、目論見書の「その他重要事項」には、訴訟及び仲裁事項を詳細に開示する必要があると記載しているが、欧陸通の目論見書では、知的財産権をめぐる訴訟その他の紛争問題は開示されていない。

3.2.4. ポイント四：成長性に関する特別意見の発行

推薦機関は上場予定会社の成長性に関する特別意見を推薦書発行の別紙として発行して、監督管理部門に提出しなければならない。現在の推薦機関の分析パターンから見ると、主に会社が置かれている業界の展望、会社の収益モデル及び業界競争におけるコア技術の優位性、並びに会社のイノベーション能力及び既存の知的財産権状況等に焦点を当てて分析している。

3.2.5. ポイント五：知的財産権管理制度及びシステムの構築状況

創業板上場企業が直面する知的財産権問題が日増しに顕在化し、上場予定企業の知的財産権評価サービスに対する需要が増大することに伴い、法律事務所も上場予定企業に提供する知的財産権評価サービスの種類を絶えず深化させ、革新している。多くの法律事務所は、企業の知的財産権デューデリジェンス、知的財産権の指導や知的財産権侵害分析等のサービスを、上場予定企業の指導改革段階においてターゲットを絞って行い、企業が知的財産権計画を制定するのを支援している。株主の利益を保護するという考え方に基づいて、知的財産権管理制度及びシステム構築状況の重要性は必ず徐々に高まっていくと考えられる。

3.3. 企業が上場過程において直面する知的財産権問題⁸⁷

本項では、IPO プロセス（創業板に限定されない）において企業が直面しなければならない知的財産権問題に焦点を当てる。

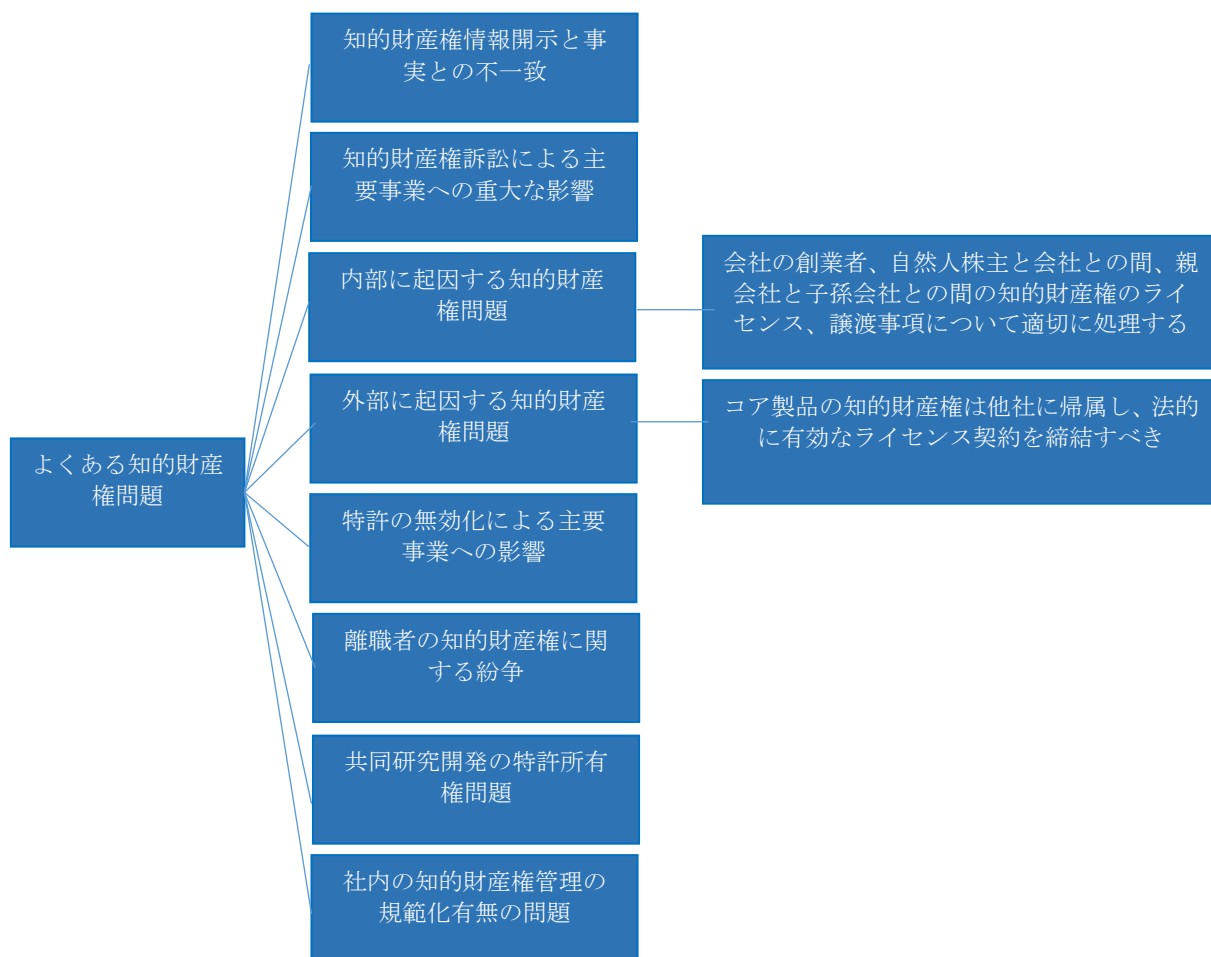


図 3-2-1 知的財産権問題の概要

3.3.1. 知的財産権情報開示と事実との不一致

【事例】2010 年、蘇州恒久光電（苏州恒久光电）は創業板で会議を終えた後、目論見書及び申告文書において開示された 5 件の特許全て及び 2 件の特許出願中の法的状態が事実と一致しないことが明らかになった。目論見書には、会社が 5 件の特許を保有していることを明記しているが、事実状況は、これらの特許のうち、1 件の実用新案特許及び 4 件

⁸⁷参照の出所[2021-02-01].<https://www.douban.com/note/656636101/>

の意匠特許はいずれも年会費未納により権利が終了していることである。その会社はその年に上場廃止となった。

上場プロセスにおいて、審査部門は発行者に法に基づき情報を開示するよう要求し、かつその情報は真実、正確、完全でなければならない。

3.3.2. 知的財産権訴訟による主要事業への重大な影響

【事例】2011年、喬丹体育（乔丹体育）は、メインボードへの上場を申請し、目論見書で「喬丹」、「QIAODAN」の商標状況を詳細に紹介し、ナイキ社傘下のjordanとの違いに言及した。発行審査委員会の会議後、2012年3月に上場する予定だった。2012年2月23日、米国のバスケットボールスターのマイケル・ジョーダンが同社の商標権侵害を訴え、商標の抹消を申請した。その後、何年も経って、最高院は中国語の商標「喬丹」が侵害しているから取り消すべき、同社は「QIAODAN」しか留保できないと判定した。現在、同社は上場していない。

3.3.3. 内部に起因する知的財産権問題

【事例】2007年、江西天施康公司（江西天施康公司）は上場申請を行った。同社の主力製品は「康恩貝」ブランドの腸炎靈錠である。しかし、商標「康恩貝」は株主の康恩貝グループが間接的に持株する康恩貝医薬販売公司（康恩贝医药销售公司）の所有に帰属し、両者の間には比較的大きな関連関係及び依存関係が存在している。同年に上場申請が却下された。

会社の創業者、株主、親会社と子会社・孫会社との間の知的財産権が当たり前のようになされていることが多く、社内処理の非規範化を招く。会社の創業者、自然人株主と会社との間、親会社と子孫会社との間の知的財産権のライセンス、譲渡に関する事項について、コンプライアンスの角度から適切に処理することを提案する。法律法規に基づき、プロセスに従い、関連契約を締結し、各業務を処理する。

3.3.4. 外部に起因する知的財産権問題

【事例】2016年、吉林省西点薬業公司（吉林省西点药业公司）が上場申請を行い、そのコア技術製品は「益源生」と「可同」である。その目論見書では、西点公司の「可同」商標及び特許技術を、「万全系」社からライセンスにより無償で取得していて、かつ「万全系」社は相応の無償使用確認書を発行していることが開示されている。発行審査委員会は、西点薬業に対し、その独占的、無償で使用を許諾する原因及び合理性、法的に有効な商標及び特許使用許諾契約を締結しなかった理由を説明するよう要求した。コア製品の知的財産権は他社に帰属し、法的に有効なライセンス契約が締結されていなかったため、大きな経営リスクをもたらす可能性があり、最終的に会社の上場が拒否された。

会社のコア製品の知的財産権の発生源は安定で信頼性があり、外部からの知的財産権については、市場経済における通常の商業ソリューションを利用して、法律法規に準拠し、適時に有効な協定を締結して拘束されなければならない。

3.3.5. 特許の無効化による主要事業への影響

【事例】南京全信伝輸公司（南京全信传输公司）は公開上場を出願した際に、発行審査委員会のフィードバック意見を受け、その特許の無効化宣告がその主要事業の展開に影響するか否かについて、担当者に説明を求めた。

無効化された特許が主要事業に関連するか否かを評価し、関連していない場合は、合理的に説明し、関連する場合には、主要事業への影響を軽減するための解決策を提案・実施し、当社の正常な経営に悪影響を与えず、当社の発行・上場の障害となるものではないことを示すことになる。なお、一般的には、無効審判請求された企業の特許は、その企業のコア特許に該当する。

3.3.6. 離職者の知的財産権に関する紛争

【事例】湖北泰晶電子公司（湖北泰晶电子公司）とその数人の離職者が、特許技術、営業秘密をめぐる複数の訴訟仲裁事項にかかわっており、発行審査委員会は湖北泰晶電子公司（湖北泰晶电子公司）に対し、上記事件の現状、悪影響の有無、関連情報の開示及びリスク開示が十分であるか否かを説明するよう求めた。

【事例】深圳市英維克公司（深圳市英维克公司）は公開上場を申請する際に、発行審査委員会からフィードバック意見を受け取った。発行審査委員会は、深圳市英維克公司（深圳市英维克公司）の10名近くの取締役、監査役、上位管理職及び中核技術者がいずれも愛默生網絡能源公司（爱默生网络能源公司）の業務経験があり、複数の特許所有権及び特許侵害訴訟にかかわっていると指摘した。

ここでは2種類の紛争にかかわり、1つは発行者とその離職者との間の紛争であり、この事例の注目点は係争特許の発明者が記載されているとおりの真の発明者であるかどうかであり、離職者は係争特許の真の発明者であると主張しているが、発明者欄には反映されていない。本件については、様々な処理案があるとはいえ、軽視すべきではなく、会社の日常的な知的財産権管理業務において、重要な技術及びコア特許を効果的に管理し、フロントエンドで解決できるものはバックエンドに入ることを避けるべきである。これらの作業モデルは今では非常に成熟した形で運用されている。

もう一つの紛争は、発行者会社を設立したり加入したりした離職者と離職者の前の勤め先との間の紛争である。従業員が離職して1年以内に行った発明のうち、前の勤め先で担当した本職業務に関連する発明創造の所有権、当該発明創造に対応する製品が発行者の現在の主力製品であるか否か、離職者の競業禁止問題に注意する。

3.3.7. 共同研究開発の特許所有権問題

【事例】上海克来機電公司（上海克来机电公司）は、公開上場を申請する際、上海大学と共同で6件の発明専利を出願し、共同で共有した理由及びその合理性、適法なコンプラ

イアンス性、これらの技術が上海大学の研究開発成果に由来するかどうか、関連技術協力協定及び関連特許の出願、共有及び使用に関する合意状況が存在するか否か、上海大学が関連法律法規及び規範性文書の規定に基づき発行者に関連発明専利の使用及び処置を無償で許諾する権利を有しているかどうか、特許所有権をめぐる紛争の有無を説明するよう求め、発行審査委員会からフィードバックを受けた。

研究成果の共有は多くの企業でよく見られるものであり、このような状況は一般的に、発行審査委員会が発行者の資産の完全性と事業の独立性に疑問を抱くきっかけとなる。

3.3.8. 社内の知的財産権管理の規範化有無の問題

【事例】 合誠工程諮問公司（合誠工程咨询公司）の発行者がその保有する商標及び特許を効果的に管理するための具体的な規則及び内部統制システム、並びに上述の特許、商標の有効期間、現時点での法律状態、抹消や終了等の異常な状況の有無、知的財産権紛争及び潜在的紛争の有無を逐一説明する。

内部統制システムに関する問い合わせについては、複数の事例が見られる。監督管理者は、リスク管理レベルを高め、最終的に投資者の正当な権利と利益を保護するために、健全な内部統制システムを確立することを発行者に求めている。したがって、内部統制システムの確立においては、知的財産権制度の確立及び整備に留意する。

3.3.9. 知的財産権の欠陥により IPO が阻止された企業リスト

会社名	所属区分	阻止事件名	年度
張小泉股份有限公司	深圳創業板	商標所有権の問題	2020
安徽巨一科技股份有限公司	上海科創板	商標の無効宣告	2020
大漢科技	深圳創業板	コア特許の欠陥（共有発明）	2020
康智樂思公司	深圳創業板	主要商標の無効宣告	2017
檸檬微趣公司	深圳創業板	商標登録の失敗	2017
西子知能公司	上海証取主板	商標登録の失敗	2017
永安行公司	上海証取主板	特許侵害	2017
聚利科技公司	深圳中小板	特許侵害	2017

華魯恒昇	上海証取主板	その商業的秘蔵の使用を理由とする起訴	2017
閱文集団	香港証取	著作権関連訴訟	2017
上海克来機電自動化工程股份有限公司	上海証取主板	特許所有権の問題	2017
中清龍（友利ホールディングス）	深圳証取主板	商標権侵害、著作権侵害	2015
億童文教公司	深圳創業板	2年以内の集中特許出願	2015
合誠工程諮問股份有限公司	上海証取主板	知的財産権管理	2015
康弘薬業公司	深圳中小板	特許侵害	2014
上海飛科電器	上海証取主板	特許侵害	2014
地爾漢宇公司	深圳創業板	特許侵害	2013
凱立德公司	深圳創業板	著作権関連訴訟	2012
瑞創網絡公司	深圳創業板	著作権関連訴訟	2012
喬丹体育公司	上海証取主板	商標無効宣告	2011
星網銳捷公司	深圳中小板	特許の法的状態の不実な開示	2010
恒久光電公司	深圳中小板	特許の法的状態の不実な開示	2010
金運激光公司	深圳創業板	特許侵害	2010
新大新材料公司	深圳創業板	特許侵害	2010
天施康有限公司	深圳証取主板	関係者に依存した商標の使用	2007
小肥羊公司	香港証取	商標紛争	2003
恒生電子公司	上海証取主板	商標紛争	2003

3.4. 深圳の創業板における知的財産権の欠陥のある事例の説明及び分析

2021年01月01日現在、深圳創業板登録システムに登録された計74社が有効となり、大まかな統計によると、このうち、寧波大葉園林設備股份有限公司（宁波大叶园林设备股份有限公司）、国安達股份有限公司（国安达股份有限公司）、新郷市瑞豊新材料股份有限公司（新乡市瑞丰新材料股份有限公司）、康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司（康泰医学系统（秦皇島）股份有限公司）、安克創新科技股份有限公司（安克创新科技股份有限公司）の5社が知的財産権訴訟にかかわっている。そのうち、国安達股份有限公司（国安达股份有限公司）、新郷市瑞豊新材料股份有限公司（新乡市瑞丰新材料股份有限公司）は特許権者であり、訴訟の原告である。一方、寧波大葉園林設備股份有限公司（宁波大叶园林设备股份有限公司）、康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司（康泰医学系统（秦皇島）股

份有限公司)、安克創新科技股份有限公司(安克创新科技股份有限公司)は他人の知的財産権を侵害した疑いがあり、一定の知的財産権の欠陥を構成する。

発行者	出願番号/開示番号	特許出願名	発行者の身分
寧波大葉園林設備股份有限公司(宁波大叶园林设备股份有限公司)	CN201510660396.7	遠心力角カーボンブラシプラグ及び対数ソレノイドカードホルダー付きモータを備えた除雪機	原告
	CN201510660313.4	複数の遠心力角カーボンブラシプラグ及び対数ソレノイドカードホルダー付きモータを備えた除雪機	原告
	CN201510520770.3	フラットバーを角度歯車で回転させて前部一輪を上昇させる刈取ヘッドを有する三輪草刈機	原告
	CN201410773735.8	ガス燃料タンク付き改良型エンジンを備えたロータリ耕耘装置及びタンク押出方法	原告
	CN201410298184.4	電池を保護するための冷却シースを含むリチウム電気チェーンソー	原告
	CN201210329675.1	芝刈り機	被告
国安達股份有限公司(国安达股份有限公司)	CN203447674U	車両用二重吹出口自動消火装置	原告
	CN202185099U	二重駆動多吹出口管網用自動消火装置	原告
新郷市瑞豊新材料股份有限公司(新乡市瑞丰新材料股份有限公司)	CN1939951A	アラルキル置換ヒドロキシン安息香酸樹脂多価金属塩の調製方法	原告
	CN1200378A	変性フェノール樹脂とカルボン酸金属塩とのグラフト共重合体	原告
康泰医学系統(秦皇島)股份有限公司(康泰医学系统(秦皇島)股份有限公司)	CN201430140902.6	超音波ドップラー胎児心拍計	原告
	U.S. Patent No.8,639,308	“FINGERTIP OXIMETER AND A METHOD FOR OBSERVING A MEASUREMENT RESULT THEREON	被告

	CN200610089152.9	指挟み式酸素計の測定データ閲覧方法及び指挟み式酸素計	被告
	CN201120276369.7	「ポータブル」尿分析装置	被告
安克創新科技股份有限公司 (安克创新科技股份有限公司)	安壳 Anker (14613657 号)、 ANKER (22027712 A 号)	なし	原告
	RE47,031 RE47,713	Power converter with demand pulse isolation	被告
	6803606、 7012277、7301176	Light emitting device and manufacturing method thereof, Semiconductor light emitting device and Semiconductor light emitting device and fabrication method thereof	被告
	US 6435686	バックライト照明装置用導光板及びバックライト照明装置	被告
	JP6125008B2	加熱エアロゾル発生装置及び性状整合エアロゾル発生方法	被告

【事例】寧波大葉園林設備股份有限公司 (宁波大叶园林设备股份有限公司) の目論見書⁸⁸に開示された具体的な事件を抜粋すると、以下のとおりである。

1、特許訴訟紛争の具体的状況

2019 年 1 月、2019 年 2 月、2019 年 4 月、蘇州宝時得電動工具有限公司 (苏州宝时得电动工具有限公司) は、発明の特許権をめぐる紛争を理由に、発行者を被告として浙江省寧波市中級人民法院 (浙江省宁波市中级人民法院) に民事訴訟を提起し、事件番号はそれぞれ (2019) 浙 02 民初 132 号、(2019) 浙 02 民初 223 号、(2019) 浙 02 知民初 22 号となった。蘇州宝時得電動工具有限公司 (苏州宝时得电动工具有限公司) は、発行者が輸出を申告した「芝刈り機」製品の一部に権利侵害の疑いがあると考え、(1) 直ちに権利侵害

⁸⁸詳細は第三章の「寧波大葉園林設備股份有限公司 (宁波大叶园林设备股份有限公司) の目論見書」による。

を停止するよう大葉股份に判決・命令する。(2) 権利侵害製品及び権利侵害製品の製造に利用された専用金型を廃棄するよう大葉股份に判決・命令する。(3) 経済的損失としてそれぞれ 100 万元、150 万元、50 万元を賠償するよう大葉股份に判決・命令する。上述の事件は浙江省寧波市中級人民法院（浙江省宁波市中级人民法院）により受理された。

2019 年 5 月、蘇州宝時得電動工具有限公司（苏州宝时得电动工具有限公司）は、浙江省寧波市中級人民法院（浙江省宁波市中级人民法院）に（2019）浙 02 知民初 22 号、（2019）浙 02 民初 132 号の 2 件の撤回申請を提出し、浙江省寧波市中級人民法院（浙江省宁波市中级人民法院）は「民事裁定書」を発行し、撤回を認めた。

2019 年 11 月 11 日、浙江省寧波市中級人民法院（浙江省宁波市中级人民法院）は、番号（2019）浙 02 民初 223 号の「民事判決書」を発行し、蘇州宝時得電動工具有限公司（苏州宝时得电动工具有限公司）の訴訟請求を棄却する判決を下した。2019 年 11 月 28 日、蘇州宝時得電動工具有限公司（苏州宝时得电动工具有限公司）は高級人民法院（高级人民法院）に上訴した。

本目論見書の署名日現在、発行者は第二審裁判所から開廷通知を受けていない。

この訴訟状況について、発行者である寧波大葉園林設備股份有限公司（宁波大叶园林设备股份有限公司）は次のように承諾している。

2、上記の訴訟は、以下の理由により、会社の経営に重大な悪影響を及ぼさない。

(1) 2019 年 2 月以降、発行者は既に代替技術案を採用しており、当該代替技術について特許保護を出願しており、係争技術を使用する製品の製造・販売を行わなくなった。

(2) 権利侵害訴訟の対象となる製品は、発行者の改造前の芝刈りロボット製品であり、当該製品の生産量は比較的少なく、報告期間内の関連製品の売上高が各期間の営業収入に占める割合は約 0%、0.17%、1.41%で比較的低い。

(3) 浙江省寧波市中級人民法院（浙江省宁波市中级人民法院）は、権利侵害訴訟の対象となる技術案が原告の係争特許権の保護範囲に該当しないと認定し、原告である蘇州宝時得電動工具有限公司（苏州宝时得电动工具有限公司）の訴訟請求を棄却する「民事判決書」を発行した。

(4) 発行者の事実支配者である葉曉波、ANGELICAPGHU は、事件番号 (2019) 浙 02 民初 223 号の特許訴訟紛争の判決結果を執行するために、当社がいかなる賠償金、関連訴訟費用も支払う必要がある場合、又は上述の訴訟により会社の生産、経営が損失を被った場合、上述の費用により会社及び会社の将来上場後の一般株主がいかなる損失も被らないように、当該訴訟紛争により当社が被った賠償金、訴訟費用及び生産、経営損失を負担することを約束する。

以上、寧波大葉園林設備股份有限公司（宁波大叶园林设备股份有限公司）は、知的財産権の面で欠陥があるにもかかわらず、当該訴訟が発行者の経営に重大な悪影響を及ぼさず、会社の経営に重大な悪影響を及ぼさない具体的な理由を記載することによって、この欠陥を補填することができ、その理由が合理的で有効であることが予想される場合には、最終的に登録が成功することを許可することができる。

【事例】康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司（康泰医学系统（秦皇島）股份有限公司）の目論見書⁸⁹に開示された具体的な事件を抜粋すると、以下のとおりである。

康泰の目論見書の第 11 項第 3 条では、発行者は自身がかかわる中大訴訟又は仲裁事項を開示しており、これには原告が発行者であり、発行者が自身の合法的權益を保護するために自発的に提起した訴訟又は仲裁も含まれている。発行者を被告とし、他人の知的財産権侵害が疑われる訴訟も含まれる。

2018 年 1 月 31 日、北京超思は、被告（会社及び会社の子会社である米国康泰）が米国で出願した特許「*FINGERTIP OXIMETER AND A METHOD FOR OBSERVING A MEASUREMENT RESULT THEREON*」（*U.S. Patent No. 8,639,308*）を侵害しているとして、米国イリノイ州北部地区連邦地方裁判所（美国伊利诺伊北区联邦地区法院）に訴訟を提起した。

⁸⁹詳細は第三章の「康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司（康泰医学系统（秦皇島）股份有限公司）の目論見書」による。

2018年4月11日、北京超思は北京知的財産権法院（北京知識産権法院）に、被告が自身の特許「指挟み式酸素計の測定データ閲覧方法及び指挟み式酸素計」（特許第200610089152.9号）を侵害したとして、訴訟を提起した。

発行者は、上記の不利な訴訟について、次の2つの側面から説明している。

第一に、同社製品のコア技術に係わず、係争製品の売上高が同社の主要業務収入に占める割合が比較的小さく、同社の経営業務に重大な不利な影響を及ぼすことはないと考えられる。

第二に、発行者は、同社及び子会社である米国康泰に対する北京超思の特許侵害の根拠が、以下の理由から十分ではないと考えられる。第一に、308特許出願日前に、同社は既に係争で訴えられ、又は言及された製品と採用された技術案と同一の製品を市場に出している。第二に、北京超思の米国における308特許は、その技術案が比較的簡単であり、その関連技術が日本で特許出願されて反駁されたことがある。第三に、北京超思が中国国内で訴えた308技術に関連する特許「指挟み式酸素計の測定データ閲覧方法及び指挟み式酸素計」（特許第2006100891529号）侵害事件は既に自発的に訴訟を取り下げており、特許再審査委員会（專利復審委員會）は2018年8月29日に、当該特許に進歩性がないため無効と認定した。

以上、発行者が不利な訴訟に対応する場合、不利な訴訟は会社製品のコア技術に係わず、訴訟に係わる製品の売上高が主要業務収入に占める割合が比較的小さいことは重要な弁解の考え方である。発行者が特許侵害訴訟に対応するために講じた、係争特許の無効化などの効果的な対応措置も、発行者が既に訴訟情勢を把握しており、当該訴訟が発行者の経営活動に重大な影響を与えないことをコントロールする能力があることの証拠でもある。

【事例】安克創新科技股份有限公司（安克创新科技股份有限公司）の目論見書⁹⁰に開示された具体的な事件名を抜粋すると、以下のとおりである。

⁹⁰詳細は第三章の「安克創新科技股份有限公司（安克创新科技股份有限公司）」の目論見書」による。

Cognipower LLCは2019年12月、関連製品が同社の保有する特許番号RE47, 031及びRE47, 713の特許を侵害したとして、Fantasia及びAnkerHKをデラウェア州連邦地方裁判所（特拉华州联邦地区法院）に提訴し、（1）前記会社が自社の係争特許を侵害したことの確認、（2）利息、費用などを含む関連損害の賠償、（3）将来のロイヤリティの支払い又は製品の禁止、（4）その他の救済など、の判決命令を求めた。

2020年3月、LedComm LLCは、関連する電球類製品が自社の保有する特許番号6803606、7012277及び7301176の特許を侵害したとして、米国連邦地方裁判所カリフォルニア州中心区裁判所（美国联邦地区法院加利福尼亚州中心区法院）にAnker H Ring及びFantasiaを提訴し、被告らが同社の特許の少なくとも1つを侵害していること、関連する損害を賠償すること及び、合理的な弁護士費用及び関連費用等の支払いを求めた（以下「TLedComm特許訴訟」という）。本目論見書の署名日現在、TLedComm訴訟はまだ審理中。

2019年12月、Kamino LLCは、Anker HKに対し、同社の特許第US6435686号を当該製品が侵害しているとして、米国連邦地方裁判所テキサス州西部地区WACO支部（美国联邦地区法院德克萨斯州西部地区WACO分部）において、被告が特許権侵害に該当し、侵害に対する損害賠償、弁護士費用等を求める訴訟を提起した（以下、「Kamino訴訟」という）。AnkerHKは2020年4月に国際送達異議申立を放棄した。本目論見書の署名日現在、Kamino訴訟はまだ審理中。

2019年12月19日、日本の裁判所は、Jouz Japan およびAnker Japanの日本への電子タバコ関連製品の輸入、販売及び移転を禁止する仮処分請求として、事件番号

「Heisei30-ya-#22123」の判決を下した。その後、Philip Morris Products S.A（以下「PMT」という）は、Jouz Japan及びAnker JapanがJP6125008B2の特許権を侵害したとして、日本東京地方裁判所知的財産部（日本东京地方法院知识产权部）に差止請求訴訟（第4332号事件）及び侵害損害賠償請求訴訟（第4331号事件）を同時に提起し、電子タバコ製品に対する差止請求及びJouz Japan及びAnker Japanに36,928,152円の損害賠償及び訴訟費用の負担を請求した（以下「PMT訴訟」という）。本目論見書の署名日現在、PT訴訟はまだ審理中。

4 件の不利な訴訟の上訴に対する安克創新科技股份有限公司（安克创新科技股份有限公司）の弁解は、主に次の通りである。

1. 訴訟関連製品の収益に占める割合が比較的小さい。

2. 「Cognipower LLC 訴訟」では、責任はサプライヤーが負担すると発行者が述べていたこと、「PMT 訴訟事件」では、被告の 1 人である Jouz Japan は既に発行者の子会社でなくなり、上記の事業は既に発行者から売却されており、発行者はその後関連業務に従事しないことなど、訴訟で敗訴した場合でも、他人が賠償責任を負担することになる。従って、Jouz Japan が関連訴訟で敗訴したとしても、発行者の現在の生産経営に不利な影響を与えることはなく、発行者は Jouz Japan が負うべき責任を負う必要はない。

前述のように、寧波大葉園林設備股份有限公司（宁波大叶园林设备股份有限公司）、康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司（康泰医学系统（秦皇島）股份有限公司）、安克創新科技股份有限公司（安克创新科技股份有限公司）は、いずれも他人の知的財産権を侵害した疑いがあり、異なる程度の知的財産権の欠陥を構成しているが、合理的かつ効果的な弁解を経ることができれば、最終的に登録の承認を得ることは可能である。

3.5. まとめ

1、上場段階で企業に知的財産権評価サービスを提供している機構は、主に法律事務所、資産評価事務所及び上場発行の推薦機構を含み、三者の評価内容を合わせて、創業板上場の知的財産権審査ポイントを以下のように整理している。

- (1) 知的財産権資産情報の検証と開示
- (2) 知的財産権による株主出資状況の検証
- (3) 発行者が所有又は使用する重要な知的財産権をめぐる訴訟又はその他の紛争の有無
検証
- (4) 成長性特別意見書の発行
- (5) 知的財産権管理制度及びシステムの構築状況

2、企業が IPO プロセス（創業板に限定されない）で直面しなければならない知的財産権の問題は次の通りである。

- (1) 知的財産権情報と事実との不一致の判明
- (2) 知的財産権訴訟による主要事業への重大な影響
- (3) 内部に起因する知的財産権問題（親子会社間の知的財産権許諾問題など）
- (4) 外部に起因する知的財産権問題（主力製品の知的財産権が他社に帰属など）
- (5) 特許の無効化による主要事業への影響
- (6) 離職者（特に高位役職者）の知的財産権紛争
- (7) 共同研究開発の特許所有権問題
- (8) 社内の知的財産権管理の規範化有無の問題

3、既に深圳創業板登録制で上場している企業が遭遇した訴訟の実例及びその対応方法

3.4 項では、他人の知的財産権の侵害や知的財産権の欠陥が疑われたにもかかわらず、登録に成功した寧波大葉園林設備股份有限公司、康泰医学系統（秦皇島）股份有限公司、安克創新科技股份有限公司の実例について具体的に検討しているが、三者の弁解の考え方のポイントは次の通りである。

- (1) 不利な訴訟は、会社製品のコア技術に係わらず、訴訟製品の売上高が主要営業業務収入に占める割合が小さいこと。
- (2) 発行者が特許侵害訴訟に対応するために効果的な対応措置を講じており、かつ、当該訴訟が発行者の事業活動に重大な影響を与えないように制御する能力を有していること。
- (3) 敗訴した場合でも、第三者（サプライヤー、販売店など）が責任を負うことになる。

4、提案：円滑な IPO プロセスを保証するために、企業は 2 ステップを考慮する。

ステップ 1：IPO の事前知的財産権デューデリジェンスの予防対策をしっかりと行う。⁹¹

- 上場会社・機構の独立性と資産の完全性を有し、その権利は他人に支配されず、権利の不確実性がないことを保証する。
- 上場をしようとする企業は知的財産権リスクの自己調査と認証を行い、ありのままに開示しなければならない。
- 企業は事前の知的財産権デューデリジェンスにおいて、できるだけ自分に重大な債務返済リスク、持続的な経営に影響する担保、訴訟及び仲裁などの重大なリスクが存在しないことを保証して、目論見書と実際の状況との間で完全かつ一貫した情報開示を行うように努めるべきである。

ステップ 2：紛争発生後の積極的な法的対応

- IPO 証券監督管理委員会の会議の時、証券監督管理委員会から問い合わせ説明の要求を受けた場合には、問い合わせの前あるいは問い合わせの後にプロの知的財産権弁護士に「プロの権利非侵害・リスクコントロール型」の法律意見を発行するよう委託する。

⁹¹出所：

[2021-01-15].<https://www.kwm.com/zh/cn/knowledge/insights/ipos-couldn-t-afford-to-ignore-ip-issues-20180104>

- 権利侵害や訴訟の脅迫を受けた場合には、早期に自発的に権利を保護し、積極的に訴訟に対応し、できるだけ早く権利侵害の可能性分析を行い、受動的に待つのではなく、できるだけ早く自発的に対応することを検討しなければならない。

第四章 総括

(1) 深圳の知的財産権の発展現状

この 40 年間で、深圳は人口 3 万人の無名の海辺の小都市から、一人当たり GDP が全国第 1 位の中国を代表する都市になった。現在、深圳の研究開発投資が GDP に占める割合は 4.93%に達し、国家級ハイテク企業 1.7 万社以上を保有し、1 万人あたりの発明専利保有件数は 16 年連続で中国全土の大・中規模都市の第 1 位となっている。

2012 年から現在までの公開情報からは、深圳のハイテク企業の発明専利出願件数等はいずれも着実に増えつつあり、量だけでなく質の面でも有効権利保有件数や PCT 国際出願件数などを見れば向上しており、中国のトップレベルにある。この深圳の発展は、多くのテクノロジー企業が知財活動を含むイノベーションに焦点を当てて活動していることが背景となっているといえるだろう。

(2) 深圳の知的財産権保護の課題

深圳はイノベーションで全国をリードする一方、多くの知財保護上の課題にも直面している。例えば、補助金の出願を目的とした非正常な専利出願により市場が混乱しており、その実施率は低く、多くの専利が経済活動において本来の役割を発揮できていない状況にある。また一部の中小企業は、いまだに製品又はブランドに対する保護意識に欠けており、トラブルや問題に遭遇して初めて知的財産権の重要性を認識するケースも少なくないと言われる。そして、ひとたび知財侵害紛争に遭遇すると、権利保護手続が複雑で、権利保護に要する期間が長く、立証が難しく、権利保護コストが高く、（権利者として）賠償額が低いなどの理由から、ほとんどの企業は権利保護を諦めるか、又は私的に和解する方法を選択する状況にある、といわれている。

また、海外での知財紛争の頻発、特に海外先進国企業の特許障壁は、その多くが輸出型である深圳企業の「走出去（海外進出）」において直面する重要な障害となっている。特に、海外知財紛争に要する費用及び経験と能力が不足していることが問題となっている。

知財侵害犯罪に対する取締りなど司法による知財保護についても強化される方向にあるが、依然として課題が存在しており、改善途上にあると言える。

(3) 政府の施策及び関係機関の支援措置

上記のような課題を踏まえ、中国政府は国家政策として深圳を「知的財産権を保護するためのベンチマーク都市」とすることを掲げ、深圳市政府は、「知財強市」を目指して知財保護及び知財運営（活用、実用化）を促進するために、「知財の質の向上」及び「知財サービスプラットフォームの構築」に重点を置いている。

「知財の質の向上」では、深圳市知的財産権第十四次五か年計画における「質」、「高価値」を意識した評価指標の設定、中国発の知財保護条例の制定・迅速な見直しによる知財保護強化などを実施するとともに、その実用化を課題として推進している。深圳のイノベーション政策においても知的財産は最も重視される項目であり、特に、知財の実用化及び金融の統合について大きく取り上げられている。深圳の科技イノベーション条例には、知財価値評価の完備や知財価値の財務諸表への組み込み、知財マネジメントシステムの確立、知財金融における知財担保融資リスク補償メカニズムの構築、そして、知財証券化について詳細に触れている。

この知財証券化については、深圳が中国において比較的先行しているが、最初の商品は2019年に上市されたばかりである。この取組では、国営企業である「深圳高投新」が構築した「深圳モデル」、すなわち知財担保融資の少額融資債権を基本資産とする中国発の知財証券化商品を構築し、その後、このモデルに基づく複数の知財証券化商品が展開されている。

「知財サービスプラットフォームの構築」では、深圳市及び南山区が率先して知財保護センターや知財運営センターを設立し、知財の基礎的な研修から知財保護支援、知財成果の技術移転のサポート、さらには海外知財リスク対応や企業内の知財マネジメント体制の構築サポートに至るまでコンサルティングや補助金を含む様々な支援を行っている。

また、このプラットフォームの一角を担う仕組みとして、深圳市では知財をテーマとする民間団体又は協会組織が設立され発展している。例えば、南山区知的財産権連盟は、南山区内の著名な企業4社が理事長企業となり、様々なテクノロジー企業や大学・研究機関、金融機関・投資機関、法律事務所等100社以上が参加し（日本企業も含まれる）、政府とのコンタクトハブとして様々な活動を行っている。その他、知財専門家が主導する深圳知財連合会や大学内の技術移転センターなど、様々な主体が知財活動を行っている。

(4) 深圳創業板などへの上場と知財の関係

深圳に多く存在するテクノロジー企業、特に新興のスタートアップ企業は、そのイグジットとして深圳創業板や上海科創板への上場を目指している。

創業板などの上場プロセスでは、知的財産についてのリスク評価が課題となる。上場プロセスでは、法律事務所、資産評価事務所及び上場発行の推薦機構などにより、知的財産の資産情報の検証と開示、知的財産権による株主出資状況の検証、発行者が所有又は使用する重要な知的財産権をめぐる訴訟又はその他の紛争の有無検証、成長性、知的財産権管理制度及びシステムの構築状況などが評価される。

中国では、実際に、上場において知財上の問題がリスクとして評価され IPO が阻止される事例が発生しており、上場時の企業の留意点として、①事前に知財デューデリジェンスを行って企業自体に知財上の欠陥がないように予防対策を十分に行い、自身の知財リスクを認識して事実通りに開示し、目論見書の内容と実態が一致していることを確認すること、②紛争が発生した場合には積極的に法的対応を行い、訴訟にも積極的に対応すること、が挙げられる。

(5) まとめ

本調査を通じて、深圳のイノベーションを支える原動力として、深圳のイノベーション企業の知的財産の権利化や活用に対する活発な取り組みとそれを支える様々な知財サービス、そして市・区政府による手厚い知財面での支援が貢献していることが明らかとなった。特に、知財証券化をはじめとする知財金融については先進的かつ試行的な取り組みがアジャイルに進められており、今後の改善と発展が注目されるところである。

深圳には、依然として知財面の課題を抱えている企業も数多くいるものの、これらの活動を通じた知的財産エコシステムの形成と充実が進み、更なるイノベーションの基礎となるものと考えられる。我が国としても、この仕組みについて大いに学び、この情報を積極的に活用していくことが望まれる。

[特許庁委託事業]

深圳におけるイノベーション企業に対する
知的財産に関する支援体制について
～政策、支援機関、証券化、上場と知財～

2021 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

嘉権特許商標事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

広州事務所・香港事務所

(知的財産権部)